

## 予 算 特 別 委 員 会 ( 3 日 目 )

1. 開会及び延会 令和5年3月20日(月) 午前9時30分 開会  
午後5時36分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川 村 優 子
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	西 川 善 浩
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	梨 本 洪 珪
議 員	柴 田 三 乃
〃	松 林 謙 司
〃	増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
総務部長	東 錦 也
総務部理事兼	
都市整備部理事	安 川 博 敏
生活安全課長補佐	増 田 智 宏
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
こども未来創造部長	井 上 理 恵
子育て支援課長	新 澤 健 嗣
産業観光部長	早 田 幸 介

農林課長	吉村和則
農林課主幹	勝浪栄次
商工観光プロモーション課長	竹内和代
都市計画課長	奥田雅彦
建設課長	竹本淳逸
教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則
教育総務課長	村田真也
学校教育課主幹	西川直孝
生涯学習課長	葛本章子
生涯学習課主幹兼	
文化会館長	庄田康則
生涯学習課主幹兼	
図書館長	石川孝子
体育振興課長	吉田賢二
体育振興課主幹	吉村賀央

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第20号	令和5年度葛城市一般会計予算の議決について
議第21号	令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第26号	令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第24号	令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第22号	令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第25号	令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第23号	令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第27号	令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第28号	令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

**川村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。委員の皆様、そして理事者の皆様も、いろいろと年度末業務、議会もとてもですけれども大変な状況であるということもお察しを申し上げます。本当にお疲れ様でございます。

さて、本当に世間も春めいてまいりまして、昨日、一昨日の休日は行楽というか、もう桜も、それからほかのお花も咲いておりまして、久しぶりにハイキングというようなそんなモードになってまいりました。本当にいい春を迎えたのかなと思っております。

本予算特別委員会も、本日も1日最後まで皆様の慎重審議、どうぞよろしく願いいたします。体調管理をなさって、まだもう1日予定をしておりますので、しっかりと頭脳を働かせていただきまして、よろしくご審議お願いいたします。

委員外議員のご出席の紹介をさせていただきます。柴田議員、松林議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただきまして、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名しました後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。また、答弁における予算の年度につきましては、新年度予算は令和5年度予算、そして今年度予算は令和4年度予算という、できる限り具体的な年度で説明をお願いいたします。

なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いいたします。原則として、課長補佐級以下の委員室入室は認めておりません。理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室の入口付近のマイクによって答弁をお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。その前に、3月17日金曜日の第3款の中の理事者の答弁に修正があります。その款は、3款、子育て支援課、新澤課長のほうから修正答弁がありますので認めます。

新澤課長。

**新澤子育て支援課長** 子育て支援課の新澤です。朝の貴重な時間、申し訳ありません。お願いします。

3月17日の委員会で谷原委員から質問いただきました夏休み等の学校休業日における学童

保育所の会計年度任用職員について、何時から採用かの質問についての訂正して再度説明させていただきます。

夏休みの学童保育所の会計年度任用職員の採用期間は午前8時30分からと申しあげましたが、学童保育所における会計年度任用職員の採用については、週のうち何日、1日のうち何時間勤務という形で採用して勤務してもらっております。平日の学校がある日については、放課後から午後6時30分までの時間の中で勤務可能な時間を勤務してもらっております。夏休み等の長期休暇については、通常保育が午前8時30分から午後6時30分までの開設ですが、希望者に対しては午前8時から午前8時30分までの早朝延長保育というものは利用できますので、開設時間は午前8時から午後6時30分までとなります。その中で勤務可能な時間を会計年度任用職員についてはシフトを組んでいただいて勤務してもらっております。

以上が訂正させてもらう内容でございます。よろしくお願いいたします。

**川村委員長** ただいまご答弁いただきました谷原委員の質疑でございます。谷原委員、何か。

谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。30分早くされてるということですので、あとは周知のほうをぜひお願いいたします。私、前回質問させていただいたときに、そういう保護者の方のご意見がありましたので、周知を早めに徹底していただいて、そういうシフトが組めるようにお願いしたいと思います。

以上です。

**川村委員長** それでは、本日の議案審査に移ります。

本日は、5款農林商工費に対する質疑から行います。

質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

まずは116ページの質問を2つ差し上げたいと思いますが、116ページ5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金に係る質問を2ついたします。

まず、大和平野土地改良区負担金、予算金額108万7,000円ですけれども、まずこれがどのような負担金なのかについてお伺いをしたいと思います。

それから、同じく18節負担金補助及び交付金なんですが、大和平野土地改良区賦課金に係る補助金というのがあります。759万3,000円の予算金額ですが、令和5年度は令和4年度に比べて前年比若干減っています。これはどのような制度なのかというふうなことについてお伺いをしたいと思います。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** おはようございます。農林課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまご質問をいただきました1つ目の件でございますが、大和平野土地改良区負担金のほうでございます。これは、吉野川分水を運営しております大和平野土地改良区というのがございます。それに対しまして、その受益地の市町村におきます負担金ということで計上

しておるものでございます。

それから、もう一つの大和平野土地改良区賦課金に係る補助金ということでございますが、この補助金につきましては、大和平野土地改良区の受益地の受益者に対しましてそれぞれ賦課金というのがございます。その賦課金につきまして補助するものでございまして、農業振興の維持、それから農業者の負担軽減という目的で実施しておるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 承知しました。まず大和平野土地改良区負担金なんですけど、今し方、説明いただいたとおりだと思うんですけど、令和5年度の葛城市の負担する金額、これ108万7,000円というふうになってるんですけど、これの積算根拠はどうなってるのかお答えいただきたいと思います。

それから、この大和平野土地改良区の賦課金に係る補助金というのは、農家の方がこの賦課金を払っておられるものに対して葛城市が一定補助されるというふうなことだと思いますが、これが減ってるというのは、いわゆる賦課面積が減ってるというふうなことだと思います。令和5年度の賦課面積はどれぐらいなのかということと、それから恐らく賦課面積はどんどん減っていく傾向にあると思われんですけど、これの原因は何なのかということ、それから農地から転用された土地というのは主にどのような用途に使われるのか、何が原因なのかとこれに関わってくると思いますが、これについてお答えをお願いします。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** ただいまの1つ目のご質問でございますが、大和平野土地改良区負担金の負担根拠のほうでございますが、この根拠につきましては10アール当たり200円ということで受益地に対して負担を求められておるものでございまして、令和5年度の予算におきましては5万4,343.89アール、これに対しまして10アール当たり200円という単価を掛けたものの予算でございます。

それから、補助金のほうの関係でございますが、負担面積はどのぐらいという1つご質問があったと思いますが、令和5年度の負担面積につきましては4万8,673アール、これを基本に計算させていただいております。何分納付された金額に対しての補助金ということでございますので、前年度の実績を勘案して、それに基づいた予算の計上というふうになっております。

それから、面積のほうが年々減ってきているというご質問でございますが、これは委員おっしゃるように、農地転用が原因で受益面積が減ってきているものというところが大きな要素かなと思います。農地転用におきましては、いわゆる住宅への転用、あるいは資材置場、駐車場、あるいは工場とかいうようなことの転用が主な転用への内容ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 1つ目の質問については承知しました。

2つ目の大和平野土地改良区賦課金に係る補助金なんですけど、葛城市内でもこの住宅開発をしている風景を見ることがよくあります。人口もなだらかに増えてる傾向にあるわけです。

けれども、そういった住宅のほかには資材置場とか、あと駐車場、それからあと工場にもそういった用地転用がされているということ、承知しました。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

坂本委員。

**坂本委員** おはようございます。今日もよろしくお願いします。

1つ目の質問は117ページの3目農業振興費、これ皆さんご存じだと思うんですけども、私知らないのでも教えてほしいんですけども、農畜産物処理加工施設管理事業（農林課）というやつですね。1,371万5,000円分です。指定管理委託料151万5,000円支払われてますけれども、この施設はどちらに指定管理されてるのかということが1つと、その建物の工事請負費1,148万円計上されてますけれども、これは何をどのように工事をしようと考えてらっしゃるのかということ。

それから、もう一つですけども、118ページの畜産業振興事業の1つ目、需用費、消耗品費なんですけれども、スズメバチを駆除すると。これを消耗品1万1,000円と大したことないんですけども、このスズメバチというのは環境課もスズメバチ駆除をやってらっしゃると思うんですけども、これとは別に殺虫剤か何か購入してスズメバチを駆除しようかと考えてらっしゃるのか、その点を聞きたいと思います。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず1つ目の農畜産物加工施設のほうのどこの施設だということですが、これは道の駅「當麻の家」がその施設ということでご認識いただけたらと思います。

その次の工事請負費のほうですが、この「當麻の家」が築25年以上経過しております。施設そのものが経年劣化が進んでおります。令和5年度の予算におきましては、バルコニー部分の劣化が著しく激しいということで、その部分の梁柱の部分が劣化するおそれがございます。梁柱の部分を取替え工事させていただきますのと併せまして、高圧の電気設備のほう、こちらでも経年劣化ということで取替え時期が来ております。その他、排気ダクト等の経年劣化も含めましての工事請負費というふうになってございます。

それから、農業振興費の中の需用費のほうですが、委員おっしゃいますようにスズメバチを駆除するための殺虫剤等の購入費でございます。基本的に業者に委託することが多いのでございますが、状況によりまして職員が殺虫剤を塗布して対応することもございますので、その購入費ということでございます。農林課のほうでは、子どもの通学路とか、あとそれに関連するような施設について対応してございます。

よろしくお願ひいたします。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** ありがとうございます。その農畜産物処理加工施設は道の駅「當麻の家」であるということ、よく分かりました。そこに委託管理をされると。そこで葛城市で産出された農畜産物を販売されてるということになるわけですね。そこで、もう施設がバルコニーとか傷んでる

ので改修をすると、了解しました。

それとスズメバチの駆除ですけれども、これは普通、環境課も業者に委託して、児童の通学路とかでスズメバチが出たら、それ市民から通告があったら環境課が対応して業者に頼んで駆除してもらうという段取りになっていると思うんですけど、これは農林課も業者に委託してスズメバチの駆除、両方するということになるんでしょうか。それで、そのスズメバチの駆除で、この1万1,000円は多分殺虫剤のお金だと思うんですけども、農林課では駆除を業者に委託するという事はさっきやると言われましたけど、それはされるんですか。

**川村委員長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

ただいまの坂本委員の質問の中で、環境課というのをちょっと私、把握しておりませんでした。もともと農林課のほうでスズメバチの駆除は行っておりました。その該当する部分でいいますと、通学路のところでスズメバチがあるその道路部分とか、公共施設、市が管理する公園の中にスズメバチの巣があるというケースについては農林課のほうで対応させていただいてます。基本的に業者のほうでお願いしておりますが、簡単な分、簡単なスズメバチの駆除については、農林課の職員が網とネットで防除しながらスズメバチの駆除をやらせていただいておりますという状況でございます。

以上です。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** ありがとうございます。スズメバチの駆除を業者に委託するのであれば、この1万1,000円では到底足りないので、もっと10万円ぐらいかかるんだったかな、環境課が業者に委託するお金は。だから、農林課では基本、職員が殺虫剤で駆除されているということだと私は理解して、これで結構です。

**川村委員長** 今、その下の委託料というのがありますね。害虫、そこの関連とでもう一回答弁してあげてください。今、消耗品の需用費のところの1万1,000円だけの部分と思っていらっしゃるので、ちょっとそこ丁寧な説明をお願いいたします。

吉村課長。

**吉村農林課長** ただいまご質問いただきました委託料のほうでございますが、県指定の業者がおられます。この業者に対して、県で定められた単価1回当たり2万4,000円ということで、令和5年度予算といたしましては5回分の12万円を予算計上させていただいております。

取扱いのほうでございますが、大きな巣とか校舎にある巣とかそういった部分は業者をお願いして、我々職員のほうで行く場合は、ほんまの作りかけの巣とかいう部分については殺虫剤対応しているような状況でございますので、その辺ご理解いただきたいなと思います。

**川村委員長** 坂本委員、この下の12節委託料、ここと上の1万1,000円の関連、分かっていただけでしたか。

**坂本委員** 分かりました。

**川村委員長** そういうことです。ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。5款農林商工費、1項農業費の3目農業振興費、関連になるんですけれども、5目の畜産業費も同様ですけれども、ここに農業振興事業ということで18節負担金補助及び交付金というところに、例えばいちご生産組合補助金とか花き振興会補助金とか夏秋なすの生産組合補助金とか、いろいろと振興のための補助金を出されておられます。また118ページになりますけど、畜産業振興事業におきましても18節に畜産会負担金、あるいは酪農組合補助金というふうに補助金を出されているわけです。このことについて関連してますのでお伺ひしたいんですが、これは全て補助金の金額が令和4年度と同様であります。しかし、今、大変燃料も高騰してるし飼料も高騰してる、いちご農家なんかでもハウスの燃料代が非常に高騰している。そういう状況にあつて、振興費と言ひながら補助金が変わつてない。畜産業についても飼料は大変高騰してる。国のほうの施策もありますけれども、これについてはどのようなお考えで例年と同様の費用になっているのか、振興という以上、それぞれの団体に聞き取りとかされてるのかどうか、このことについてまず1つお伺ひします。

それから、2番目ですけれども、同じく3目農業振興費、農業振興事業の中の同じく18節負担金補助及び交付金の北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金というのがあります。この負担金の金額の積算の内訳をお聞かせ願へたらと思ひます。農業者がプラスチックを出すときに処理するときの費用の負担もありますけれども、ここでは負担金というふうに葛城市のほうからもお金が出てますので、その農業用の使用済プラスチックの処理についてどのようなことになっているのかお伺ひします。

3つ目ですけれども、先ほど質問がありました。同じ3目の農業振興費の中の農畜産物処理加工施設管理事業ですけれども、ここに指定管理委託料ということが151万5,000円ほど計上されています。これも令和4年度と同様の金額なんです。この積算の根拠はどういうふうにしてこの金額が決められているのか、このことについてお伺ひいたします。

以上、3点お願ひします。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

まず1点目の補助金のほうでございますが、この金額についてのお問ひやつたと思ひますが、これにつきましては毎年実績報告等を、その団体の運営に係る部分でございますが、そういった書類をいただいております。その際に、そういった委員お問ひのいろんな事情というのは何う中で予算というところにつないでおりますが、現状といたしましては特段そういった話が出ていないということで、基本的には前年度ベースでの補助ということで計上させていただいているところでございます。逆に令和4年度につきましては、コロナ等で活動が縮小されてるという場合につきましては、また補助金のほうは清算するというような流れになってこようかなというふうになっております。

それから、プラスチックのほうの関係でございますが、使用済プラスチックの積算の内訳でございますが、これにつきましては前年度の実績をベースに積算しているところでございます。令和3年度の実績でございますが、負担金といたしましては51万2,412円の令和3年



度の決算でございました。これを基に、令和5年度についての予測をいたしまして、同額の予算計上となっているところでございます。

それから、最後に加工施設のほうの指定管理の委託のほうでございしますが、これは平成27年度から令和元年度までのトイレに関わる経費を平均いたしまして算出しております。経費といたしましては、指定管理者であります株式会社農業法人當麻の家の収支決算の中から減価償却、施設管理費、水道光熱費、消耗品費、賃貸料、修繕費と、その他人件費につきまして1日1名がトイレ管理に対応しているという考慮をいたしまして、職員1名当たりの平均の人員費を合計いたしまして、施設全体の建築面積からトイレ部分の面積を割り出しまして、これを5年平均の費用を按分ということで算出した金額が303万円となっております。その303万円のトイレに関しましては、道の駅ふたかみパーク當麻と共用しているということでございますので、その金額の2分の1、151万5,000円を指定管理料として算定しているところでございます。

よろしくお願いたします。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 最初の農業振興費に係る補助金ですけれども、団体の運営についての実績ということで来てるということでもありますので、コロナで活動を縮小したらそれを減らしてるところもあるということなので、ほぼ前年度並みということでやられてるということでありました。そこで具体的な聞き取りをされてるということですけど、特に要望がなかったということなんです。しかし農業振興ということ葛城市として考える上でも、農業者が大変困難にあるということは多分いろんな新聞等でご存じだと思うんですよ。だから、そこら辺は実際そういうことがどうなのかということも含めて、振興するという観点からの取組ですので、そういうことについてはやっぱり調査とか実態も含めた把握とかいうことをされてるのかどうか、このことについて改めてお伺いします。やり取りはあるみたいですから、そのやり取りの中でそういうことがどうなのか、お伺いしたいと思います。

それから、2つ目の農業用使用済プラスチックの件ですけれども、これ私が聞いたかったのは、出てきた廃棄プラスチックの量に対して市が幾らか負担してるということになっているんですよ。その量がどんなものか、それで負担割合がどんなものかということをお聞きしたかったんです。個人が幾ら、行政から幾ら補助が出てるとい、そこをもう一回、申し訳ないんですけど、質問がちょっと伝わらなかったようですのでお願いします。

それから、最後の道の駅「當麻の家」のところ。農畜産物処理加工施設管理事業の指定管理料はトイレの部分だけということでありました。しかしながら、これは5年間の過去の実績ということなので、電気代等はこの中には当然この間の高騰は入ってないということだろうと思いますが、今後上がる見込みがあるというふうに、どういうことなのか。それはこれから5年後の馴らしになるのかということなんですけれども、そういうことで、ちょっと指定管理の在り方として、過去の分の平均で上げていくと来年度、特に新しい年度、今、非常に電気代が高騰してますので大丈夫なのかなと思うんですが、そこら辺のお考えをもう一回お聞かせください。

川村委員長 吉村課長。

吉村農林課長 まず1点目の各種団体への補助金の調査でございますが、なかなか1件1件お会いしてという機会も限られておりますけども、これから特に決算に伴う総会等が行われます。そういう中で、改めまして聞き取り調査等もさせていただきたいというふうにも思っておりますし、窓口においでになったときには当然ながら、団体関係についていろんなお話があったときには状況等も把握に努めるようには心がけているところでございます。

それから、プラスチックのほうの関係でございますが、直近の量でございますが、年度によって変わってきてるんですけども、令和3年度の廃プラスチックの量を申し上げますと、新庄営農経済センターのほうでは78.59立方メートルございました。それから、當麻経済センターのほうでは41立方メートルの廃プラスチックの処理の依頼がございまして、これにつきましてはJAならけんのほうと一体的に行っている事業でございまして、負担の割合につきましてはJAならけんのほうが3分の1、それから市のほうが3分の1、残り3分の1は生産者のほうが負担ということで実施している事業でございます。よろしく願いをいたします。

最後に指定管理の関係の電気代高騰の件でございますが、これは5年をスパンにした契約というふうになっておりまして、その中で基本協定、それから年度協定というものがございまして、その中で年度協定を結ぶ際にその辺りの部分はどうかという聞き取りはさせていただきますが、基本的には令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理という協定を結んでおりますので、その金額で進むものだということでご理解いただきたいかなと思います。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 まず農業振興ということですので、補助金を出すときに実績報告書を向こうから持ってこられたときにでも、やはり今の状況を、葛城市として農業振興するんだということであればまず実態把握をしっかりしていただいて、かつ葛城市ができる政策を農林商工費として今後見込んでいただきたいなと思うんです。というのは、葛城市は必ずしも農業振興で東北とか北海道と比べたら、それは市の経済に占める割合も低いかも分かりませんが、東北、北海道辺りでは行政のほうもこの資材高騰、それから燃油、あるいは畜産の飼料については、行政のほうも地域経済のことを考えて補助するということをやっております。葛城市の場合は団体にこういう形で補助金を出すだけで終わりと、それで農業振興やってるよでは、私は看板にもうちょっと実態を加えていただきたいなと思いますので、今後ともぜひその農業振興を行うという観点から、地域の方々のいろんなことを把握していただいて政策に生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、北葛農業使用済プラスチックの適正処理についてですが、JAが負担してる分もあるということですので、分かりました。これにつきましては問題意識として持っていることをお伝えしたいんですが、家庭菜園、それから農業者でもあまり大きくない水田を行っての方については、例えばマルチ、それからいろんなプラスチックの廃材が出るんですけども、一般家庭ごみでは引き取ってくれません。ちょっとした飼料の袋でもプラスチックです

から、それで出すとそれは取り分けられて置いておかれると。ほんなら、小口のプラスチックのものが家にたまるもんだから、切って要は燃えるごみとして出されると。マルチなんかでも、家庭菜園をやられてる方が分別収集でプラスチックごみとして出したところ、それは置いていかれるので、全部燃えるごみに切って入れてはるんですね。これからゼロカーボンと言ってるときに、このプラスチックの問題、大きく事業をされてる方は農協へ持っていきますよ。私も何度も持っていきますけれども、大量に持って来られる方、大体軽トラ半分で何千円、1杯で何千円という世界なんですね。だから、そういう小口のこの農業用プラスチックの扱いがちょっと行き場がなくなってるので、これを利用するとJAのあれが入ってますので必ずしもそうはいかないところがあるんですが、そういう問題意識でこれからゼロカーボンのことがありますので、そういう問題を共有していただけたらと思います。

それから、最後に農畜産物処理加工施設管理事業ですが、これは指定管理で5年間ということなので、私ちょっとこれはかわいそうなことになってるんじゃないかなと、負担分が。トイレを管理するということで、電気代等かなりやっぱり負担になってくることがありますし、指定管理の在り方では社会福祉協議会に対するゆうあいステーションの指定管理については毎年こまめに予算を変動させてると。あるいは清算もされてると。単年度やっておられるわけですよ。それと比べたらあまりにも差があるので、この点については改善を求めたいと思います。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** よろしくお願ひします。私からは休養センターの件についてご質問いたします。119ページ、5款農林商工費、1項農業費、7目休養センター管理費に関してです。まずはこの中の報酬に関するところ、農業者健康管理休養センター運営事業の委員報酬、それとその下の報酬、農業者健康管理休養センター管理事業の報酬について、このまず委員のほうはどのようなことを話し合われてるのか、年間何回開催されてるかということをお聞きします。その下の会計年度任用職員の報酬になってますけども、これはどういった業務をされてるのかというその内容を教えてください。それから、この7目の全体的な質問として、まずたいま温泉はもう昭和52年に建築されて46年経っております。昭和30年の法律第179号に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがあります、これによったら、要はその補助対象事業として建てたやつはそれ以外の目的以外で使ってはならないというところなんです。ところが、これが平成20年に内閣府が旗振って、補助対象施設の転用等について弾力化を各省庁に求めて、農業関係のところに関しても弾力化の基準が変更されております。現状、これをいつまで今の運用を続けるかということについて確認したいと思います。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。よろしくお願ひをいたします。

まず報酬の件でご質問いただきました件でございますが、まず1つ目の運営委員会の委員報酬のほうでございますが、これにつきましては、この農業者健康管理休養センターの運営

方針に対しまして検討を要するということがあった場合には、こういった委員にご相談を求めまして検討するようなことで予算を計上しているところでございますが、令和4年度におきましてはこういったことを討議していただくような案件もございませんでしたので、執行のほうはございませんというところでございます。

それから、会計年度任用職員のほうの関係でございますが、こういった業務ということでございますが、主にゲートボール場、ふれあい広場のほうの管理業務をしていただいております。受付業務から施設管理、施設管理におきましては休養センター本体の部分も含めましての管理ということで携わっていただいているところでございます。

それから、本体の事業執行における適正化の関係でございますが、今年度も内部的にはそういった施設の活用方法についての検討はさせていただいているところでございますが、一部施設につきましては貸館をしておるというところでございます。貸館の中のもともと食堂であった部分につきましても一般の法人のほうに貸館をしているところでございますが、これが3年契約で更新という形で進んでおるところでございます。その3年の契約期間が直近では令和4年4月1日から契約しております。令和7年3月31日までの契約ということで、1年前までに契約更新につきまして申出等がない場合は自動更新されるような仕組みでございます。それからいきますと令和6年度末までは契約上貸館するということとなっておりますので、その辺りも含めて今現在こういった形で進めるべきかということを検討しているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 委員と会計年度任用職員の業務の内容は分かりました。

それから、このたいま温泉の活用については今年度も検討するという事なんですけども、まずその前に確認しておきたいんです。この補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条のところなんですけども、ここにうたわれてるのは、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。この当初の交付のときの目的というところの、要するに各省庁の承認を得てる書類の中には今現状の貸館のところは目的に入ってるんですか、そもそも。農福連携とおっしゃってますけど、これは農業者健康管理休養施設なんですけども、福祉というのほうはうたわれてないんじゃないですかね。まずそれを踏まえた上で、この契約が3年更新で昨年4月1日に更新されてるんです。そしたら、その4月1日に更新すべきがどうかというのは、昨年度委員会を開催してそこで話し合うべきじゃないですか、そもそも。何で話し合われてないんですか。それはもうスルーされてるんですか。ちょっとそれおかしいんじゃないですか。更新するって、結構これ運営方針に対して検討を要するときに開催するというのであれば、本来これ開催してないとおかしい話ですよ。それとやっぱりこの施設を今後どうするかという、これは重要なことなので、それこそ委員会を何回も開催して予算もつけて、あの施設をどうするかというところの本質的なところを話し合うべきじゃないんですかね。

**川村委員長** 当初の目的外使用になってないかどうかという、その補助金の業務について。

吉村課長。

**吉村農林課長** 目的のほうでございますが、今、貸館してるところでございますが、これは補助をいただいて建ててる部分ではないというふうに考えておりまして、そういった部分を有効活用ということで農福連携で使用しているというところでございます。本館のほうにつきましては、おっしゃるとおり農林水産省の補助をいただいて施設を建てているところでございますが、先ほど申しあげましたふれあい広場につきましては、農業者のみならず市民が有効的に利用していただけるというような部分に置き換えて現在活用していただいております。あと多目的ホールにつきましてもそういった利用内容に応じて検討はさせていただいております。

よろしく願いいたします。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 今初めて聞いたんですが、貸館しているところは補助対象事業の範囲の施設じゃないということなんですね。そしたら、それがあるがために、いろんな屋根を修理したりとか電気設備を整備したりとかいう本体部分のところの補助対象施設に、これだけ予算をかけて修復してきてるんですよ。そしたら、もうそれ切り離して本体のほうを、もう本当に弾力化運用できるというふうに言われてるので、なぜそこを新たに、こっだけ費用がかかっている中、本体使っていないやったらそこに対して維持費だけがかかっている状況を改善しようといないんですかね。そこが疑問ではしょうがない。もう聞けないので、もしどなたか続けてくれるんやったら言ってもらったらいいですけども、そこはやっぱり施設の見直しという点であの施設は対象施設として挙がってますので、そのところは本当に考えていってほしいと思います。やはり委員会は名前だけじゃなくて、そういったところの施設の在り方というのを本来検討すべき一番大きな問題なので、先ほど申しましたように、そのところはできるだけ早く、あの施設をどうすべきかということを検討お願いしたいと思います。

**川村委員長** 答弁していただきましょうか、今のね。

溝尾副市長。

**溝尾副市長** 補助金の適化法の通知、ちょっと今詳細がないので詳しくは文言まで覚えてないんですけども、補助金の適化法の転用であったり除却の条件として、地域の活性化という表現があります。市長からも指示いただきまして、今後、地域の活性化、何ができるのかをしっかりと産業観光部で検討しなさいというような指示をいただいております。それを、地域の活性化ですので観光に使うのか、あとは少し大きな話になりますけどスポーツの話であったりできるのかとか、あとは登山の関係でできるのかとか、いろんなご意見もいただいておりますので、まずあの施設をどうにかしないといけないという課題は重々承知しておりまして、何ができるのかが決まらないと、その除却だったり解体であったり改修であったりという作業に入れませんので、そこについて今、検討させていただいている状況ですが、公共施設を仮に建てる場合は、やっぱり公共施設のマネジメントの関係から、あまり公共施設をばんばん建てるべきではないとも考えておりますし、一方で地域の活性化になって投資になるのであればそれはしっかり投資をしないといけないというバランスも考えながら、今、検討している状況でございます。まだ結論が出ていないので申し上げることはできないんですけ

れども、そういうふうに地域の活性化で何が市にあったらいいのか、當麻寺も横にありますので、そういうのと連携しながら、何があれば何十年かあの地が本当にいいところになるのかというのを考えさせていただいておりますので、もう少しお時間いただきまして、しっかり検討はしておりますが結論は出ていないというような状況です。

**川村委員長** よろしいですか。コメントあったら言うてください。

どうぞ、奥本委員。

**奥本委員** 実はこの後で言おうと思ってたんですけど、西の山の辺の道とかのあんなんも考えて、市長はいろいろ構想を練ってらっしゃると思いますので、あとあの位置というのは二上山の登山口であって、やはりあそこを移動する方というのは非常に多いんです。やっぱりあそこを拠点にいろいろ活用方法を考えていくと、非常に面白い施設になるのはもう間違いないんです。ところがほったらかしにしてる状況なので、正直、今あの建物の中身を私、確認させてもらったら、もう転用できる状態でもなくて、もう除却しか方法ないと思うんですね。でしたら、もうそれを前提として今後どういうふうにしていくかということをも早くもう検討していかないと、もうできる方法というのは限られておりますので、そのところをこの運営委員会の委員だけでそこで決められる話じゃないと思いますので、やっぱり行政のもう少し大きいところに問題を上げて検討をお願いしたいと思います。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** お願いします。私から117ページの5款1項3目の農業振興事業の中の18節負担金補助及び交付金の中の新規就農者確保事業補助金、令和4年度と同額の300万円がつけられています。まずはこの補助事業の内容と、令和3年度、令和4年度はどれぐらい利用があったかということをお聞かせ願いたいのと、それと120ページです。5款1項9目14節の工事請負費なんですけども、生活安全課の有線放送管理事業で、有線放送は今、防災無線になっていますが、有線放送の撤去事業492万円が付いております。これの状況、撤去についてはどれぐらい進んでいるのかということをお教えいただきたい。

それと、121ページの同じく款、項一緒で10目、団体営土地改良事業の中の12節委託料の測量設計等委託料、これ概要書で言うと38ページのため池劣化状況調査業務5か所、ため池耐震性調査業務1か所、まずこれはどこのため池かということと、防災ため池が葛城市に何か所ぐらいあるのかということをお教えいただきたい。

以上、3点お願いします。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。よろしくお願いをいたします。

まず、1点目のご質問の新規就農者確保事業補助金の内容ということでご質問いただいたかなと思います。この事業につきましては基本的には県が主体となって実施する補助事業でございまして、経営不安定な就農初期段階の40代以下の青年就農者の方に対して経営開始型の青年就農給付金を給付することによりまして、就農意欲の喚起と就農の定着を図るため、年間150万円を限度として給付されるような内容でございます。

それから、実績のほうでございますが、過去の実績といたしましては、葛城市におきましては平成27年度から令和元年度までこの給付金を受給されたという実績1件がございまして、それ以降は今のところ残念なことに実績のほうはございません。

それから、団体営の委託料の関係でございますが、おっしゃるとおりため池劣化状況調査及びため池耐震性調査の委託ということでございまして、箇所数で申し上げますと、ため池劣化状況調査につきましては、令和4年度の国の2次補正に伴います補正予算分と含めまして、令和5年度におきまして20か所を実施する予定でございます。それから、ため池耐震性調査につきましては2か所実施する予定で、劣化状況調査につきましては20か所ということで、池の名前だけをざっと申し上げますと、柿本池、笛堂池、山田新池、イセ池、脇田大池、善海池、上池、大屋上池、的場池、滝ノ本池、外池、ダブ池、大形池、皿池、古池、弥宮池、別所池、瓦堂池、白光田池、和田大池、この20か所を予定しております。

それから、ため池耐震性調査のほうにつきましては2か所、西辻新池と加守南池を実施予定しております。全体的に市内で奈良県のほうで指定されておりますため池が110か所ございまして、これを5年間で調査するという計画で進めておるところでございます。

よろしく願いをいたします。

**川村委員長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの西川委員のご質問でございます。有線放送の工事請負費についてどうなっているのかというようなお問い合わせであったかと思えます。平成30年の5月に終了いたしました新庄地区におけます有線放送設備の撤去工事を令和2年度より進めておるところでございまして、令和2年度には延長1.85キロメートルを撤去いたしました。それで、令和3年度には4.4キロメートル、本年度、令和4年度ですけれども8.81キロメートル、合計いたしまして今までで15.1キロメートルの撤去を行っております。総延長82.97キロメートルでございますので、18.2%の進捗となっておりますのでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** まず新規就農者確保事業補助金というところで、平成27年度から令和元年度までは1件というところ、今まではないというところなんですけど、これたしか5年間にわたって多分恐らく補助をされるかと思うんです。そやから、これ平成27年度やから、今の今回300万円補正出されてる中でもまだ使われてるところもあるんですかね。ちょっと分からないですけど、ないんですかね。分かりました。ほんなら、新規就農者確保事業補助金というところで取りあえず枠は取っておられてるけれども、なかなか難しいところですよ。これ、僕思うんですけど、今、県の制度やからどうか分かんなんですけど、担い手が少なくなってるというのが実際のところで、ただ僕の近い同世代の方でも親がやられてて、やっぱり自分もその農地を守っていかなあかんというところでやり始められてる方もいるんですね。そういうのをここの補助事業に何かしら当てはめることというのができひんのかどうかというところを、拡大解釈できるのかどうかというところとか、市としてもどういうふうにとこら辺考





ます。それと先ほど私、総延長のほうを言い間違っておりまして、総延長101.64キロメートルになっております。進捗状況は14.8%となるということでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 新規就農者の件に関しましては、いろいろと県の制度上、ハードルも高いところがあるのかなと思うんですけど、そこも県としっかり話しして、ちょっとでも何かしら緩和できるような、これ難しいかもしれませんが、やっぱり40代でなかなか農業される方というのも、新たにされる方というのは目的を持ってされるのであれなんですけど、やっぱり自分の土地、田んぼ、先祖から受け継いだものを守っていこうというところに対しての補助というのは手薄いなというところをすごく感じますので、その辺を何かしら考えていかなんところかなと思っております。これは意見としてお話しさせていただきます。

それと、ため池に関しましては分かりましたけども、葛城市はため池の文化でもありますので、水源の話もあると思うんです。そういうところをきっちり、どこが今度、水源というか飲料水の水源ですよ、水道水の。そういうところも念頭に置きながらやっぱり考えていかなんところかなというところもありますので、その辺も踏まえて調査、また改修のほうを行っていただきたいなと思っております。

あとは、今回に関しましては12.34キロメートル、その有線放送設備撤去というのは結構やっぱりなかなかかかるもんなんかなという感想なんです。あとこのままでいくと、今まで14.8%やから、あと5年、6年とかぐらいかかるような事業になってくんなかなというところで理解をさせていただきました。ちょっとでも早く進めるようにしてもらわんとあかんなかなというところで努力のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

**川村委員長** 全体計画の中の、要するに計画がどこまであってというそういったところの答弁もさっきなかったと思うんですが、その辺はもらえますか、答弁。

東部長、全体計画の中で全体のことをちょっと。

**東 総務部長** 全体の計画でございます。今、西川委員おっしゃっていただいておりますとおり、令和11年までにはすべて撤去しようというふうに思っております。令和5年度で先ほど申しました延長12.34キロメートル、令和6年度でいきますと11.04キロメートル、令和7年度にいきまして11キロメートルです。そして、令和8年度で10.51キロメートル、そして令和9年度で12.55キロメートル、令和10年度で14.23キロメートル、最終年令和11年の予定では11.30キロメートルということで計画をしておるというところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員、よろしいですか。

関連、杉本副委員長。

**杉本副委員長** 新規就農者のお話なんですけども、新たにこれ目的は農家やっていただくということで、前もこの話出たと思うんですけども、これは条件が厳しすぎるから大人気ではないじゃないですか、今お聞きしたところ。西川委員おっしゃるみたいに、今の方々というのは一旦

置いて、新規をするというお話になったときに、申込み人数が多いですけどハードルが高すぎて駄目なのか、申込み自体が来ないのか、まずそこを改善しやんかったら、僕、これ毎年出てくるお話やと思うんです。来年も聞いたときに、ゼロですというふうになると思うんです。それもまさに県と話し合いとかとなると思うんですけど、今どういう状況なんかお聞かせ願っていいですか。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。

今のご質問でございますが、40代以下の青年就農者というのはなかなか專業で事業を起こしてというところがほとんどないという状況でございます。しかしながら、西川委員おっしゃるように、経営を継承してやるとかいう部分もちろんあるかと思えます。そういった部分は県とも協議しながら、そういった事業に何とかつないでいけないかという部分も今後いろいろと検証してまいりたいかなと思えますので、よろしくお願いをいたします。

あと、申請の件数でございますが、申請という部分につきましてはもうこの実績どおりないというような現状でございますので、ご理解をいただきたいかなと思えます。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** だから、それね多分、前も同じような答弁やったと思うんです。ということは、大前提のそれがもう破綻してると思うんです。そのハードルを下げるであったり、他市他県の状況を聞いて、例えば葛城市の中でこういう条件やったらいいですよというふうにしやんと、ただただ上がってくるだけという話になってきたらちょっと具合悪いと思うんです、これ。これ、初回じゃないと思うんです、このお話があったのは。だから、県との話し合いもどういう話し合いになってるか分かんないですけども、これじゃあ駄目ですと。じゃなくて、こういうふうにしてくれないと、例えば40代が厳しかったら50代にしてくださいであったりと、もうこの制度自体じゃなくて、葛城市は地元の方々を助けたいからそういう制度をつくってくれとかいうふうにしなないと、これ毎年毎年300万円上がってきて、ゼロです、ゼロです、ゼロですと。これも多分三、四年ゼロですという話になってると思うんです。ということを多分やっていただかないと、僕は農家の方々に対してということに関してはあんまり意味がないかなと思っちゃって、大人気やったらいいんですけど。もう一つ言うとしたら、もっといいもんを提案していただいたら新規の方も増えるんじゃないかなと思うので、これを1年かけて県との話し合いでちょっとやっていただきたいなと思えます。これは初めて言う話じゃないので、多分前もこの話出てると思うんです。その辺はいい制度にしていきたいなと思えます。もうこれは……。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** なかなか新規就農の方がというのは非常に難しゅうございます。農業自体は決してそんなにやり方によってはもうからない産業ではないのかなと、やり方によっては非常に利益の上げる分野であるという認識を持っておりますが、全国的に見ましても、非常に新規就農という分野に関しましては、若い人たちがそちらのほうに目を向けられる方は少のうございます。その中で国のほうもいろんな政策を打ってきて今回のこの制度をつくってるんですけども、

地域によりましては非常に手厚い制度でございましたので、その補助金目当てにというわけではないんですけども、非常に無理な計画の中で新規就農されましたので継続ができてないというようなことがございましたので、今回はその制度設計が厳しく逆になっております。先ほど課長が申し上げましたように、ハードルを上げた中で実際に新規就農されて農業を継続できる方を抽出した中での補助という考え方に変えられました。それが若干なり、葛城市におきまして非常に意欲的な方がございまして、その方をというような話もしたんですけども、やはりハードルの中でそこまで至らなく、違う援助の仕方を模索していると。中部農林振興事務所の方にもお願いして一緒にやっているというような状況でございます。非常に難しい分野でございますけども、市独自で持つかどうかというのはこれはまた別の議論になりますので、これからもしそういうことが可能であって、実際に新規就農がこれから広がっていくような可能性が高くなるような事業といたしますか、考え方が整理できましたら、また検討は続けてまいりたいと考えております。今の現状はそういう現状でございます。

以上でございます。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** よろしく申し上げますとしか言えないんですけども、前のときも何か補助金目当てでやられて、どっとその条件が上がっちゃってと、そうなんです。それも全国的にというのもお聞きしてるんですけども、そのハードルを上げることによって申込みができないというのなかなかマッチポンプな状態になってるので、これもこれなんですけど、その前に地元の農業を支えていただく方も対象にしたというふうな考え方に僕はシフトチェンジしていくことも大事なかなと、ないところに募集かけても致し方ないところあるので、その辺は1年だけでもかけていただいてもいいので、県との兼ね合いというのをしっかりやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

**川村委員長** 関連、また。

谷原委員。

**谷原委員** ちょっと別のところで西川委員との関連なんですけど、有線放送維持管理費のところの工事請負費ですが、令和5年度はどこの大字が対象になるか教えてください。

それからもう一つ、団体営土地改良事業におきまして、測量設計等委託料でこれは予算の概要の38ページのところに、先ほども指摘がありましたため池劣化状況調査業務とため池耐震性調査業務、2種類あるんですね。この考え方がどうなってるんかお聞きいたします。先にため池劣化状況調査をやって、そしてこれはちょっともっと調べなければいけないから次のため池耐震性調査業務に入るのか。それとも、先ほどあったように住宅地が非常に近いからということで選定してるのか、この2つの調査の割り振りがどうなってるのか、それをお聞きします。

**川村委員長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきます。令和5年度の予定はどこの

大字かということでございます。7か大字でございます。まず1つ目でございますけれども、林堂大字、次に山田、そして平岡、そして次は山口、次が笛吹、次が梅室、最後、脇田となっております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。よろしくお願いいたします。

ため池劣化状況調査とため池耐震性調査の内容ということでご質問いただきました。まず、ため池劣化状況調査のほうでございますが、これは防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、防災重点農業用ため池の防災工事等を計画的、集中的に実施していくために、令和3年3月29日に奈良県が防災重点用ため池に係る防災工事等推進計画を策定しております。葛城市においては、市内110か所のため池が防災重点農業用ため池の劣化状況対象ということに指定をされまして、それらの調査を令和4年度から5か年で実施するという進めておるものでございます。防災減災事業といたしましては、防災重点農業用ため池の劣化状況評価を行います。地震耐性評価を行い、防災工事を計画的に実施するところにつなげていくというようなことで実施しておりまして、ため池耐震性調査につきましては、その防災重点農業用ため池の防災工事、これの必要性についての判断をするための調査というふうになっておりまして、これにつきましても地震または豪雨によるため池決壊の危険性を調査するというものでございます。この地震・豪雨耐性評価を行いまして、防災工事の計画につないでいくというようなものでございます。

よろしくお願いいたします。

**川村委員長** よろしいですか。関連ですか。関連1つと質疑。

奥本委員。

**奥本委員** まず私も、有線放送のところで関連でまず1件伺います。私も、間違ってたらごめんなさいね。恐らく通信ケーブルなので、中は銅だと思うんです、材質としては。銅は、実は過去10年ぶりという形で相場がすごい上がってるんですよ。買取価格が上がってるんです。私、何が言いたいかというと、これ工事請負費でいつも上がってるんです。恐らくその算出の根拠というのは、銅を売った売却益というのは全然入ってないはずなんです、ここには、と思うんですね。これはもしかすると、私以前、若干ケースが違うんですが、火葬場の焼却残骨灰、あれ実は今1円で請け負ってるんです。要は、あの灰を精製した希少金属がもう十分利益出せると。それと同じ感じで、これ工事した業者がこれを売ってしまうとある程度利益が出るんじゃないか、つまりこの予算も圧縮できるんじゃないかと私は思うんですけど、その辺の検討というのは何かされてるんでしょうかね。その上でこの金額なんですか。そこをまず確認したいと思います。これがまず関連です。

新規のところの2点、これは125ページ、3項商工費のところの委託料、登山道整備計画策定業務委託料で、登山道が荒廃し、利用者にとって危険なため、国の整備計画に合わせて事業を行うということですが、これ現状、多分正規ルートのことだと思うんですけど、どのルートを予定されているのかの確認をお願いします。その下、工事請負費、これが公衆無線

LANサービス、SumoWi-Fiの停電対策用バッテリーの交換ということですが、これ停電対策用バッテリーで、恐らく無停電電源装置のUPSのことだと思うんですけど、このUPSするのかどうか、あるいはこれ、今やったら災害対応にも絡むソーラー蓄電池の適用とかも考えられるんですが、その辺りの比較検討というのはされてるんでしょうか。

以上、3点お願いします。

**川村委員長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。

ただいまの奥本委員のご質問にお答えをさせていただきます。業者が銅を売ってるんじゃないか、またそういうのをどう考えてるかというご質問であったと思います。その件に関しましては、設計する段階でやっておりまして、相殺した金額ということで、この492万円とっておるところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

登山道整備計画策定業務委託のことについてです。老朽化した登山道を整備させていただくために行います。葛城山と二上山がある国定公園内を整備するためには、奈良県を通じて、令和6年度の国の自然環境整備計画への申請が必要となります。その計画内での整備費は国の自然環境整備交付金2分の1の補助を受けることができます。その申請を行うために、令和5年度において事業費の試算を行い、自然環境整備計画への申請の準備をさせていただくための費用でございます。

申請するルートでございますが、2つの候補がございます、1つは二上山におきましてふたかみパークから雄岳に向けての、今は非正規ルートになっておりますが、それを正規ルート化を目指すコース、それともう一つは、葛城山におきまして荒廃している寺口布施城ルートを整備し市街地と葛城山のダイヤモンドトレイルを結ぶコースの2本を計画しております。

Wi-Fi事業でございます。市内に19か所、23台の公衆無線LANが設置されております、SumoWi-Fiの劣化した停電対策用バッテリーの交換を行うものでございます。葛城市のSumoWi-Fiの当初の事業名に観光・防災Wi-Fiステーション補助事業とありますように、市民及び観光客のインターネットの閲覧等による利便性の向上と葛城市地域防災計画に記載があります災害時でのWi-Fiネットワーク無制限開放の実施を行うという両方の機能を有していますので、緊急の停電時にも作動する必要があるために、今回バッテリーを交換させていただくものでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まず、有線放送に関してはその売却益を相殺した金額で設計されてるということで、了解いたしました。

それから、登山道に関しまして、これ私、昨年の一般質問で取り上げましたけれども、勝手登山道での事故が、登山災害が増えているということで、特にその二上山ふたかみパークから雄岳のところのルート、そこに対してこれ整備されるということで、1つこれ、登山者にとっても非常に有効な事業だと思いますので、これはありがとうございます。

それと、W i - F i の件は、私伺いたいのは、当初のこの設計が観光・防災のW i - F i 事業ということであれば、防災時に使えるのであれば今現状の無停電電源装置UPSであれば、電気遮断すると使えないんですよ。ですから、W i - F i の蓄電池、要するにソーラー蓄電池ですが、そういうやつも本来検討すべきじゃないかと思うので、そここのところを答えていただきたかったですけども、それだけお願いします。

**川村委員長** ソーラー蓄電池言わはったん違いますか。言うてはらへんのかな。もう一回答えてください。

竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。

今考えていますのは、現在付いてるバッテリーを同じようなものを交換するという事で考えておまして、ソーラーのことまでは検討しておりません。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** そのUPSといったら何かいうたら、パソコンでよくやるんですけども、停電になったときにデータがいきなり飛ばないように、一定時間バックアップできるようにバッテリーで時間的に給電する装置なんですよ。恐らくそれのことだと思います。ただ、それは電源がないと作動しないんですよ。ですから、災害のところをうたうのであれば、やはりその電源が全部消失した場合、長時間は無理としても、一定期間その自然光のエネルギーでバックアップできるような無停電装置の検討が必要かなと思いますので、それされてないというのであれば、今後検討をお願いしたいと思います。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、奥本委員の関連で登山道の話、僕もこれもう本当にいい計画策定をしていってもらっているのは本当にいいかなというところであるんですけど、僕思っているのが、農林課でやられてる地番図の作成があるんです、森林環境譲与税使って。それと、要は今、登山道整備計画、二上山のふたかみパークのほう、ほんで葛城山のほうというところで、その辺の地番図を確定していくのに、この計画とどうリンクしているかというところ、僕はずっと思うてんのは、多分一般質問でも話ししたと思いますけど、その森林環境譲与税を使って地番図作成していくのはずっと順番に行ってますという話やってんやけど、やっぱり登山道の計画があるんやったら、そこを重点的に先にやっていってというところを思うてるんですね。そやから、その辺の関連性どう考えられてるかというところを教えていただきたい。

**川村委員長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田です。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま西川委員がおっしゃりましたように、森林環境譲与税を利用して地番図の作成は継続的に実施しております。当然、登山道なり林道整備をする場合に、今、山の所有者、

相続されてもなかなか自分の土地が、山がどこにあるか、平野部でしたらここの農地はうちの土地やねんということも理解されてるんでしょうけども、今、山の価値というのが下がっておりますもんですから、そういったところを農林課の森林環境譲与税を使って地番図の作成をさせていただきます。それと、今、観光の部分で言うその登山道の整備というのは、商工観光プロモーション課ですの上で、当然、所有者の確定というのが必要ですし同意が必要ですので、そこは連携を持ってやらせていただきたい。当然、農林課のほうは登山道とともに林道整備も団体のほうからも要望もされておりますので、そういったことにもつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 課によってその職務分掌がもちろん違うのも分かるんですけど、やっぱりそういうところで同じ部の中でのことですので、そこは連携を持って、僕はせっかく、順番にこうじゃなくても、例えばこういう登山道の整備計画があるんやったらそこから優先的に地番図の作成をしていくとか、そういうふうな計画があってもええんのと違うかなと思うところなので、それは予算でも今回上がってますので、また検討をよろしく願いいたします。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 先ほど農業振興とそれから団体営について質疑がありましたので、その周辺ということで質問いたします。まず農業振興につきましては、117ページです。負担金補助及び交付金、先ほど新規就農者確保事業補助金について話がありました、その下です。農業経営法人化等支援事業補助金についてお伺いをいたします。これは個人事業主である農業従事者が、農業を法人化しようとするときに補助するという制度でいいのかなと思うんですが、それでいいのかどうかということと、それからこの制度の概要、ここ数年間の応募状況についてお伺いをいたします。

それから、団体営のほうについては121ページなんですが、10目団体営土地改良事業費の14工事請負費で、これは予算案の概要の39ページです。1つは農村地域防災減災事業の勝根池の改修工事についてお伺いをいたします。これが工事請負費5,000万円のうち4,500万円を充ててるということで、防災重点ため池である勝根池ですね。将来大きなばつと地震が来てそれに見舞われたとしても、この池が崩壊してまた二次被害が出るということを防ぐための耐震補強工事であるというふうに私は理解しております。国の第二次補正予算を活用して、今年度中に1億円の補正予算を組まれて、今回の分と合わせて1億4,000万円の事業になるというのですが、この理解でいいのかどうかということと、この事業の補助率についてお伺いをいたします。

それから、同じく工事請負費のもう一つのほうです。予算案の概要で言うと、農業基盤整備促進事業の農道八川1号線舗装工事です。これ毎年の当初予算を見ますと、これにつきましては令和3年度は1,100万円が計上されております。令和4年度は1,200万円とあって、次

年度、令和5年度は500万円とあります。これは、まず場所についてどこなのかということをお伺いいたします。それから、工事はいつ取りかかって、完成時期はいつになるのかということを確認いたします。

以上です。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず1つ目の農業経営法人化等支援事業補助金、この件でございますが、これにつきましても国の事業に基づき県が主体となって行われている事業でございます。委員おっしゃるように、農業経営を法人化するために支援するというので、農業経営の法人化、あるいは集落営農の組織化の取組を支援するというのを目的に助成をしておるという事業でございます。

2つ目のご質問でございますが、団体営の工事費の関係でございますが、1つは勝根池のほうの工事でございますが、令和5年度の予算の計上といたしましては4,500万円を計上しております。これは二次補正のほうで1億円の補正予算を前倒しで組ませていただいているものでございまして、合わせて1億4,500万円の令和5年度実施の事業となるものでございます。工事の内容でございますが、耐震性の調査の結果に基づきます耐震補強工事ということで、池の堤、延長にいたしまして200メートルの延長の堤を補強工事いたすものでございます。補助率のほうでございますが、国が55%、県が10%、それから地元負担金10%で、残る25%が市の負担というような補助率の内訳でございます。

3つ目のご質問の農道八川1号線、この場所から説明を申し上げますと、特別養護老人ホーム当麻園がございます。当麻園の東側に走っている道路でございますが、東側から磐城第2保育所のほうへ向かって北へずっと進んでいく、この道路が農道八川1号線でございます。工期につきましては、県の補助事業ということで工期を3か年に分けて舗装工事を実施しておりまして、今期が3期目ということで舗装工事の延長300メートルの工事を予定しておるところでございます。

よろしくお願ひいたします。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず1つ目、農業経営法人化等支援事業補助金ですね。これ40万円というふうなことで今し方ご答弁いただきましたように、例えばこれ法人化するとき司法書士に頼んだら30万円ぐらいかかるわけですから、大体こういうのを含めて補助があるのかなというふうに思うんですが、そもそも農業における法人化をするという、つまり個人事業主である農業者が法人化するメリットについては、これはどういったものがあるのでしょうかというのが2つ目の質問です。

それから、あと、勝根池の改修工事の補助率については承知いたしました。県と国から補助があるので、地元は10%、それから市としては25%というふうなことですね。これは令和5年度の事業だというふうなことです。年度内に完成の見込みかどうか、これお伺いをいたします。



それから、農道八川1号線の舗装工事について、今、聞こうかなと思ったら先にお答えくださったんですが、なぜ3か年に分けて舗装工事やってんのかなという質問やったんですが、これは補助の関係でそのようにされてるということで理解をいたしました。

この先ほどの2つの質問、お答えよろしくをお願いします。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** まずご質問の1つ目のほうでございますが、農業経営法人化に伴いますメリットという部分でございますが、一般的なメリットといたしましては、法人化することによりましてその組織の経営管理能力が向上されるということが1つ、それから対外的な信用力が向上されるというところが2つ目になるのかなと思います。それに伴いまして、融資を受ける上におきましても採択の率の向上、また国・県等の事業があればその事業採択の採択率の向上につながってくるのかなというところでございます。

それから、例えば農業生産法人等になりますと、法人格での農地取得が可能になるというところも1つのメリットになってくるのかなというふうに思っております。

それから、2つ目の勝根池の工事でございますが、勝根池の工事につきましてはこの年度内に工事完了の予定で進めていく計画でございます。

よろしく願いいたします。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 委員長、私、農業経営法人化等支援事業補助金について応募状況について聞いてましたか。聞き忘れたかもしれません。

**川村委員長** 答えていただきます。

吉村課長。

**吉村農林課長** 申し訳ございません。法人化の支援事業の関係でございますが、現在のところ事業創設以降、実績につながっていないというところでございますので、よろしく願いいたします。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** これでこういうのがあって、せっかくいいものなんです。それから、あと、法人化のメリットで、とにかく法人格を取ることによって信用も上がって、いろんな助成金とか、あるいは法人格があるところじゃないと取得できないようなところもできるという説明でした。やっぱりこれいいことなんです、先ほどの新規就農者確保事業補助金と同じく、やっぱりなかなか使ってもらえないということです。制度設計の話が先ほどありましたけれども、それと別に周知ということについては、私、原課のほうで話聞きましたら、やっぱり来られた方で実際に就農して相談に来られた方には、こんないい制度ありますよというふうにお伝えをされてるというふうには伺ってるんですが、相談に来ないまでも、その就農に対してあこがれを持って層というのはこういうふうにはいっちゃって、まちを歩いてぱっと、ああこんな制度があるんやったらというふうなこともあろうかと思しますので、またこの周知方法につきましても新たな周知方法を工夫していただきまして、葛城市の農業振興に努めていただきたいなというふうに思います。

それから、あと、勝根池改修工事につきましては、これは補助率等、それからあと年度内完成ということも承知いたしました。これはもう市内の強靱化のためには本当に必要な工事だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 1つだけ伺いいたします。5款農林商工費、3項商工費の2目観光費の中のページ数で言うと126ページになります。広域連携事業の中の14節工事請負費528万円ですけれども、予算案の概要のところでは、40ページから41ページのところにあります西の山の辺の道案内看板設置工事、新規とあって、説明の中に、二上神社口駅から忍海駅までを結ぶ、景観が良い山麓沿いの歩くことに特化した道を策定し、案内看板を設置するということですが、これは令和5年度この道を策定し案内看板を設置するところまで行くということになってるんですが、どのように策定しどのような看板をどの位置に立てようとされるのか、これについて今のところ分かるところがありましたら教えてください。

**川村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。

令和5年度は西の山の辺の道として二上神社口駅から忍海駅まで結ぶということで計画をしてるところでございます。英語表記を伴う道路標識を作成することによりまして、奈良県観光総合戦略推進補助金の3分の1を申請いたします。自然の調和を考えまして、耐久性の高い擬木性の案内看板を予定しております。場所なんですけれども、これから観光ボランティアガイドの協力も得ながら、二上神社口駅から忍海駅までのルートと一緒に歩きながら、基本的には角々のところに看板を12本立てていくということで考えております。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 概要を教えてくださいなんですけれども、この策定に当たってはまだ策定はされていないということで理解いたしましたけれども、観光ボランティアの方と相談しながらということがありました。私がちょっと懸念してますのは、私も大変期待をしているところです。本当に葛城市の美しい山麓地域を大和平野を眺めながらゆったり歩く、非常に歴史的なところがありますし、非常に人気のあるところだと思うんですが、市民の周知というか、私は何らかのイベントのような形で何か盛り上げる中で道も策定し歩いていただくということをしないと、ただ看板を設置しましたと、観光ボランティアの方が選んで。そんな看板あるんですよ。近畿遊歩道の看板もあちこちあるんですよ。ああ、ここ、こんな看板あるわで終わってしまうと大変もったいなくて、市長も大変この点については施政方針の中でも触れられておられますし、ただ設置するだけだったらこんなことで予算使ってもという気もするんです。やるんだったらやっぱり何らか、葛城山麓ウォークなんかでも大変大勢の方々市外から来られますし、何かそういうプロモーションは考えておられないのかどうか、この点について伺います。

**川村委員長** 活用の計画みたいなものですね。竹内課長、行けますか。

どうぞ、竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

令和5年度に、先ほど申し上げましたように観光ボランティアガイドたちとの協力も得ながら策定をしまして看板を付けていくんですけれども、委員のおっしゃるように、イベントなどで皆さん参加型の形でお披露目というか、させていただけたらいいかなと考えております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ぜひ、この道が広く周知されて、大勢の方が愛着持って歩けるような道にするためには、やはりいろんな仕組みが、仕掛けもあると思うんですね。ただ設置するだけではなくて、そうしたイベントも含めて今後ぜひお願いしたいと思います。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 関連なんですけど、この西の山の辺の道というのは、これは今回は二上神社口駅から忍海駅の間ということなんですけど、これは道自体は葛城市内で完結するものじゃなくて、北は香芝市のほうに、それからずっと行ったら南のほうは御所市、五條市のほうにつながるというふうに私は理解しておるんですが、そうしますと看板のデザインについては、いわゆる近隣の自治体と協議して、フォーマットをどうやって統一するかという話合いが必要になってくるんじゃないかと、策定する際に、これについてはどのようにお考えになってますでしょうか。

**川村委員長** 竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。

まず西の山の辺の道ということで、令和3年度、令和4年度と香芝市、葛城市、御所市、五條市にわたる道ということで検討を進めてきました。4つにわたる共通のコンセプトを見いだしルート策定を目標に模索してきましたが、それぞれの市の予算確保が難しく4市それぞれの事業展開が困難なため、令和5年度においてはまず市内のルートの整備を進めていくものでございます。おっしゃっていただいたように、共通した看板をということなんですけれども、4市の会議のほうで話し合いながら進めていきたいと思っております。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ということは、予算の関係で葛城市が先行するけれども、看板を付けていくということについては実務者レベルではちゃんと協議もされてるし、それからあと次年度以降順次ほかの自治体もこのフォーマットで付けられていくと。そのことについては十分話合いがされているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

**川村委員長** もう一回答えていただきます。

竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。

委員のおっしゃるように、4市で連携を図りながら今後も事業を展開していきたいと考えております。

**川村委員長** よろしいですか。コメントあったら言ってください。いいですか。

吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。理解いたしました。

川村委員長 関連で、奥本委員。

奥本委員 今、ご答弁で、この西の山の辺の道事業に関して4市そろっての事業展開が困難だとおっしゃっておりますけども、これそもそも広域連携事業で予算つけてるんですよね。そしたら、その前提としての4市そろっての事業展開がないのであれば、この予算どうなんですかね。私ちょっとこれ違うと思いますよね。単独で葛城市だけでやるのであればもう観光予算のほうでつけるべきであって、やっぱり広域とうたう以上、4市のところで協議会の話が以前あったかと思うんですけども、そこでまず協議会である程度、方向性が決まったところで、それぞれの市でこんだけの予算をつけてやりましょうというのなら分かるんですけど、これ方向性というか、予算のつけ方が私違うと思うので、その辺りいかがですかね。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 令和5年度は葛城市のみでの看板の策定ということを先行してさせていただくんですけども、引き続き4市の連携を取りながら、広域事業として4市、五條市から香芝市までつなげる道を検討していきたいと思っておりますので、広域事業でさせていただくということになります。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと答えになってないんですけども、やっぱり4市でやって、山の辺の道というのは今、本来東のほうにあります。あれは桜井市と天理市がちゃんとかつりタッグ組んでやってはるんですよ。しかも、それなりのいわれがあって、そこの今整備をしてるというのにつながってまして、葛城市だけ先行するのはいいんですけども、これ山の辺の道は山沿いというのを連想するわけですね。そしたら、やっぱりお隣の香芝市、五條市、御所市にはつないでいってもらいたいという思いが常々あると思うんですよ。そしたら、忍海の駅というのは分かるんですよ。そこから観光客を取り込みたいのは分かるんですけども、山沿いの次の隣の市も葛城市が先行してるからここにつなげていこうというふうに、つなげていきたいというふうに持つていくためには、ルートの設定を山沿いにするべきじゃないんですかね、そもそもは。だから、広域連携とうたっている以上、やっぱりその今現状でほかの3市の協力が得られないというんであっても、将来的にそこに協力を得られるように計画を立てないといけないと思うんですよ。そういった意味でのルート設定とか、先ほど吉村委員もおっしゃったように、その看板の統一化とかそういったところを詰める必要があるんじゃないかと。先にやりたいのは分かるんですけども、そこが後から3市がやっぱりこうやろうと、葛城市はこれに合わせてくれというたら、このせっきく整備したやつがもう無駄にならへんかなと懸念するわけなんです。やはりそのところを、本当に広域とうたう以上はやっぱり詰めた上でやっていただきたいと思います。これ、非常に有意義な計画であって、非常にロマンもあっていい話なんで大切に育てていってほしいなという気はするんです。そこを踏まえて考えていただけたらと思います。まずその今、忍海のほうに持つていくという理由だけ、最後だけ聞かせておいてください。

**川村委員長** ほんなら広域連携のこの当市の役割というか、それぞれの市の役割、今回はうちが看板ということやけども、そこを整理してもう一回分かりやすく説明いただきたいのと、それと今あとのお問いの部分の、この両方の面から答弁していただけますか。

竹内課長。

**竹内商工観光プロモーション課長** 商工観光プロモーション課、竹内です。

香芝市、それから五條市にわたる総延長30キロメートルぐらいの道を西の山の辺の道ということで策定したいと考えておりましたが、先ほど申し上げたように4市の連携というか、温度差があったりとかでなかなか事業展開が困難なため、今回は葛城市で完結するというところで、おっしゃるように二上神社口駅からまず加守の山のほうの山麓地域のところまで上がっていきまして、それから山麓のずっと道を兵家の辺りから、それから寺口、それから笛吹神社の辺りまで山麓の道をずっと通す予定で考えております。やはり、皆さんの交通の便を考えまして、二上神社口駅に始点を持っていくものでございます。

以上です。

**川村委員長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

今、課長が答弁させていただいた補足という形で答弁させていただきます。令和3年度から香芝市、うち、御所市、五條市と4市が担当者レベルで協議を重ねてまいっております。今も会議を継続しておるという状況です。その中で各市の財政状況にも温度差がありまして、ここの広域観光につなげたいという思いはうちが一番強いのであろうと思っております。そういった中で先月2月25日に、うちとしては広域観光の拠点という部分で西の玄関口の葛城インターチェンジでちゃんこの振る舞いというのをさせていただきました。4市の協議会の中でも、葛城インターチェンジの道の駅かつらぎには年間100万人の来客数があると。その中で広域の奈良県内の観光につながってる部分、行き帰りに寄っていただいている部分が30%であると。70%は道の駅の直売所目当てで、そのまま市外、大阪府、県外に帰られているということも協議会の中でお話をさせていただいております。各担当の中ではどうにか広域な観光につなげていきたいという思いは4市とも共有させていただいて、まずはうちが今回させていただいた相撲であったりする部分で、ああここは相当魅力があるんやということを他市の方にも理解いただいて一緒に進めていきたいと。そういった中で、たまたま25日のときには五條市の太田市長も講演会のほうにも来ていただいて、その魅力というのを感じていただいたのかなというふうに思っておりますので、今後、香芝市、五條市、御所市にも一緒にここを進めていきたいという方向で考えております。

以上です。

**川村委員長** あとの、それもいいかな、この答弁で。

奥本委員。

**奥本委員** もうおっしゃっている意味は重々分かるんです。私もそのとおりのやと思うんです。ただやっぱり、ほんまに広域でやるということを前提にした上で予算も組んでほしいんですよ。そうせんと、葛城市が勝手にやってるといふふうに見られて、そこは心配するところなんです。

ここまでやりました、次おたくお願いしますよというふうにはバトンを渡せる体制の整備というのが先につながっていくのではないかなと思いますので、だから笛吹まで行ったんやったら、御所市は山麓のウォークもやってはるし、そこにつなげるような感じ、梅室通ってずっと行く、そういうルートの設定のほうがいいかなという気はしますので、やっぱりよその方は葛城古道というのをよく言われる方、そういうガイドブックも出ております。やっぱりそこにつなげていくのがこの西の山の辺の道の生かせる1つのヒントかなと思いますので、そういったことをまた踏まえた上で今後進めていってください。

**川村委員長** 関連、西川委員。

**西川委員** 僕も、これについて看板、皆おっしゃってることそのとおりですわ。これ何で急に看板といきなり出てくのかなと。これ528万円、今回計画に使ってもええぐらいやと思ってますねやんか。道をどういうふうなルートで行くかとか、さっきも葛城古道等の話もありますし、竹内街道とかいろいろやっぱりその辺もありますやんか。ほんならやっぱりこの528万円をいきなり看板を作ってというのは、これ市長が令和3年のときでも西の山の辺の道でこうやってやっていきますねんというて大きく言われてるわけですよ。それが何か尻すぼみになってきているように見えるんですね、今、僕、感覚としては。何か看板を設置してあれで終わらそうかなというような感覚に見えてます。そやから前も一般質問で言うたけど、お酒の道もありますやんか、酒でつながるとか、何かそういうのをもっと深堀りしてルートを作っていく事業を今回予算に上げたらええのと違うかなと、ほんま思うわけです、この528万円ね。今、連携が難しいと言われるんやったら、その辺も含めた事業費にしてもいいのと違うかなと。いきなり看板設置というのが、まあまあほんまにこれいきなりやってしてもええんかなと、丁寧にしていかんなんと思いますねやんか、ここは。そやから、ちょっとこの528万円の使い方というのをきっちりもう一回担当課で考えていただいたほうがええかなと思うんです。ここの看板設置と策定も入ってるんですかね、これは、さっきおっしゃったように。どっちかいうたら、そっちに重点を置きながら進めていっていただきたいと、ほんでもっと丁寧な説明をこれからも議員のほうに説明しながらしていただきたいなと思います。これは結構、観光にとっては重要なポイントになると思うので、ここの西の山の辺の道というのは。いろんなところに波及してくると思いますので、よろしくお願ひしたいなと。もう答弁は大丈夫です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 1個だけ、去年の令和4年の予算特別委員会で当初予算の委員会で話になってましたんで確認だけさせていただきます。122ページです。林業費、1目林業振興費、10節の需用費なんですけど、この木育推進事業関係です。これで葛城市で赤ちゃんが生まれたときに積み木をプレゼントしようというふうなことで、いいことなんですけども、そのときに杉本委員もおっしゃってたし柴田議員もおっしゃってたんですが、3人お子さんがいたりとか、あるいは杉本さんは5人おったらどないすんのかという意見があって、兄弟がたくさん生まれたときに同じ積み木やったらどうするのかというふうなことで質問があったかと思います。それに

対して対応するというふうにお考えになってたと思うんですが、これについて令和5年度予算ではどのようになってますでしょうか。

**川村委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。よろしく願いをいたします。

今、ご質問いただきました積み木の件でございますが、令和5年度からの積み木についてでございますが、今までの従来積み木に加えまして、また形の違う積み木を1つ追加させていただきます。それとそれ以外には木琴のほうも追加させていただきますして、合計3種類の木材製品にさせていただきます、窓口のほうでまた整いました段階で選択していただき、それを配布していくというような形に持っていかせていただきたいかなという計画で今現在しています。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 積み木が2つに増えるのと、それからあと木琴がということで、バラエティーに富んでるということでもいいことだと思います。また予算成立後に手配ということになると思うんですが、いち早く希望されるお子さんには届くように、また対応のほうよろしく願いいたします。

以上です。

**川村委員長** よろしいでしょうか。皆さんもう質疑そろそろ終結になりますが、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

**川村委員長** それでは、質疑がないようですので、5款農林商工費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時40分

**川村委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6款土木費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

坂本委員。

**坂本委員** まず、予算書で言いましたら130ページの1目道路橋りょう維持費の市道管理事業のうち14節工事請負費なんですけど、3,940万円。概要で言うと42ページになるんですけども、道路維持工事等ということで表が載ってますけれども、その中で新町・西室、大字名が書いてまして、市道の草刈りをすると。そのうちのこれは新町になるんでしょうか。葛城川の西側のシャープのところの下街道の忍海南三差路交差点から東へ行ってシャープがあって葛城川の手前を右に曲がると、そこの市道のことを言っておられるのか。であればそこは草刈りをやってもらってると思うんですけども、大変草がよく夏とかぼーぼーになりまして、葛城川の堤防のほうからとその逆のほうからと両方から雑草が生えてきて道路がすごく狭く感じる。車が対向するのにすごく危ない状態になります。これを草刈りを何回されてるのかということを知りたいと思います。それから、西室地区の柿本・東中線ほかとなっておりますけれ

ども、柿本から西室を通過して奈良文化高等学校へ行くまでの高田川西側の道路のことを言っておられるのでしょうか。それであれば、その草刈りというのは西室の住民がやっておられると思うんですけれども、その点お聞きするのが1つ。それから、134ページの1目河川総務費、河川管理事業（建設課）、予算の概要で言うと43ページ、1番、測量設計等委託料で1,200万円の予算が計上されてます。これはどこの測量設計を考えておられるのかということをお聞きします。

それから、3つ目、138ページの都市公園管理事業、これは137ページから来てますけれども、14節工事請負費484万円、工事請負費で疋田公園、新村公園、林堂公園とかずらずらと工事をするんだと書いてありますけれども、この公園というのは葛城市が造って葛城市が管理されてる公園ということと考えてよろしいのでしょうか。それをお聞きします。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課の竹本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの坂本委員のご質問のまず1点目の新町地区の葛城川東側線になりまして、こちら委員お述べのように葛城川の西側の車線の車道部分の市道部分の草刈りとなっております。こちら何回ということですが、年2回実施しておりまして、大体6月か7月、お盆までに1回と秋頃の収束に向けての年2回をやらせていただいているところでございます。

その次の西室の柿本・東中線の部分についても、委員お述べのように高田川西側の堤防の市道部分の、基本的に歩道部分とあと高田川の内側法の路肩部分等の草刈り等を中心にやらせていただいているところでございます。周辺については西室地区はそれぞれ違う形での維持管理はされているということで、道路管理として市のほうでやらせていただいているのはその部分というところになります。

それと、その次の河川管理費の測量の1,200万円でございますが、こちらは2か所の詳細設計ということをお予定しておりまして、候補地として今回、貯留浸透事業の測量設計ということで、寺口地内の岩谷池、もしくは南花内地区の南花内新池、もしくは土屋池のいずれかのこの中から2か所の測量設計をお予定しているところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

坂本委員ご質問の今回、都市公園管理事業の中の工事請負費で上げさせていただいてます疋田公園、新村公園でございますけれども、この部分につきましては都市公園条例に記載している公園ということで、市のほうで造らせていただいて日常の草刈りですとかそういう部分については日常管理につきましては大字のほうでお願いしておりますけれども、こういった施設関係、これが経年劣化等によって更新が必要な場合につきましては、担当の都市計画課のほうで更新させてもらっているものでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** 先ほども言いましたけれども、新町の葛城川西側の市道に関しましては、もう見に行っ



もらったら分かると思うんですけども、相当な草が夏場とか生えてまして、とても通る人、市民の皆さんも困ってはると思うんですね。年2回ですけど、見に行ってもらって交通の便が悪いなと思ったら、できるだけその時点で草刈りをやってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、2つ目の測量設計等委託料に関しましては、分かりました。それで結構です。

それから、3つ目の公園に関してですけれども、葛城市が造った公園であるという答弁がありました。大字が管理してると、大字が草刈りとかやっていると。私、都市計画課に何回かお邪魔して公園に関してお話しさせていただいたこともありますけれども、公園はいろいろな大字が希望されてると思いますが、何が何でも順番で造るというそういうわけじゃなくて、なかなか公園を市が造るということは難しいというそういうお話であったと思えますけれども、今の段階でも予算づけとかも難しいということになってますでしょうか。

**川村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

まず大字からの要は小規模な街区公園、要望につきましては、今までですと吸収源対策公園緑地事業、この中の補助事業を活用しながら、補助要件としましては5か所以上の緑化率80%以上の都市公園の整備を行うという補助要件があって、それを緑の基本計画等に位置づけた中で採択を受けておったわけですけども、この吸収源対策公園緑地事業の補助につきましては、令和2年度からグリーンインフラ活用型都市構築支援事業、こういう名前の補助事業に統合されてしまっております。このために、今までの要件ではその補助の採択に乗らないというところら辺で、何が問題になってくるかといいますと、このグリーンインフラ活用型都市構築支援事業につきましては、公園の整備に加えて周辺の公共施設、これを緑化することで地域の課題を解決していかなあかんよというところら辺の補助要件が新たに付け加わりました。坂本委員はじめ、いろいろと公園の要望等の相談を受けてるところがあるんですけども、現時点でこのグリーンインフラ活用型の補助要件になかなかのってこないという状況がございます。相談いただいた大字の公園希望箇所について、公園を整備するという目的以外でも、例えば駐車場とかであれば観光の補助金が利用できるとか、様々な活用というか整備の方法があると思いますので、その辺について今後いろんな有効的な補助がないかも含めまして検討する必要があるのかなと思っております。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** 分かりました。では、またいろいろ公園については相談させていただきますので、そのときはよろしくをお願いします。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは132ページ、6款土木費、2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業の、まずは12節委託料についてお伺いをいたします。これは予算案の概要では42ページに載っています。予算案の概要によりますと、8,000万円の予算金額のものであります。予算案の概要

によりますと、駅舎南側改修工事委託というふうにあります。エレベーター設置関連工事を近鉄または近鉄の関連会社に委託をお願いする費用なのではないかというふうに推察するものでありますけれども、まずその理解で間違いないかどうかということをお伺いいたします。

それから、令和4年度の当初予算が1億円ですかね。それから、あと令和5年度が8,000万円、それからこのカラー刷りの令和5年度予算案のポイントというのを見ますと、令和6年度の債務負担行為として2億600万円が計上されております。いろいろと書いてあるんですが、合計で結局この事業は幾らかかる事業なのか、合計の金額を教えてくださいと思います。

それから、2つ目の質問なんですけど、同じく3目尺土駅前周辺整備事業費の14節工事請負費なんですけど、これはどこの部分の工事なのか、これをお答え願います。

それから、133ページ、土木費です。今度は、道路橋りょう費の5目社会資本道路改良交付金事業費です。14節工事請負費なんですけど、これにつきまして予算案の概要が43ページなんですけど、予算案の概要を見ますと、この1億500万円のうち6,500万円に関しては新町・柳原線の工事がありますよと。4,000万円については兵家・南今市線の工事でありましてよというふうにあります。新町・柳原線につきましては、先日、私、一般質問もしたんですが、この新町・柳原線の令和5年度の補助率、それから用地買収の状況についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの吉村委員のご質問のまず1点目の尺土の工事委託ですけど、こちらは委員お述べのように近鉄のほうに工事委託をお願いする計画で今、協議等も進めているところでございます。こちらは先日の総務建設常任委員会の調査案件でもご説明させていただいたように、整い次第協定を結んで順次進めていく予定でございます。

2点目のそれぞれの別々に計上の部分の合計ですが、委員もおっしゃっていただいたように令和4年度の工事委託費1億円の繰越予算と、令和5年度の予算の8,000万円、債務負担の2億600万円と合計3億8,600万円ということで、今、計画してるところでございます。

その次に社会資本道路改良交付金事業費の新町・柳原線でございますが、こちらにつきましては、補助率につきましては50%となっております。用地につきましては、事業としては重点の路線の東側の部分についてはほぼ完了しておりまして、令和5年度予算でも上げておりますように、西側の用地につきまして順次、補償等を踏まえて進めていくところでございます。

2点目の尺土の工事請負費でございますが、こちらは令和4年度で実施させていただきました葛下川の橋梁の取りあいの最終工事ということで予定しております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず1つ目です。尺土駅のエレベーターの周辺なんですけど、3億8,600万円かかるということで、エレベーターだけで見ると大体1億円ぐらいだというふうには聞いておるんですが、これ私、一般質問で何回かさせてもらってるんですが、もともとこれ駅舎の2階からロータリーに空中デッキで伸びてまして、そしてそのロータリー内のエレベーターにつながる計画をもともとされていたのを計画変更されまして、エレベーターを駅舎に直付けをされるというふうな変更があったと思います。そのときに、私、一般質問で、今エレベーターを駅舎に直付けでそこにつながるんだけど、もともとこのデッキがロータリーのほうに伸びるといふふうな計画になってたので、それは将来を見越してこの基礎工事はやっておくということも含めて提案をしていたんですが、この今回の工事で、将来についてその先、空中デッキを渡すということになったらそれを見越しての工事なのかどうか、それを確認をしたいと思います。それから、あと下のほうも地下道がありますので、地下道も伸ばすということになってますので、そういったことも見越してるのかどうかの確認をさせてもらいたいと思います。

それから、先ほどの葛下川の橋梁の工事につきましては、これは道路工事につきまして、たとえ短い期間でも車両を止めるようなことがあるのかどうか、また歩行者の安全確保の懸念というか、それもちよっとあるので、その点について特に皆さん気にされてるのは、今の工事をしたときに車を一時的でも通行止めになるのかどうか、その確認だけさせてもらいたいと思います。

それから、3つ目です。新町・柳原線につきましては、承知いたしました。

次に、兵家・南今市線につきましては、これは設計と用地買収、これについてはもうほぼ終わってるというふうな理解でよろしいでしょうか。これを確認させていただきます。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課の竹本でございます。

ただいま吉村委員のご質問の、まず尺土の工事委託の3億8,600万円につきましては、委員お述べのようにエレベーター棟等の工事と最終、将来計画しております歩道橋、エレベーター棟と駅舎をつなぐようになされまして、将来、歩道橋となる部分の取りあい部分も一緒に取付部分も工事させていただきますので、その基礎杭の部分等も今現在の地下道付近に杭を打つ関係上もありまして、その取りあいを考慮した中での工事を予定しているところでございます。もちろん、地下道も最終的には用地が整いましたら延伸を計画しているところでございます。

それと、葛下川の工事につきましてはの車両の通行規制でございますが、こちらのほうは取りあい工事に当たりましては、今現在、最終的には先日の説明させてもらった歩道となる部分の現道部分を活用した中での利用できるような形での工事を考えておりますので、通行止めの規制等は考えておりません。葛下川の取りあい工事につきましては、そういうことでございます。

あと、兵家・南今市線の用地測量等買収についてはほぼ完了しているところでございます。以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず尺土駅前南側の工事なんですけれども、このエレベーター設置についてはもう住民の多くの利用者の願いでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、この先もロータリーを造ってそれでおしまい、エレベーター造っておしまいというわけじゃありませんので、その先のまちづくりにつながる駅前再開発につながるそういった準備もきちっとされてるということで、承知いたしました。

それから、葛下川の橋梁の件につきましては、その点うまいことやったださるということ承知しました。

それから、あと先ほどご答弁いただきました新町・柳原線、それからあと兵家・南今市線、これいずれも葛城市のまちづくりに重要な道路だというふうに認識しておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上です。

**川村委員長** 関連で、西川委員。

**西川委員** 今の吉村委員の関連で、社会資本道路改良事業の中で、款、項、目言ったほうがいいですね。133ページの6款土木費の2項道路橋りょう費、5目社会資本道路改良交付金事業費の中の21節、補償金とあるんですけど、これは何なのか。用地買収は先ほどの話で話があったと思うんですけど、補償金というのは、何か例えば建物や構造物等が何かその道路のところに通すときにあのかかというところ、どういうものなのかというのをちょっと教えていただきたい。これ関連1つお願いします。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの西川委員の補償につきましては、先ほど説明させていただいた新町・柳原線の路線の西側での、企業等ありますので、その企業等の建物補償等の補償分となっております。以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 分かりました。大体分かりました。そこですね。これについては新町・柳原線、兵家・南今市線という形で、ここの新町・柳原線については工業系ゾーンの創出のところが必要な道路になんのは分かります。これで進めていってもらってんのは分かるんです。もうちょっとここで1つ、やっぱり弁之庄・木戸線、木戸まで行かへんのかな、今ね。というところがちょっとこの予算の中に1個も出てきてへんです。やっぱりその辺、どこでも議論するところがなかなかないので、今どういうふうな状況か。さっきから尺土の駅前の話も吉村委員からも出ましたけど、そこにあそこの重要な道というところを皆さん多分ご理解されてると思うんです。それで1個も予算が上がってきてない。令和2年度か何かには予備調査か何かというところでやられてるんですけど、そこから一切ずっとこの予算化されてきてないというところに、ちょっとどういうふうな状況になっていったのかというところを教えてくださいたいと思います。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまのご質問でございますが、弁之庄・木戸線につきましては、委員お述べのように令和3年度は予備設計等をさせていただいて路線の検討等をさせていただいている路線でございます。もちろん、葛城市都市計画マスタープランにもあります路線であり、市中心部でも南北方向の道路整備を促進し、良好なコース体系を確立するための重要な路線というところは考えてるところでございます。こちらにつきましては6月の議会の総務建設常任委員会の協議会で昨年度の成果等のご説明をさせていただいたときにもご説明させていただいておりますが、その路線の計画を進めるに当たって、都市計画決定であったり事業認定等をするに当たりましていろんな検討をする中で、最終的には今現在進めております尺土駅前周辺整備事業等の完了を受けて、その部分を踏まえた中での計画路線を進めていく必要ということもあり、その中で今現在、事業を今後に向けて進め方も改めて整理しているところでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、尺土駅のロータリー、あそこが完了してからそこからもう一回考えまっせみたいな感じなんです。何かその辺が今の答弁やったらそういうふうに僕は捉えてしまうんですけど。

**川村委員長** 答えてもらいますか。総務建設常任委員会の協議会で内容も言ったというふうなことも言うてはったので。

**西川委員** 総務建設常任委員会でも僕も聞いてて、何ルートかも決めてましたやんか。それがどこでどういうふうにそういう進捗になっていったのか、予備設計やからね、あれ。それが今の今回の予算とか、どういうふうに跳ね返ってきて、ずっとこの駅前のやつが終わらんと次から次にそれを進めていかれへんのかというところを聞きたいんですわ。要は、その駅前のやつを完了したらと言わはったって、尺土駅のね。それとの関連というのがよう分からんのですけど。

**川村委員長** ちょっと答弁してもらいますか。

**西川委員** はい。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課、竹本でございます。

その完了というか、事業認定なり都市計画決定を進めるに当たっては、協議会でもご説明させていただいたように、尺土駅前周辺のまちづくりも踏まえた中での計画を進める必要がございますので、ある程度尺土駅前周辺整備事業の進捗の整備も整えた中で、並行して今現在も違う方法も手法も踏まえて考えているところでございます。予備設計に伴う路線については7案でしたか、あった部分のこの中での考えてる路線についてはご説明させていただいているところでございます。

以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** その都市計画認定とか事業決定をしていかんなんですけど、僕その先に道がありきや思う

んです。その尺土の駅前のごとも考えていかんなん、それをひっくるめて考えていかんなん。どっちが先かというよりも両方同時に進めやなあかんとは思いますが、そやけどその道をどういうふうに通すかということをお先考えることが、僕はそっちのほうが先と違ふんかなと思ふんですね、それはね。だから、ここの予算にずっと上がってけえへんし、どういうふうになってんのかなというのがずっと気になってるので、これまた総務建設常任委員会でもずっと話聞いていかんなんかなと思ふんですけれど、また総務建設常任委員会のところの場で1回ちょっと話ししましょうか、そしたら。

以上です。

**川村委員長** ほかに関連とかあったら、関連も入れて。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。関連になりますけれど、社会資本道路改良事業、先ほどから出ています新町・柳原線のことについて1つお聞きします。これは、一般質問でも令和11年度に完成というふうなことでお聞きしました。今、来年度は令和5年度ですから更に6年後ということで、これは工場誘致として利用するということですから葛城市の税収にも関わることでありますから、これだけ予算を使って行ってそれだけ長くかかるというのは資本効率としても非常に悪いと。資本を投下して回収するまで非常に長い時間かかると。民間事業ではちょっと考えにくいようなことになっているわけですよ。ちょっとそこでお伺ひしたいんですけども、用地買収が僕は先行すべきだと思ふんです。用地買収すれば、あとはもう工事は予算の問題等はあるかもわからないです、人の問題もあるかもわかりませんが、まず買収できないとこれがなかなかうまくいかない。これはもう、尺土駅前周辺整備事業でも物すごく時間がかかってるわけですね。こういうことがあって、国鉄・坊城線もJRの関係もありますけれども、用地買収のほうがいろいろと問題があるということをお聞いています。そこで、先ほどありました東側はもう完了していると。西側も令和5年度進めるということですが、令和5年度予算でもうこれ完了の予定なんですか。用地買収、それから移転補償、建物補償があるというふうにおっしゃってましたが、これについて確認させていただきます。令和5年度で終わるのかどうか、これが1つです。

それから、次の質問になります。ページ数でいうと136ページになります。6款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の中の136ページですが、説明の欄にあります立地適正化計画策定業務委託料ということですが、この内容についてお伺ひいたします。

それから、同じく6款土木費の4項都市計画費、3目の公園管理費ですけども、その中の138ページになります。事業で言いますと公園施設長寿命化対策支援事業というところの14節工事請負費であります。これについては予算案の概要の45ページのところに屋敷山公園園路更新工事というふうになっております。令和4年度、その調査等、測量設計業務委託料が払われてますけれども、どういう工事になるのか、どういうふうな更新ということになるのか、これについてももう一度お伺ひします。

**川村委員長** 安川理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部の安川です。よろしくお願ひします。

新町・柳原線のお問いであります。用地につきましては、工場以外の分の用地については今年度に話は完了するというところでございます。先ほど工業系ゾーンに係る道路で完成が令和11年度となっている話についてでございますが、工業系ゾーンの利活用に係る部分につきましては、令和7年、令和8年、令和8年度には完了いたします。それは工場事務所から西向きにつきましては利活用に係る部分以外というところで、今後、工業系ゾーンとなって工場が誘致してくればもちろんそこも拡幅する必要があるというところの中での拡幅工事になります。

以上です。

**川村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。谷原委員ご質問のまず1点目でございます。立地適正化計画、この内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

計画策定の背景といたしまして、多くの地方都市において急激な人口減少でありますとか少子高齢化の問題が現在進んでおりまして、高齢者や子育て世代に対して安心してまた健康快適な生活環境を実現すること、また地域の活性化や財政の健全化により持続可能な都市経営を実現していくことが今後これからのまちづくりの大きな課題となっております。これらの背景から、改正されました都市再生特別措置法では、コンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携、これが重視されておりまして、コンパクトなまちづくりの実現のために、市街化区域を対象に居住を誘導することが望ましい地域として、居住誘導地域、また医療、福祉、商業施設等の立地を誘導する地域としまして都市機能誘導地域を設定いたしまして、都市全体を見渡した中でそのような立地の誘導を図っていこうというものが立地適正化計画の主な内容でございます。

2点目の屋敷山公園園路改修工事の概要でございます。場所につきましては、屋敷山公園南側のインターロッキング舗装の園路改修を行うものでございまして、内容としましては経年劣化によりまして損傷や木の根の隆起等により凹凸等、また縁石等のずれを改修するために、インターロッキング舗装の約1,186平方メートル、この更新を行うものとなっております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 社会資本道路改良事業につきましては、工場以外のところはもう完了するというところで、令和7年度また令和8年度には、要は工業系ゾーンを活用するところでは完了するというところで、よく分かりました。その後の西側のところ、それは実際に工場を誘致して、その後、道路等、橋梁を渡って西側に抜けるようなときに、この点についてはまた拡幅についてはまた先の話になるということで。だけど工場誘致のほうは先行してできるということはよく分かりました。ありがとうございます。

それから、屋敷山公園のほうはもう分かりました。前回もご説明いただきましたので、ありがとうございます。

それから、先ほどありました立地適正化計画の策定についてなんですけれども、これは基

本的にまちづくりとして市としてある程度考えを業者に伝えた上でこの作業の計画委託をされるのか、それとももうお任せになっているのか、そこら辺ちょっと気になるんです。というのは、これはもうまちづくりに大きく関係してくることになりますので、日本全国基本的には人口減少ということでコンパクトシティということを政府のほうも言っておりますけれども、葛城市の場合はそもそもまちがコンパクトだということは阿古市長もおっしゃってましたし、その中でまちづくりをどう進めるかいったときに、やっぱり當麻地域の方々は中心部から外れている人もなくなって寂しくなるというふうなこともおっしゃってますし、どういう形でまちづくりをやっていくか、立地適正化計画をやるときに、やっぱりそもそも市の考え方、葛城市そのものが基本的な計画や方針を持って、そして策定を依頼するということなんかとは思いますが、そこら辺の策定に当たっての業者への委託というのはどういうことなのか、このことについてご説明を願えたらと思います。

**川村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 立地適正化計画の今回計上させていただいてますのは、平成29年7月に葛城市立地適正化計画というものがもう既に策定されておまして、それについての見直しというものでございます。あと進め方につきましても、現状、今までの計画の中の洗い出しといいますか、施策の変更また追加がある部分、また各誘導区域の見直し、この辺を担当課等と、例えば策定部会とか策定委員会とか、この辺をちゃんとつくらせていただいた中で各課の意見を聴取させてもうた中で、それも反映させた中の改訂を行っていかうというものでございます。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。立地適正化計画のことだけ一言述べさせていただきますけれども、平成29年7月にもう策定して、それから私も見てまして、非常に新しい住宅がたくさん、それ以降からも建ちました。やっぱり総括です。前回、立地適正化計画を策定されて、そして5年経つということでまた見直しということなので、やっぱりそこはしっかりとこの間の変化、実際策定してどうだったかいうのを踏まえた上で、策定委員会等で次の計画に向けて取り入れていっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、谷原委員の関連なんですけど、同じく136ページの6款4項1目、その立地適正化計画の策定なんですけど、今、谷原委員からもおっしゃってたように、いろんな住宅がいっぱい建ってきてるという背景もあります。なおかつ、またイエローゾーン、第34条第11号の中で、今、県のほうからも集積率の話であるとか、50%にせなあかんという話であるとか、イエローゾーンは省くであるとか、そういうところがあったわけです。ある大字地区においては、第34条第11号がもうなくなった地域もあります。ただ、こういう今、今回取り組まはるときに、防災指針のうち減災とかそういう形で今回見直しもかけていかなあかんというたときに、要はそのイエローゾーンの区域にある例えば何々区、そこから安全に誘導してここまで、何か災害があったときに誘導してこのところまで安全にたどり着ける、そういうよ



うなところまで盛り込んでいくのかどうかというところですね。その話をご回答をお願いしたいと思います。

**川村委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。今回の立地適正化計画、改訂の中の防災指針というところの話でございますけども、まず居住誘導区域の中に例えば今言われましたイエローゾーンが含まれている部分、この部分については区域を見直ししようというものでございまして、イエローゾーンのところから安全に避難区域まで逃げるというものではなくて、例えばその居住誘導区域内に水害が起こるところがありますよというものが分かってたら、それに対してどういう形の対策をしていこうかと、あくまでも市街化区域内の居住誘導区域内における防災、減災に当たる対策を検討していこうという内容となっております。

以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** そしたら、あくまでも市街化区域内の誘導の話の策定ということで、これについては分かりましたけど、やっぱりその調整区域、第34条第11号のところの話も課題としてずっと残っていくので、それも含めて市街化区域、第34条第11号のところにあるところというのは大体市街化区域に密接してあるところも多いんですね。結局、その調整区域から、例えばもうちょっと行ったら市街化区域みたいなのところもありますので、その辺もイエローゾーンの在り方というのも考えていっていただきたいなというところでございます。

以上です。

**川村委員長** 関連で、奥本委員。

**奥本委員** ちょっとここで言わせてもらいます。コンパクトシティのそういう策定委員会をつくられるということですけども、そもそものこの言葉の定義というのがちょっと間違っていて誤解されるところがあると思いますので、もう一回だけ言っときたいなと思ひまして、時間取らせてもらいます。そもそも、これ都市の成り立ちからそれをどう定義していくかという学問に基づいた言葉から出てるんですよ。やはり都市の便利なところに人が集積する、ところがそこで住む場所がどんどんなくなる、だから都市がどんどん拡大してく。それが拡大していったら、周辺部に新しい、本来住居地じゃないところに家が建って、都市機能がどんどん膨らんでいって、結果的に都心部の中心地が地価が高くなって人が住めなくなるドーナツ型になるんです、都市は。ドーナツ型になったら、それだけ行政のサービス範囲が広がって行って経費がかかると。中心市街地の空洞化というのが叫ばれて、コンパクトシティという概念が出来上がったんです。そこにもう一度帰らせて周辺のところのぐっと絞ったところで都市を再開発しようというところが本来のコンパクトシティの位置付けなんです。広がってしまった以上、居住地域を誘導化するとかいろいろありますけども、住んでらっしゃる方がいますので、そこを公共交通で結んでいこうという、これ串団子政策と言うんです。串と団子の政策で都市を計画していこうというのがそもそものコンパクトシティの考え方なんです。そこを踏まえた上で、葛城市は旧2町が合併してますので、施設の在り方、あるいは居住地がやっぱり分散しております。そこをうまくどういう形で誘導していくかというのを踏まえた上で、

誘導できないところは当然ありますので、そこを計画に盛り込むというのが必要かなど、そこは今の葛城市の現状の計画ではどうも踏まえられてないというか、ちょっと薄っぺらい感じはしますので、今後の策定委員会の中でその辺の議論を深めていただけたらと思いますので、もう要望だけで。

**川村委員長** ほかに関連質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようでしたら、暫時休憩をいたします。再開時間は午後2時、14時から再開いたしますので、よろしくご参集ください。

休 憩 午後0時25分

再 開 午後2時00分

**川村委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、6款土木費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 3点お伺いをいたします。まずは140ページです。4項都市計画費、3目公園管理費の14節工事請負費です。ページ数は139ページからまたがってるのでちょっと見づらんですが、予算金額300万円の分についてであります。まず、これの予算案の概要を見ますと45ページなんですけれども、二上山ふるさと公園施設改修工事につきまして、階段をスロープに改修するというふうに予算案の概要にありますけれども、この場所はどこなのかということもまずお伺いいたします。

それから、同じく公園管理費の12節委託料で、芝生管理アドバイザー委託料についてお伺いをいたします。芝生管理アドバイザーにつきましては、令和4年7月までで1回、2回、随意契約された後、契約を終了して、その後は職員が自前で芝生の管理を行うことになったというふうに聞いております。なぜ令和5年度も芝生管理アドバイザーと契約をする必要性があるとお考えなのか、これをお伺いいたします。

それから、次に142ページです。5項住宅費、1目住宅管理費の12委託料なんですけど、公営住宅長寿命化計画策定業務委託料700万円というのがございます。現在、市内にはヤシキアト団地とか、それから観音寺田団地とか八川住宅など数か所、市営住宅がございましてけれども、この公営住宅長寿命化計画というのは市内全ての市営住宅に関する計画を策定するものだというふうな理解でよろしいのでしょうか。そのことについてお伺いをいたします。

以上です。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員の質問のまず1点目の公園管理費の工事費300万円につきましては、二上山ふるさと公園内のちょうど公園館の前の進入路があるんですけども、そこから反対側の北側に、芝生に入る前に花壇があるんですけども、花壇に入ってく進入路でなだらかな木の階段になってるんですけども、そこをスロープ化させてもらう工事になります。

そして3点目のほうの公営住宅長寿命化計画でございますが、こちらのほうは市内の観音寺田団地と八川住宅を基本としておるんですけども、それ以外のヤシキアト団地、堂の久保団地につきましては、もう以前から古いので一応長寿命化計画の対象にはならない、この計画でももう空き家に関しましては解体、用途廃止するという形の計画にはなっております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉田課長。

**吉田体育振興課長** 体育振興課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、芝生管理アドバイザーの関係についてでございます。現状の芝生管理につきましては市内造園業者と市職員で行っているところですが、その芝生管理アドバイザー契約を令和4年度もさせていただいたわけですが、一般競争入札で2回不調になった関係で、委員お述べのとおり、途中で市の者と造園業者でやっているところですが。今後につきましては、現状の芝生の質を維持するためには今後もアドバイザーが必要と考えておりまして予算のほうを要望させていただいているところです。

よろしくお願いします。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず二上山ふるさと公園の場所、これは今ご答弁いただきましたのでよく分かりました。

公園館の前の花壇があって、そのくりっと木の階段があるところですね。そこは確かになだらかなスロープになってますので、この場所なんですけど、今、木製の階段が付いてるんですけど、これ具体的にどんな感じの、材質も含めてスロープにされる、現時点で考えてらっしゃるのか、そのことを具体的なところをお伺いできたらなというふうに思います。

それから、あとこの公営住宅、市営住宅につきましては観音寺田団地と八川住宅について計画を立てるというふうなことだったんですが、そもそもこの計画を策定する目的、それから計画を策定することによって得られるメリットというのがあるかと思うんですが、これについてお伺いをしたいと思います。

それから、あと芝生管理アドバイザーにつきましては、これは令和4年度の説明ではもうこれ自前でやりますよ、できますよというふうなことだったんですが、これからまた一般競争入札が2回不調だったということだったんですけども、一般競争入札で毎年毎年入札するわけですね。芝生というのは、もちろんプロフェッショナルの方が、芝生管理アドバイザーももちろん芝生のプロなんですけど、ただ毎回毎回下手したら年ごとに替わるということで、そうなってくるとやっぱりずっと自前の職員が何年も何年も面倒を見るというふうなことのほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、まずこれは一般競争入札で令和5年度も考えていらっしゃるのかどうか、それをお伺いしますということと、それからもう一つは、一体いつまでこの芝生管理アドバイザーが必要だというふうに考えてらっしゃるのか、この2点お伺いいたします。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本建設課長** 建設課の竹本でございます。

ただいまの質問の、まず公園のスロープの工事につきましては、一応コンクリート舗装で

の計画をしているところでございます。

そして公営住宅長寿命化計画の目的でございますが、こちらにつきましては、市営住宅の安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、予防保全的な維持管理の観点から修繕や改善などの計画を定め、長期的で効率的な維持管理を図ることにより長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を目指すことを目的としております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉田課長。

**吉田体育振興課長** 体育振興課の吉田です。

ただいまのご質問で、芝生管理アドバイザーの件でございます。一般競争入札で令和5年度もする予定をしております、いつまでかというご質問についてですが、先ほど現状の芝生の管理の質を維持するためには必要と考えていると説明させていただいたところですが、今後令和13年に予定されている国民スポーツ大会の開催を控えておまして、サッカーの競技会場として選定されるためには葛城市としてどの水準で芝生を維持していくのかという部分について、また今後理事者とも協議しながら、またその芝生の維持、一旦枯れてしまうとまた復旧にも費用もかかることですので、そのアドバイザーに委託しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 二上山ふるさと公園のスロープにつきましては階段がスロープになるということで、これもあの傾斜であれば車椅子であったりベビーカーを利用されている方もスムーズに行ける、バリアフリー化ということで、私も一般質問で公共施設のバリアフリー化について質問したことがありますけれども、いいことだと思います。歓迎をしたいなというふうに思います。

それから、あと公営住宅長寿命化計画ということで、予防保全することに長寿命化をするということで承知をいたしました。

それから、あとこの芝生管理アドバイザーにつきましては、本当に芝生の管理というのは確かに課長おっしゃるとおり難しいんです。プロであったとしても間違えたりとかいうことは確かにあります。ただ、やっぱり芝生管理アドバイザーはプロフェッショナルであったとしても、その都度その都度一般競争入札で人が替わるよりも、やはりしっかりとこの周辺の土壌も含めて芝生あるいは土のことをよく知っているこの市の職員を養成する、これは芝生管理アドバイザーが来られてる間にしっかり話を聞いたりとかすれば学べることが多いと思いますので、私としては早いことこの自前で行っていただけるように、それはお願いをしておきたいと思います。

以上です。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今の吉村委員の芝生管理アドバイザーの件なんですけれども、全く同じ意見なんですけど、これ初めて言うわけじゃなくて、これずっと出てる問題で、令和13年に国民スポーツ大会あるかどうかと、そんなじゃなくて、今現状、今のこの職員らでやるというていで始

まったお話やと思うんですけども、どれぐらいのスキルが今手に入って、もう全然手の届かない状態やったらもうこれ永遠に要るわけじゃないですか。じゃなくて、今現状どういった具合の把握、例えばアドバイザーが日々同じことを言ってるんじゃないで進化していくわけでしょう、来るたびに。今どういうふうなアドバイスをもっているのか、そこを明確に、できるといって始まった話なので、今もおっしゃったみたいにこれもう令和13年までずっと続くんですかという話なので、ほんでその職員がどれぐらいのスキルを手に入れててまだまだかかりますよという説明をいただかないと、今までもずっとアドバイザーと一緒にやってきて、日々技術は上がっていったはずやと思うんです。それを頭に入れたとして、あとどれぐらいかかるのかというのをある程度付けてもらおうと。その令和13年の国民スポーツ大会がどうというのはちょっと今関係ないと思うんですけども、そこにめがけて技術を上げていくんですよという話なんです。その辺ちょっとお願いできますか。

**川村委員長** 吉田課長。

**吉田体育振興課長** 体育振興課の吉田です。

ただいまのご質問で、葛城市で所有している草刈り機等の作業及び管理機械の日常整備については職員で把握しているところです。しかし、芝生グラウンドの現状把握、生育状況や芝生面の硬さ、殺菌・殺虫剤散布のタイミング等については特に経験による対応が必要となるため、職員のみでの対応は難しいと考えます。芝管理の知識がある方の直接雇用についても、万が一、人為的ミスや芝生管理の担当者の欠員などの理由により芝生が枯れてしまった場合の責任の所在等も考えると、委託という形で業者に発注することが適切ということで考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今のお話を聞いたら、もう芝生の管理は難しいからプロの手はずっと借りやなあきませんということなんですかね。だって、もう今だったら経験と色々な声を聞きながらじゃないと管理できないということで、前は自分とこでできるはずだということで始まったと思うんです。違いましたっけ。ですよ。これ、ずっとこれ上がってきて吉村委員が、毎年これいつまでやるんですかという話で、もうそろそろ僕もしゃべらせてくれという話なので。これ、それでできませんやったらしゃあなくないですかと皆なると思うんです。だってプロの声を聞かんかったらできないんでしょう。この殺虫剤の時期とか、それ僕全然分かんないんです。でも、それをずっとやらはんのやたらずっとやらはるでしょうがないと思うんですけども、その辺の目測、もうできるできひんという話にはどういう見解でしょうかね。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 長らくご意見いただいている話ですので、私のほうから若干お話をさせていただけたらなと思います。芝生管理につきましては、過去の経験から非常に職員だけでやるのは難しい分野であるというのは、新庄町からのグラウンドの整備のそれ以降の状況から見まして判断をいたしまして、大きなテコ入れをさせていただいたところからアドバイザーを入れての管理が始まったように記憶をしております。基本的にはどの水準で芝生を維持するのかと

ということが一番の基準になるのかなと思っております。例えば、通常の公園の芝生管理ですと、それは多分もう職員がやれるレベルなのかなと感じております。今回も条例改正をさせていただきましたが、外部の方も含めて、大会をしようとする水準の芝生管理をしようすると、なかなか今の現状の職員だけでは難しいであろうという判断をしております。委員ご指摘のように、毎年その技術等を習得しながら水準を上げていこうという努力はいたしますが、まだしばらくは無理であるのかなという判断をいたして今回の予算計上に至ったわけでございます。今後とも、ただ生き物ですので、これは生き物を扱う農業全てもそうなんですけども、気象条件や環境によって毎年実は生き物を栽培している状態でも、やはりプロの方がやっても失敗するというような実情があります。これはもう全体的に植物を対象とするところでは言えるところなんですけども、それにも対応できるような能力をどのところで付けられるのかというのは、これが1年に1回経験することですんで年数はかかるというような思いをしております。ある一定の水準で芝生を維持していくということを大前提に経験を積んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** それだけ高品質の芝生、僕そう思ってこの前の条例のときもいろいろ言わせていただいたんですけども、だからこそその他市の方々が使えるときに料金設定をもうちょっと、いいグラウンドなんだから。もうこれ、だから今もう市長のお答えだったら、当分これは要るぞというイメージじゃないですか。そこで、僕は前に言ったみたいに料金を土日祝上げたり、夕方人気ある時間上げたりというふうに思って、この前は発言、こんなん1人で言ってもいやあないんですけども、こういうふうに高水準なグラウンドを維持していただくのは本当に感謝しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありますか。

西川委員。

**西川委員** もう6款1個だけなんですけど、140ページの6款4項3目18節公園まつり補助金なんですけど、160万円、令和4年度もつけられてたけど、令和4年度はコロナの加減でできなかったこともありますけど、今年はやっていたらいいんじゃないでしょうか。これ1点お願いします。

**川村委員長** 葛本課長。

**葛本生涯学習課長** 生涯学習課の葛本でございます。よろしく願いいたします。

令和5年度の公園まつりについてでございますが、令和5年1月26日に公園まつりの企画運営委員会が開催されまして、令和5年につきましては4年ぶりに5月3日の水曜日祝日に開催する方向で決定いたしております。その後、事務局のほうで出店の申込みを受入れしておりますが、公園内の出店規模につきましてはコロナ禍の前のほぼ100%の出店規模のお返事を頂戴しております。ただ、奈良県新庄第2健民運動場で行ってございましたフリーマーケットにつきましては、残念ながら半分以下のお申込みの状態でございます。今後は3月に予定しております実行委員会におきまして、実際の開催に向けて詳細を取り決めていくことに

なる予定でございます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。本当に僕としてはうれしいところでございまして、規模もコロナ前と変わらず出していただけるというところで、本当に160万円、もっとつけてもええぐらいかなと思いますけれども、取りあえず160万円というところで予算のほうしていただいていると。これ、さっきちょっと話にあった屋敷山公園の園路整備、それとの兼ね合いもあると思うので、その工事期間、公園まつり外してもらってという、やっぱりその相談もしてもらったらなと思います。

それと、ここぱーっとずっと見てて、公園まつり補助金がここの費目に上がってるというのは、僕はちょっと違和感があるんです。というのが、土木費の中で、これ昔からやと思うんですけど、ずっと続いているこの屋敷山公園管理運営事業の中で負担金補助及び交付金、公園まつり補助金というのが、ここに生涯学習課の中であるんですけど、この費目というのを、昔から多分ここずっとあると思うんですけど、何かちょっと違和感を皆さん感じませんか。ぱっと見てて、この予算書の中で補助金がここにぽんと出てくるという。だから、その辺は今後また改善されるというか、改善というか違うところの費目に充てれるということは何か考えれんのかなと。

川村委員長 じゃあ、事業としての説明をしてもらいましょうか。

西川委員 そうですね。

川村委員長 屋敷山公園内での……。

西川委員 運営管理事業というところで公園まつりというのが出てるので、その辺の説明をもらったらなと思います。

川村委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 生涯学習課の葛本でございます。お願いいたします。

公園まつりにつきましては実行委員会が主催するという形にはなっているんですが、事務局を中央公民館で持っておりまして、中央公民館が屋敷山公園を所管というか管理運営しておりますので、その関係でこちらのほうに予算がついているという形になっております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 そうか。屋敷山公園の中央公民館のほうで事務局があるということで、公園まつりの実行委員会もそこでやられてるということでここに上げてこられてるということなんですね。それやったら分かりました。オーケーです。

川村委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは、質疑がないようですので、6款土木費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、随時、職員お願いいたします。

(理事者入替え)

川村委員長 そしたら、7款、8款の説明を先に求めたいと思います。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、7款消防費、8款教育費についてご説明を申し上げます。事項別明細書は142ページをお願いいたします。

7款消防費、1項1目広域消防費、広域消防組合事業で5億867万8,000円。

2目非常備消防費では3,238万5,000円で、消防団運営事業で3,150万6,000円でございます。144ページに移っていただきまして、3目消防施設費では消防施設整備事業で270万1,000円。

4目災害対策費では1,313万6,000円で、防災対策事業で847万1,000円。それから、145ページ、民間建築物耐震改修促進事業で440万円でございます。

8款教育費でございます。1項1目教育委員会費では、教育委員会事業で148万8,000円、前年度同額でございます。

2目事務局費では4億6,632万5,000円で、146ページ、人件費で特別職1人と職員12人、1億1,643万4,000円。149ページに移っていただきまして、学校情報化推進事業で3,605万5,000円、英語教育講師派遣委託事業で2,409万8,000円。150ページをお願いいたします。学校給食特別会計繰出金で2億6,641万2,000円でございます。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。2億5,827万1,000円で、小学校運営事業で1億1,667万4,000円。152ページの小学校管理事業で1億734万2,000円でございます。

153ページ、2目教育振興費では5,061万7,000円で、小学校教育振興事業で2,094万2,000円、154ページ、小学校就学援助事業で2,848万1,000円でございます。

155ページに移っていただきまして、3項中学校費の1目学校管理費でございます。3億217万3,000円で、中学校運営事業で4,537万2,000円。156ページ下段、中学校管理事業で2億5,045万8,000円でございます。

157ページの下段をお願いいたします。2目教育振興費では4,062万9,000円で、中学校教育振興事業で1,434万円、158ページ、中学校就学援助事業で2,628万9,000円でございます。

4項1目幼稚園管理費では3億435万円で、人件費で職員22人、1億3,116万8,000円。159ページ、幼稚園運営事業で6,964万円。160ページ、幼稚園管理事業で2,433万3,000円。161ページ、子ども子育て支援事業で7,920万9,000円でございます。

2目教育振興費では330万8,000円で、幼稚園教育振興事業で270万8,000円でございます。

162ページ、5項1目社会教育総務費では4,025万8,000円で、人件費で職員3人、2,436万4,000円。163ページ、社会教育総務事業で366万8,000円でございます。

164ページの下段をお願いいたします。2目人権教育推進費では、人権教育推進事業で308万7,000円でございます。

165ページ、3目文化財保護費では、文化財保護事業で1,145万4,000円でございます。

166ページ、4目公民館費では6,795万5,000円で、人件費で職員2人、1,900万1,000円、公民館分館運営事業で2,112万円、中央公民館運営事業で1,402万3,000円でございます。



168ページ、5目コミュニティセンター管理運営費では1,064万7,000円で、コミュニティセンター管理事業で1,035万4,000円でございます。

169ページ、6目文化会館費では1億3,952万4,000円で、人件費で職員2人、2,084万3,000円。171ページ、當麻文化会館運営事業で1,112万1,000円、新庄文化会館管理事業で6,508万1,000円。172ページ、當麻文化会館管理事業で2,694万3,000円でございます。

173ページ下段をお願いいたします。7目図書館費では5,910万4,000円で、人件費で職員3人、2,146万3,000円。174ページ、図書館運営事業で3,280万2,000円でございます。

176ページをお願いいたします。8目歴史博物館費では5,763万3,000円で、人件費で嘱託員1人、職員3人、2,408万3,000円、歴史博物館運営事業で1,036万1,000円。177ページ、歴史博物館管理事業で2,318万9,000円でございます。

178ページ、6項1目保健体育総務費では1,803万5,000円で、179ページ、スポーツ振興助成金事業で919万9,000円でございます。

2目体育施設費では1億2,647万3,000円で、人件費で職員4人、3,388万7,000円。180ページ、當麻スポーツセンター管理事業で1,935万9,000円。182ページ、新庄スポーツセンター管理事業で942万5,000円。183ページ、体力づくりセンター管理事業で5,318万1,000円でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**川村委員長** ただいま説明願いましたが、まず7款消防費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** よろしく申し上げます。144ページ、7款消防費、4目災害対策費の防災対策事業の、これどこに入るかわからない、恐らく10目の需用費じゃないかと思うんですけども、概要のページでいくと46ページの一番下、食料品支援物資120万円、これなんですけども、令和3年6月議会において新型コロナウイルス感染症への対策に関する決議ということで、議会のほうが当時デルタ株が非常に流行っておりまして、県のほうの療養施設に入れられない方がたくさん出て、なおかつ濃厚接触者という家族の方もなかなかこの2週間ぐらい缶詰めにされたことを受けて食料支援の議決をお願いした、その経緯で食料支援が実現してると思うんですけども、これまずその食料支援のそういう背景のやつでいいのかという確認が1つと、この内容でこれまで恐らく国からの補助でやっていたやつを自前の予算でということだと思ってしまうんですけども、今度5月に入ってコロナが5類に変更になります。これに伴って、もう多くの自治体で3月末ぐらいでこの食料支援を打ち切るところがあるんですけども、葛城市はこれを続けるということなんですかね。5類相当になった場合は、もうコロナということじゃなくてインフルエンザと同じ扱いになるので、となるとこれはインフルエンザにも適用するというでいいんでしょうか。その確認をお願いします。

**川村委員長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

まずこの食料支援についてでございます。この予算というものは、5月に5類に変わります。そこまでの分の食料支援ということで予算を組ませていただいております。委員がおっしゃってくれましたそのインフルエンザにも対応しているのかという部分でございますけれども、それは対応してなくて、あくまでもコロナの支援ということでご理解を賜りたいと思います。

**川村委員長** 予算書のどこの費目になってますかということは。

**東 総務部長** 4目災害対策費の防災対策事業の10節需用費の消耗品費の中に組んでおります。以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。了解いたしました。要するに5類に変わるまでのほんの僅かな期間の予算ということですね。分かりました。費目に関しても消耗品費に含まれているということで了解です。

**川村委員長** ほかに質疑。

坂本委員。

**坂本委員** では、144ページの、今、奥本委員が言わはったところの防災対策事業のところですが、予算概要で言うと47ページの一番上、簡易止水板、これは予算のポイントにも載ってますけれども、137万1,000円となっておりますけれども、これは大雨が来たときに水の方向を変える止水板であるというふうなことを説明聞いたことがありますけれども、これを幾つ確保しようと思ってるのか、そしてまたこの止水板を緊急時に、大雨がだっと来たときに急に必要だというようなときに、どこに置いてあって、容易にその現場に運ぶことができるのかと、展開することが容易にできるのかということをお聞きしたいと思います。

**川村委員長** 東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの坂本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず何枚購入するかというお問い合わせであったかと思っておりますけれども、今考えておりますのは35枚を考えております。これも実際に昨年8月にゲリラ豪雨があって我々も出動したところでございますけれども、その中におきまして、越水であるとか、道路に水があふれてるとか、そういった箇所はうちではもう十分把握しております。その流れをどれぐらい流れてるのかというのを見たときに35枚必要であったということで、35枚計上させていただきました。

それとあと、これどこに置いといてどういう対応するのか、急なときに間に合うんかという部分でございますけれども、その件に関しましては当然、我々もゲリラ豪雨で急な雨への対応ということでこれを購入するわけでございますけれども、まずはこの市役所のところで保管しておきまして、もしインターネット等でいつ雨が来るといのは大体分かりますし、降ってきそうであればすぐ走れば間に合うということで、まずは市役所に置いとかせてもらって対応しようかなというふうに思っております。万が一、間に合わなかった場合でも、今買う止水板は女性でも持てる重さなんです。ですから、女性が行って据え付けることも可能やしという部分で、安易に運べる部分ではメリットがあるものなので、まずは市役所に置い

とこうかなと思っております。

以上でございます。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** もう一回確認なんですけども、これは1枚が30センチメートル、1.5メートルぐらいのもの、それを35枚ということになるのか。この予算のポイントからするとずっと並べてあるんですけれども、これを置いとくんじゃなくて、これが35枚というわけじゃなくて、この1枚が35枚が並べてあるということですよ。

**川村委員長** イメージね。

東部長。

**東 総務部長** 大変説明不足で申し訳ございません。イメージ、見てもらったやつですね。それはもう連結してある部分なんです。ですから、1枚が1メートル弱ほどの大きさになります。それを35枚、L字型のやつを購入しようと思っておりまして、それはもう椅子をよく収納するときに何個でも重ねていくじゃないですか。ああいった要領で、L字型なので重ねて置いておける。だから、置くスペースも省スペースで済むといったようなもので、それを連結してかちっと止めることによって長く置けるといったものでございます。よろしいでしょうか。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** もう一回確認ですけれども、これを予算のポイントではずらっと並べてありますけれども、1か所に何枚使って何メートルほどの止水板を造ろうと、それが1か所のゲリラ豪雨での浸水を防ぐ場所だったらいいわけですよ。それが市内2か所、3か所となると間に合わない、持って行けないということになるので、35枚でその2か所、3か所が間に合うのかということになりますけれども、それはもうお聞きするだけで。

**川村委員長** 今、3回目やから認めます。

東部長。

**東 総務部長** 先ほどちょっと答弁させてもらったかと思うんですけれども、要は今年のゲリラ豪雨の際に越水したところ、何メートル越水したのかというのほうではもう把握しております。その数をメーターに直しましてこれに換算したら35枚必要だったということなので、例えて言いますと東室で1か所あるわけですけれども、そこでもこの止水板を置きます。北花内もちょっと越水したところがございます。そこにも置きます。その数はもうちゃんとキープしてあるという理解で、もしこれでほかの箇所が足らなければという部分になってくると、またそれはそれで補正対応するかまた考えていかんなんかなと思いますけど、今のところはこれで足りる予定でございます。

以上でございます。

**川村委員長** よろしいですか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 1個だけ。これは大雨が降って誰が付けに行くという指示を出すんですか、あそこに何枚みたいな。タイミングが分からんというか、もう大雨が降った瞬間に行くんか、それ、誰かが指示してそこに行くんか、と誰が行くんかと。これ、先ほど部長がおっしゃったみた

いに女性でも持てるといっても、もっと大きい水氾になったときに、こんな女性の方が行つてのまれてもあかんしという、その判断というか使い方の基準みたいなんはもう決まってるもんが説明書みたいなんはあるんですか。何かそういうのは考えられてるのか今気になったんですけど。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** 東でございます。よろしくお願いします。

女性でも持てる就先ほど申しました。持てるのは持てるんですよ。ただし、その豪雨、鉄砲水といいますか、がっとうてる水のところへは女性の方ではちょっとしんどいかなというふうに思いますけれども、運べるのは女性も運べるという解釈をしていただきたいと思えます。

それと、持っていくのは、まず想定しておるのは市の職員で走ろうと思っております。災害等になりましたら建設課の職員、また農林課の職員等々が現場へ真っ先に行って被害状況を確認しますので、そのときにもう走ってもらう。もう大体、越水しているところであるとかそういった部分については市でも把握しておりますので、もう積んで走ってもらうというふうに。その指示でございますけれども、それは状況にもよりますけれども、市長がもう行こうとか、また私ども総務課でもう危ないから行ってくれと言うのか、それはもう臨機応変な対応をしていきたいなというふうに思っております。

あと、これ耐えられるかという部分でございますけれども、せんだって富田林市からこの板を実際に借りてまいりまして実験をしました。ポンプ車でちょっと坂道のところで強い流れを流しまして実験をさせていただきました。そうすると、ビデオとか見てもらったらいいんですけども、もう完璧に止まっております。ですから、大変有効なものであると確信しておるところでございますので、ご理解賜りたいと思えます。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 僕もユーチューブとかいろいろ見て、ああこれすごいなと思いながら見とったんですけど、ただ先ほども言いましたけれども、あえて危険なときに、せっかくあるからというふうになってミイラ取りがミイラにじゃないですけども、逆に簡易やからそういう危険もあるのかなとちょっと思ったので、頭の中に入れてもうて、でも全然多分大丈夫やと思うので、先もってやっていただければ多分有効に使っていただけると思うので、事故だけないようにお願いしておきます。

以上です。

**川村委員長** 訂正。

東部長。

**東 総務部長** 先ほど私、ポンプ車を持ってきて実験をやったと言いましたけれども、ポンプ車じゃなくて消火栓からホースを出しましてやらせていただいたら大丈夫でしたということで、ご理解賜りたいと思えます。

**川村委員長** 分かりました。ほかに質疑はありませんか。

関連ですか、谷原委員。

**谷原委員** この止水板ですけれども、私も見まして、なかなかすごい機能があるなというのは分かるんですけども、私が気になってるのは、越水した箇所が分かっているというふうにおっしゃいました。問題はなぜ越水したかということですよね。常時それが越水するんだったら、そもそも堤防をしっかりしとかなあかんということだろうと思うんです。あるいは水利の管理で、本来倒しておくべき井手を倒してなかったと、あるいは水門を閉めてなかった、それで増水するということがありますので、これはどこがどう越水したということなんでしょうか。常時越水するんだったら、もうその近所に備え付けてやってもらうのが一番確実だし、自警団の方もおられるし自主防災組織もあるし、あるいは水利を管理してる方もいらっしゃるわけで、だからその原因となるところでそれが常時そんなことがあるのか、こういう対応でいいのかどうかというのがまだ分からないんです。だから、その越水した原因、それはどういうことなのかお聞きしたいんですけども、それに対する対応ということですので。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** 東でございます。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。越水した原因ということでございますけれども、幾つかの要因があるのかなというふうに思っておるところでございます。その原因を私ども今、総務部のほうで止水板を買わせていただきますけれども、この原因というのは農林の部分であったりとか、また道路の部分であったりとか、また開発の部分であったりとか、いろんな要素があるのかなというふうに思われますので、今それは担当課レベルで協議をしておいて、何が原因なのか、果たして葛城市だけの問題なのか、隣の大和高田市まで問題なのか、いろんな要素が考えられるわけで、そういうことを今、研究といいますか調査はしておるところなんです。それでご理解賜れたらと思います。

**川村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 今回のこの止水板といいますか、こちらのL字型のものにつきましては、昨年の線状降水帯、特に8月の10日でしたか、非常に短時間に雨が降った、もう今までの通常の雨とは違う対応をしなければいけないという中で、原課のほうを探し出してきた1つの手法であります。越水の理由というのは、多分いろいろ総合的にあるんやろうと思います。一番はやはり水路が、従前の雨であればその水路で十分賄えたものが、今の降り方の雨では、もう水路そのものが持たない可能性があるということです。この水路をいらうというのは非常に難しいございまして、例えばその箇所だけいらっても実はその越水は止まりません。当然のことながら、上流から下流域まで全ての対応ができて初めて越水、例えば浸水等の災害がある種緩和できるという作業になります。ですので、あくまで今回のL字型の流れを止めるというその道具といいますか用具は緊急時に限ったものでございます。越水しやすい場所の対応については、その理由を精査いたしまして、対応できるものについては個々の対応をしているところでございますが、あくまで今回の用具の購入というのは緊急時の対応であるということをご理解いただきたいと思います。そういう状況になって、越水した場所からその水が家屋のほうに流れ込んでくる等の人家等の被害等が見られるようであれば緊急通報いただきまして、速やかにその現場に駆け付け、土嚢では間に合いませんので、そのL字型の用具で流れ

を変えろというような作業ができたならなという思いでございます。何分、昨今の雨というのは、もう人知を超えた災害でございますので、できるだけ減災の仕方として何か工夫がないかというところで今回初めて購入を決断したわけでございますが、今後その使用状況によりましてどうしていくのかというのは、これでいけるのであれば更に土嚢ではなくてそちらのほうにシフトしていく。例えば平らなところでしか使えませんので使用場所も限られますけれども、そのような検証を重ねた上での今後の物資といいますか対応の仕方であるのかなと、その中の1つの今回は試みの対応、緊急事態対応の一つであるにご理解いただけたらなと思っております。

以上でございます。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 緊急時には先ほどおっしゃったように土嚢という方法もこれまでありますし、土嚢だったら下が凸凹してても何とか対応できることがあるけれども、これはこれで非常に軽くて迅速にやるというのは、これはよく分かっております。だからこういう形で備えておくというのは悪くはないと思うんですが、やはり根本は例えば河川のしゅんせつであるとか、通常の水利の管理であるとか、そういうところを基本にして越水しないようにするのが対策の基本だろうと思うんですね。そういう観点で、緊急時ということですので1回試みてやってみるというのはあると思うんですが、1枚当たりになると非常に高いなと、土嚢のことなんかを思うと非常に高いことがありますので、ただ確かにそういうことで試みて実際にやってみるのはありかなとは思っております。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑は。

西川委員。

**西川委員** 2点だけお願いします。

144ページの7款1項3目14節消防施設整備事業の工事請負費なんですけど、これ概要書で言うたら46ページ、消火栓新設工事費2か所と160万円ついてます。これの設置場所を教えてくださいというのと、145ページの7款1項4目の18節、民間建築物耐震改修促進事業の中の建築物耐震改修促進事業補助金300万円、これブロック塀ですか。これいつも思うんですけど、建築物と書いてるんがちょっと何か違和感あるんですけど、ブロック塀に対する補助ですね。これについては令和5年度も令和4年度と同額の予算計上となっていますけれども、その令和3年度、令和4年度の実績はどうやったかというところを教えてくださいたいです。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの西川委員のご質問で工事請負費でございますけれども、令和5年度につきましてはどこに設置するんかというお問いやっただと思うんですけども、消防署とまず協議を行いまして実施の箇所というものを選定していく予定でございます、ただいまの段階ではどこというふうには決まっておらないところが現状でございます。

それとブロック塀の実績であったかというふうに思うんですけども、令和元年度から申し上げたいと思いますけれども、令和元年度で解体が6件、軽量フェンス6件でございました。あと、令和2年度で解体が21件、軽量フェンスが15件、それとあと令和3年度でございましてけれども解体が8件、軽量フェンスが5件、今年度、令和4年度でございましてけれども解体11件の軽量フェンス6件の実績でございました。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 消火栓、まだ場所が、これ消防署というのは管轄で言うたら葛城消防署と協議するんですかね。決まってないというところなんですけど、こういった要望というか、基本的に大きい開発するときには消火栓を付けなさいよという消防協議が事業者とはあるわけですね、何メートル圏内に設置しなさいと。ただその既存というか、ずっと集落があるところについてはそういうところがないんですね。どこに付けていこうかという多分消防署と協議されるということなんですけど、前でもあるところで火事が起こったときに消防水利がなくなったというところの事例を多分ご存じやと思うんですけど、そういうところというのは消防署はもちろん把握していると思うんですけども、地元の方からの要望とかというのは吸い上げることというのはできないもんなんですか。ほんでここが危ないよとか、ここがもう足らんよというのがあると思うんですけど、その消防署と担当課だけで協議をしてこの場所を決めるということなんか、もう一回その辺を教えてくださいたいと。地元の区からこの消防水利欲しいよというところがあれば、そういうのも受け入れてもらえるのかどうかということですね。

それと、ブロック塀については年々減ったり増えたりしてる場所なんです。令和4年度については11件と6件というところで申込みがあったというところで、これについての1件当たり幾らやったかなと思うんです。ちょっとその辺もまた教えてほしいんですね。この300万円で結局そのトータル足りていってんのかというところが、結構ばらつきがあるので、その辺も教えていただきたいなと思います。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** ただいまの西川委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずその大字要望かどうかという部分でありますけれども、当然、大字要望があつてそれでうちは消防署と協議をさせていただいて設置をするというふうな流れにはなっておりますのでございます。

それとあと実績の件でございましてけれども、ブロック塀ですけれども、先ほど申し上げました令和元年度から令和4年度までの金額を申し上げます。令和元年度で154万円、令和2年度で427万2,000円、令和3年度で163万3,000円、令和4年度で212万3,000円となっております。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 分かりました。そやから、ブロック塀に関しましては300万円というのは令和2年度は結

構ようさんやられた件数も多いかなと思うんですけど、そこから見たら8件、11件という形でそれぐらいの件数になってくると、ほんで300万円以内にはなってるというところなんですけど、これ通学路のところ、その辺はここ危ないですよという、これ中で見やんと、僕前も言うたかもしれんけど、控え壁とかあるとかないとかというのが要は敷地の中から見やんと分からへんわけですね。そやから、その申告される方じゃないと分からへんわけなんです。だから、例えば通学路に関しては市のほうで、何かしらここちょっとブロック塀ありますよ、何か倒れてきてるな、中見させてもらえますかと、どうですかというところまでいけるのかどうかというところ。やっぱりその辺というのを、僕はしたほうがええんかなと思う、通学路だけでも。だからそういうところが、所有者が申告するしかないんですよ、これ。だから、その辺が市のほうでも、災害のときやっぱりそこが危ないよというのをどんだけ把握されてるかなというところがもう一回聞きたかったな思うてるんですけど。

**川村委員長** その補助の判定してもらおうという、その作業というのはどういうふうなことがあるかというのを聞かせてもらいましょうか。答弁をお願いします。

**西川委員** 消火栓はオーケーです。大字要望というのを聞きましたんで。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** そのブロック塀のほうは、今思いましたのはその周知ですよ。周知をいかに市民の皆さんにするかという部分で、今後、広報とかまたLINEとか、うちのあらゆる媒体を使いまして、要は今、西川委員おっしゃっててもらってますように、中から見たら分かるというふうな感じですけども、我々も今初めて聞かせてもらいましたけれども、そういったことが書けるのか、書いて市民に周知することができるのかという部分も含めてちょっと研究してまいりたいと思います。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** 周知してもらいたいんですけど、そのときにも要は基準に当てはまってるかどうかというところも一緒に書いといたってほしいんです。要は、決まってるんですよ。控え壁がこんだけのスパンである、それは建てられてる方というのも分からへんと思うんですわ、その基準どおりになってるか。そやから、その辺も含めて周知されるときに書いてあったら親切かな、丁寧かなと思いますので、以上よろしくをお願いします。

**川村委員長** 関連で、吉村委員。

**吉村委員** 西川委員の質問の関連で消火栓についてお伺いをしたいんですけども、今、消火栓については予算の枠取りもしてますよというふうなことなんですけど、この消火栓と並んで防火ということでは、防火水槽というのが大事なことになってくると思います。防火水槽自体、今回予算書に上がってないんですけど、新設の予定みたいなのはあるのかなのかということをお伺いしたいのと、それから防火水槽につきましては令和2年3月末で151か所というふうな私、記憶しておるんですけど、現在何か所あるのかと、そのことについてお伺いをいたします。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。



ただいまの吉村委員のご質問にお答えをさせていただきます。まず防火水槽の新設はあるのかという部分ですけれども、これは現在、新設は考えておりません。それとあと、防火水槽の数でございますけれども、令和4年9月30日現在で申し上げさせていただきますと、今、委員お述べの151か所から1つだけ増えておりまして152か所というふうになってございます。以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** この消火栓はもちろん消火に使うわけなんですけど、私もこの方面詳しいわけじゃないのであれなんですけど、消火栓だけでは不十分であると、防火水槽であればすぐポンプを突っ込んで水を吸い上げることによって短期間で消火することができるというふうなことを、消防に詳しいとおっしゃる方から聞いたことがあるんですけど、この葛城市におきまして、消火栓の設置、それから防火水槽の設置、これは時と場合によって使い分けであるとかそういうふうなことがあろうかと思うんですけど、それについてお伺いをしたいのと、それからあと防火水槽の設置についても、やっぱり大字要望とかそういうふうなことなんでしょうか。その辺りお伺いをいたします。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** ただいまのご質問でありますけど、まず防火水槽設置の手順といいますか、それを申し上げたいと思います。まず大字からの要望というものを受けさせていただきますと、それで要はその防火水槽の用地を確保しなければならないという部分、それとあとは区長より用地の取得の事業認定の申請をいただきまして用地取得の事業認定の審査委員会等で認定をし、またその後は土地の分筆であるとか売買契約であるとか登記であるとかそういった手続になるわけでございます。土地代金の2分の1を補助するというような流れになってございます。また、防火水槽の設置工事につきましては、工事期間が2か月から3か月かかります。その手順も言いますと、要は施工監理の依頼がございまして、うちの業者選定委員会にかけ、工事の入札、また請負契約の締結、そして工事の着手、竣工、完成、検査といった流れで行うようになっているのが現状でございます。

以上でございます。

**川村委員長** その防火水槽と消火栓の使い分けというのはどうなのかということ。

増田補佐。

**増田生活安全課長補佐** 生活安全課の増田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの消火栓と防火水槽の使い分けでございますが、一般的に消火栓の使用というのは、奈良県の広域消防組合のほうに到着後に使用するということでございまして、消防団であったりとか自警団のほう、こちらのほうの組織は防火水槽であったり自然水利のほうを使って消火活動に努めていただくということでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** よく分かりました。また消火活動、短時間で終わらすために引き続き整備のほうよろしくお願いたします。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** ではお聞きします。144ページです。7款消防費、1項消防費の4目災害対策費の防災対策事業の中で、10節の需用費、消耗品費等あるわけですがけれども、予算案の概要を見ますと46ページになるのかな。運営費やから違うか。すみません、間違えてますね。46ページのところでいくと、143ページのほうの2目の非常備消防費の中の消防団運営事業に関して、その中の10節の需用費、消耗品費等に関係すると思いますが、予算案の概要でいきますと46ページの真ん中の段、非常備消防費の消防団運営事業のところになります。ここを見ますと、消防団が火災、水防活動を円滑に行うことができるよう訓練、点検及び服装整備等を行うとともに云々と書いてあるんですね。そこでお伺いしたいんですが、先ほどの止水板、これは言ってみれば水防だと思うんですね。消防団の活動として、最近はやっぱ水防の活動が求められるということで、その水防のための様々な装備品、これについては今、葛城市ではどういうふうになっているのか。止水板というのはだからある意味ではいい取組だと思うんですがけれども、これも消防団には関係するわけではないようですけども、実際にはいろいろと越水とかいうのがあったときに水防活動も求められるということなので、その装備がどうなっているかお伺いします。

**川村委員長** 東部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。水防の装備品等ということでございます。それが雨がっぱなのかいろいろ思うわけでございますけれども、従来、各消防団には雨がっぱ、雨具のほうは支給をさせていただいておりました。それが経年劣化といいますか、今どのような状況か、だんだん古くもなってきたのが現実でございますので、いろんな補助をまた今、申請を上げておる最中でございますして、その補助が下りて有効な補助があれば、そういった部分でまた使わせていただこうかなというふうに思っておるところでございます。よろしいでしょうか。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 雨がっぱなんかもそうなんですけれども、実際に水防に必要な装備品というのが恐らくあるんだろうと思うんですね。例えば、ボートまではいかないとしても、あるいは深い溝に落ちないように水防の方が道路脇の側溝を道路と区別するようなことで何らかの重たいポールでも設置して、ここは寄ったらはまりますよというふうなのを備え付けたり、いろんな取組が多分あるんだろうと思うんです。だけど、その水防についてはまだまだ消防団の方は消火活動が中心だったと思いますので、これからそういう課題が出てくるのかなと思いますので、ぜひその消防団の方とご相談だと思うんですがけれども、できたらそういう方向で充実をさせていっていただいたら、せっかくこういう止水板とかこういう形で越水ということに対しても問題意識を持ってやられるようですので、ぜひよろしくお伺いします。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、7款消防費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

暫時休憩いたします。午後3時20分から始めます。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時20分

**川村委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款教育費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

坂本委員。

**坂本委員** まず、149ページ、下から2つ目の就学援助事業（学校教育課）というところですね。予算の概要で言うと48ページの6番になりますけれども、経済的な事情で高校、大学への進学が困難な世帯への援助を行うための経費、25万円を計上されてますけれども、令和4年度も25万円、令和5年度も25万円計上されてますけれども、これは何人分を考えておられるのかというのが1つと、令和4年度にこの予算を執行された方はおられるのか、この2点をお聞きしたいと思います。まずはこれだけで結構です。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの坂本委員のご質問にお答えさせていただきます。入学支度金なんですけれども、令和5年度の予算で25万円組んでおるところでございますが、こちらの内訳といたしましては、私立大学20万円、公立高校5万円、それぞれ1人ずつ合計2名が行くという想定で入れております。なお、令和4年度につきましてはまだ入試の合格も出てこないところもありますので、今のところ執行はありません。令和2年度、令和3年度につきましても執行はございませんでした。

以上です。

**川村委員長** 坂本委員。

**坂本委員** 私がこれを見て思ったのは、25万円は安いなと思うところがありました。これは入学支度金なので、入学したときに入学祝金というたらあれなんですけれども、入学時に支給される金額なんだろうと思いますけれども、これ私立大学、それから高校、高校はもう無料化とか何とか言ってるところもありますけれども、私立大学に進学するのに入学時に20万円もらう、そこからが大変なわけで奨学金をもらうのかということになりますけれども、これは今後もっと額を増やしていただくように考えてもらうのも1つの手かなと思います。

以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 坂本委員の今の入学支度金の関連と、あと2つ質問をしたいと思います。今、値段の多寡ということもあるんですが、令和2年度、令和3年度、執行がなかったということで、こういうものが必要とされてる方はいらっしゃるかと思うんです。やっぱりそれで利用される方

がいなかったということは周知方法に何らかの問題があった可能性もあるかなというふうに思いますので、この補助を必要とされている方への現時点での現在の周知方法はどのような方法を取られているのか、これを1つ目にお伺いいたします。

それから、148ページなんですけど、2目事務局費、それから18節負担金補助及び交付金の夜間中学校教育費負担金というものなんです。予算金額は25万円ですね。奈良県内には近いところで橿原市の畝傍中学校の夜間学級など公立のものと、それからあと自主夜間中学校合わせて6か所あるというふうに私、承知しておるんですが、この負担金がどういった性格のものなのか、公立の夜間中学校のものに対して負担をしているのか、その辺りお尋ねをいたします。

それから、149ページです。これも同じく2目事務局費の12委託料なんですけど、小・中学校及び幼稚園英語教育講師派遣委託料というのがございます。2,409万8,000円の予算なんですけど、この予算の内訳についてまずはお尋ねをいたします。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお伺いいたします。

入学支度金のことについてまず説明させてください。入学支度金ですけども、こちらの制度は対象といたしましては生活保護受給者の世帯に対して入学支度金を支給するということとなりますので、ベースとしては生活保護のほうから出てるという想定の下で、あくまでも補完するためのものとお考えください。

周知方法をお尋ねかと思いますが、周知方法につきましては、まず学校教育課のほうから社会福祉課に該当される方、その保護者に伝えていただいて全家庭にアナウンスするという形を取っております。

それから、2番目のご質問、夜間中学校教育費負担金でございますが、こちらにつきましては現在は橿原市立畝傍中学校に葛城市在住の方は通うような設定になっております。ただ、令和3年度、令和4年度につきましては新たに通学されている方はいらっしゃいません。予算の取り方といたしましては、実際には橿原市の例規で定められておまして、生徒の在住する市町村がその経費を負担するとなっております。そのため、1人分25万円という形で枠取りという形で予算計上させていただいております。

それから、3番目のご質問、英語教育なんですけれども、この予算ですが、各中学校に1名ずつ常駐しております。小学校に対しましては5校に3名で回るような形になっております。合計で5人の講師につきましては1人当たり481万9,600円、これの5人ということで2,409万8,000円という経費になっております。

以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まずお答えいただいた順番で、入学支度金につきましては、そうするとこの生活保護受給者が対象となっていて、あくまでも補完というふうにおっしゃいましたけども、そうすると今のお答えが私の印象とすれば、これがたまたま必要とされる、つまり生活保護の受給費というか、それで賄えたかのようにも聞こえたんですけども、そうではなくて、その辺りも

う一回説明をお願いできたらと思います。それか、あるいは進学希望の方がいらっしゃらなかったのそういうふうになったのかというふうなことです。

それから、2つ目なんです、畝傍中学校に行かれる方を中心とした枠取りというふうなことで、今し方、夜間中学校の件については。これが例えば、葛城市内から自主夜間中学校、つまり公立でない夜間中学校に行かれる人がいたとすれば、この方についての枠取りとしてもこういう予算というのは出るものなのか、そうでないのかということをお伺いしたいと思います。

それから、あと小・中学校及び幼稚園英語教育講師派遣委託料につきましては5名の方ということで承知をいたしました。この派遣される先生、これはどうやって採用されるのか、採用方法です。市の教育委員会は採用にどのように関わっておられるのか、いわゆる採用される先生方の力量というものを把握して、そしていい方を採用できるようなそういうシステムになってるのかどうかということを確認したいと思います。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課の西川でございます。

まず1点目の入学支度金の補完ということで、生活保護費がその範囲内で賄えれば、うちのほうからはもう特段負担はしないということでございます。

以上です。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 私のほうから2番目の夜間中学校の件で、樞原市立畝傍中学校以外の夜間中学校にお進みになられたときということなんですけれども、正直なところ、今ほとんどの方が夜間中学校は畝傍中学校に行っちゃるので、実は正直なところ想定しておりませんでした。行かれる中学校がどういうものかという性格を分析した上で、それが適正であるということであれば執行させていただくような形であると考えております。

それから、3番目の英語教育の講師の件なんですけれども、基本的にはこちらは委託契約になっております。委託契約で講師を派遣していただいておりますので、我々のほうから講師を採用するとか選定するということはございません。

以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 入学支度金の件につきましては承知しました。それから、あと確かに畝傍中学校が近くて、なかなか遠くのほうは奈良市内とかもありますけど、そういうふうな方はいらっしゃらないけれども、そういうことがあればそれは趣旨からして負担をしようというふうに考えているというふうなことです。承知しました。

それから、あと派遣される先生方については委託契約であるというふうなことについても、これも承知いたしました。

以上です。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 英語の教諭のことでお聞きしたいんですが、これ何年前からやられてる取組なんでし

ようかね。ほんで、この目的ですよ。どういった目的か、英語の勉強を学ぶのか、しゃべれるのを学ぶのか、目的はどういったものなのかお聞かせ願います。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

何年前かということなんですけれども、定かな記憶はないんですが、平成26年にはもう既に導入しておりました。目的といたしましては、やはりネイティブな話し手との英会話というか、しゃべりを耳にすることによって、発音なりもできるように、あるいはヒアリング能力も向上するように、また外国人と対面することの恐怖感といいますか、抵抗なくこれからも接していけるような経験を積むという意味で、こちらの事業を入れております。

以上です。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 何年前かというか、例えば小学校1年生から中学校3年生までやられてる子がおんのかなとお聞きしたかったですけども、いてんのかな。今の計算やったらぎりぎりなんか、ちょっと分かんないですけども、何が聞きたいかといったら、最大で、この取組始まって、ずっと小学校から中学校までこの取組やって、中学校卒業する頃ぐらいにはどれぐらいの英語を理解できるのかというのは分かったはんのかなと思うんです。これ、他市とか行ったときに、取りあえずやってますじゃなくて、外国語を委託されてるわけなので、ある程度の成果というか、外国語、英語を話せるような、これぐらいにまでなりたいながないと、それなくて終わっちゃったら違う方法考えなあかんくなってくるんじゃないのと僕は思うので、多分委託してるわけじゃないですか。そこにしっかりここまではやってくださいねみたいな。何でもかと言ったら、やっぱりこれから英語というのはある程度は必要やと思うので、この取組は絶対いいと思うんですけど、ただその成果、これ決算で聞いたほうがええんかなと悩みながら今聞いてますけど、今どれぐらいの認識されてるかですよ。どれぐらいのレベルになってるかというの、分かりませんやったら具合悪いと思うんですけど、どうでしょう。

**川村委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** なかなか難しい問いですので私のほうからお答えさせていただくんですけども、今、理事から答弁ありましたように、平成から入れていただいているというところですけども、ただ小学校に関しては平成30年の学習指導要領の改訂で3年生から外国語活動というのが導入されましたので、そこからそこに導入させていただいていると。併せて、小学校1年、2年生も市独自で小学校1年生からネイティブの外国語活動を少し先進的に入れさせていただいているというところはございます。ただ、副委員長お述べの英語力、また英語の話す能力がどこまでついたかということも当然、指標として出さないといけないところではあると思うんですけど、特に意識しているのは小学校ではやっぱり英語に興味関心を持つというところ、また外国語活動でも目的にしているのは、英語を話せるということよりも英語を楽しむというところがやはり1番に来ているところかなというふうに思っています。そういう意味では、小学校におけるこのALTの活用においては、英語の興味関心を高めるとともに、子

もたちにやっぱり英語を通した活動を楽しむような授業づくりを教員にも求めているところ  
です。ただ、中学校になりますと、そのネイティブの発音も含めて、英語に興味関心を持っ  
た子どもたちが例えばスピーキングのコンテストに積極的に出たりとか、そんなところで活  
躍する子どもたちも中学生では本市のほうでも出てきておりますので、そういう意味ではこ  
の成果というのはあるのかなというふうに思ってますし、中学校では必ず週1回の授業にこ  
のネイティブのALTを教員とともに授業を受けるというような仕組みもつくっております  
ので、そういった意味で効果はあるというふうには認識しているところです。

以上です。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 難しいのは分かって聞いてるんですけど、せっかくやんのやったらと思ってて、ほ  
んで毎回言うてますけど、僕、今年4月から我が子がとうとう小学校デビューいたしまして、  
このままこれをずっと受けていただいて、やっぱり英語をある程度話せる、聞けるというの  
は期待を持ってお話しさせてもらってます。中学校3年間終わったときにどれぐらいしゃべ  
れるようになったかは、僕がこの場にまだおれば言わせていただきます。取りあえず、息子  
には今日帰って、しゃべれるようになれよお前というて寝させますので、よろしくお願ひし  
ます。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** お願いします。同じく149ページのところで、3点お聞きします。事務局費の学校情報化  
推進事業のところですね。学校教育課のところで、12節委託料のICT支援業務委託料、こ  
れと18節の県GIGAスクール運営支援センター負担金、多分これリンクしてる話だと思う  
んですけども、まずこのICT支援業務委託料と、ICT支援員のことだと思うんですけど、  
これが減額となっております。それと、新たにこの県GIGAスクール運営支援センター負  
担金と、これが新規で出てきてるんです。まずこの県GIGAスクール運営支援センターと  
いうのは一体どういったもので何をするのか。恐らくそこに従来のICT支援員の業務が移  
管してるから減額になってると思うので、その辺り確認をしたいと思います。

それと、その1つ上の13節の校務支援システム使用料、これが私よく分からないんですけ  
ども、令和4年度は校務支援システム賃借料になってるんです。費目が違うから前年度ゼロ  
という形でしか出てないんですけど、これはどういうことなんですかね。何か付け替えがあ  
った理由があるんですか。ここがちょっと分からないので、解説お願いします。

以上、3点お願いします。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

まず、負担金補助及び交付金の県GIGAスクールの運営支援センター負担金についてご  
説明させていただきます。こちらは奈良県において奈良県GIGAスクール運営支援センタ  
ーというのを実施しておりまして、県内の39市町村中35市町村が参加して運営しております。

令和5年度におきましては、この県GIGAスクール運営支援センターに葛城市も参加する方向で検討しておりまして、来年度は県内全ての市町村が参加意向だというふうに確認しております。

これ何かといいますと、業務内容といたしましては学校に対して支援員を配置するというものではありません。リモートでの例えば運用支援、あるいはヘルプデスクなどの対応を行うものでありまして、教育のクラウドサービスというものがあるんですが、そちらの総合的な運用管理、あるいはプリンターが印刷できないとかネットワークが切れてるとかというようなそういうような問合せの一元管理、あるいはサポートサービスを行うようなものでございます。

その上にあるICT支援業務委託料が減額になってるということなんですけども、奥本委員おっしゃるとおりで、令和4年度につきましては1日3名体制で実施しておりました。ところが、このGIGAスクール運営支援センターに参加することによりまして、例えばネットワークの不具合とかの切り分けであったり、初期対応、そちらは県のGIGAスクールにやってもらう。ICT支援員の業務に関しましては、これに関しては例えば授業にどんな教材を作ったらいいとかかどういふふうに授業を進めていったらいいかというような、より授業の支援に特化したような形で支援員を使うということで、今まで3名体制のところ1名で授業支援を行うというような形に変更いたしました。

3点目のご質問の校務支援システム使用料ですが、こちらは令和5年3月まで、令和4年度中はおっしゃるとおりリースで支払っておりましたが、このリースが一旦満了になります。満了になるに伴いまして、このソフトウェアの使用料だけリースから外に出して使用料としての予算計上させていただきました。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課の西川です。

私のほうから追加で説明させていただきます。この校務支援システム使用料なんですけども、令和5年3月で一応長期継続契約が切れます。令和5年度については、この校務支援システムと今、新たに奈良県が統合型で利用しております奈良県の統合型校務支援システムというものを令和6年度から本格開始ということで、令和5年度中の2月、3月に導入したいということを考えております。その令和5年度の2か月分の新たな校務支援システムの使用料と現状使っている校務支援システムの使用料、こちら2つの分で合計で351万2,000円ということになっております。

以上です。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** やはりそうですね。もう県のGIGAスクールの運営支援センターというところで、機器の不具合の対応とか、要するにヘルプデスクを運営しているというところに、そこに参加することによって、従来、ICT支援員が本来の業務とは別にそこに係っていたところを全部県のほうでやってもらってこちらのほうの本来の業務に移ってもらうということ、そこで人員減になってるということですね。了解いたしました。



それと、校務支援システム、リースであったということで、機器の賃借料というところで令和4年度までであったんですね。これ、葛城市は校務システムは県内でも一番早く、たしか導入していただいたと思うんですよ。それで学校運営がうまくいってるというふうに私は思ってたんですけども、これはまた県が一元してやるということで、そちらのほうに統合されるということです。そしたら、これまで使ってきたやつはまたゼロになってもう使えなくなるということでもいいんですかね。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** おっしゃるとおり、今うちで使っている校務支援システムというのはもうゼロになります。ただ、この新たな県の統合型校務支援システムというのは、例えば県が全域で同じ校務支援を使いますので、例えば教職員の異動があっても慣れた支援ソフトを使ったりですとか、あと中学校におかれましては、県立高校の入試なんかはこの校務支援システムを使ってデータも送るということを想定しておりますので、今後はもう県の統合型の校務支援を利用したいと考えております。

以上です。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 了解いたしました。高校まで見据えた上でのあれですね。県教育委員会のほうの一元管理できるようにということですね。分かりました。従来の校務支援システムもそうですけども、教育現場で何が問題かいうたら、特に使っているソフトウェア、アプリケーションが学校現場はなぜか一太郎が昔から多かって、ジャストシステムですね、そう言いながら県の教育委員会はワードを使っているんです。そこでデータのやり取りができないという問題があって、何年前にたしか予算をつけていただいて、教職員にワードを入れてもらった経緯もあって、それと同時にこの現状のシステム、今の支援システムを入れてもらってかなりスムーズに行ってるということでしたけども、今おっしゃってるように高校との連携というところでまだ難点があったということで、それがまた1つ改善されるということですね。了解いたしました。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 私は150ページ、8款2項1目小学校運営事業で、概要書のページで言うと48ページ、会計年度任用職員の方が教員業務支援員、新規、不登校支援員、新規というところであります。内容もちょっと書いてくれてあるんですけども、この教員業務支援員というのは一体何をやる人かということ、教員免許が要るのかとか、この不登校支援員についてもどういう形の人が、臨床心理士なのか、その辺どういうふうな人を雇うのかということと、各5校あるんですけど、そこに全て配置をされるのかということをお教えいただきたいと思います。これ、155ページの中学校のほうも同じくそういう形で会計年度任用職員の方を増やすということで、増やすのか時間を伸ばすのか分かんんですけど、その辺、小学校も中学校も含めてちょっと教えていただければなと思います。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願いたします。

まず、教員業務支援員についてご説明申し上げます。こちら、令和5年度から国が3分の1、県3分の1の補助金を活用いたしまして、教職員の負担軽減を図りまして、教員がより児童生徒の指導や教材研究に注力できるようにしたいということで導入するものでございます。具体的な業務といたしましては、給食の準備、消毒作業、それから学習のプリント、家庭の配布文書などの資料の印刷・配布の準備、それからデータの入力や集計などの資料整理を教員の指示の下、行っていただく予定でございます。1日5時間週5日の勤務を予定しております。新庄小学校、磐城小学校、それから新庄中学校、白鳳中学校の4校につきましては各2名、それ以外の忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校につきましては各1名になりますので、小学校で7名、中学校で4名の合計11名を配置する予定でございます。

続きまして、不登校支援員につきましてでございますが、近年全国的にも不登校の児童生徒が増加傾向であることもありまして、令和5年度、先ほどと同じなんですけども、国3分の1、県3分の1の補助金があります。そちらを活用させていただきまして、新庄小学校、磐城小学校、それから新庄中学校、白鳳中学校にそれぞれ不登校支援員を4名配置するという予定で考えております。これに伴いまして、児童生徒1人1人にきめ細やかなサポートを行いまして、不登校の児童生徒への支援や、1人でも多くの児童生徒が学校に来ることのできるような体制を整備したいと考えております。業務内容といたしましては、現在学校においてクラスの教室に入れずに保健室登校、あるいは別室登校している状況がありますので、各学校に不登校児童が通える教室というものを設置して、別室登校している児童生徒の学習支援であったり、不登校児童生徒への家庭連絡、家庭訪問などの対応を行って、継続的に児童生徒と関わる業務を行いたいと思っております。なお、不登校の支援員が配備されていない忍海小学校、新庄北小学校、それから當麻小学校につきましても、これらほかの学校に配備しておる4名の学校の不登校支援員がサポートできる体制づくりを行いたいと考えております。

以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。教員業務支援員に関しましては先生の結構負担がかなり大きくなってきているので、教員免許を持たない方でもいけるというような補助ということで理解をさせていただきました。不登校のほうの支援員に関しましては、配置されていないところというのは忍海小学校と新庄北小学校、當麻小学校ですね。これについてもその4名がおられるところで、どうかして取りあえずそっちにも手厚くいけるように仕組みをつくっていくところなんで分かりましたけども、これ、こども・若者サポートセンターのほうでも今、拡充で不登校・不適応対策事業というところでやられてると思うんですけど、そこの辺の関連というか、要は今回こうやって不登校の方に対して会計年度任用職員を増やされるというところと、臨床心理士の方が専属でまた1名を配置されるこども・若者サポートセンターのところの部分と、その関連性というのを教えていただきたいなというところなんですけど、どういうふうな、例えばこの方、今度、会計年度任用職員で来られる方がこども・若者サ

ポートセンターの臨床心理士、これまず多分臨床心理士じゃない方でもいけるということですね、不登校支援員というところの方はね。スタートして、こども・若者サポートセンターの臨床心理士が統括してその方を見られるのか、そこの辺の結びつきというのをどういうふうに考えられてるかというのを、いうたら連携をちゃんと取れるのかということですね。その辺ちょっと教えていただきたいということです。

**川村委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** こども・若者サポートセンターとの連携という問いだと思っております。先日、こども・若者サポートセンターのほうで拡充するという臨床心理士については、説明ありましたように、学校に来れない、いわゆるひきこもりの状態になっているような児童生徒を中心として、臨床心理士が専門的な知見で保護者、また子どもたちに働きかけをしていただくと。今回のこの不登校支援員については、学校には来れるんだけどなかなか教室には入れない、そのような子どもたちが、今までであればいわゆる授業で空いている先生方が時間割を本当に駆使しながら常時つけるような工夫をしていただいていたんですけども、昨今の不登校の児童生徒の増加のこともありまして、なかなか教員だけでは回らないところがあるということで、今回、この不登校支援員というのをつけさせていただきたいというふうに考えております。この不登校支援員につきましては、元管理職の先生、または元養護教員というような方で、教員免許を持った方を基本的には配置させていただこうと思っております。このこども・若者サポートセンターで今、指導いただくのは、基本的には学校になかなか来れない、そしてまた学校外の施設、例えばふたかみ教室でありましたりとか、適応指導教室ですよね。とかフリースクールであったりとか、また家から出れない子とか、そういった福祉の面でサポートいただくというのがこども・若者サポートセンターであろうというふうには認識しております。そのこども・若者サポートセンターで、まずは学校に来れるように、また学校の授業には入れないけれども学校に来れるようになってくると、教員と連携しながら学校で授業を受けれるような体制づくりを進めていきたい、そういったところで連携をさせていただきながら、不登校児童生徒の居場所づくりをしっかりとつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** イメージとしては、ここの不登校支援員という方は、例えば学校の保健室に来れる、教室には入れないような方をそこで指導、教育していくための指導員やと、なるほど。こっこのこども・若者サポートセンターの拡充される場所というのは、もう来れへん方ですね。それを何とか学校のほうに来ていただくようにして、今度はこの不登校支援員の方に受け渡していくというようなイメージ、そこで関連性を持たせていくというようなことで理解をいたしました。やっぱり結構僕が聞くのは、こども・若者サポートセンターに連絡を入れたときとか学校に相談したときでも、どっち付かずになってしまうというところがあったのを聞いておるんです。その関連性をきっちり持たせてもらったほうが、あんたところはあんたところでやってたらええやんじゃなくて、やっぱりその関連性をもってきっちりこの事業

に取り組んで、子どもに対しての事業をちゃんと、この不登校、不適應に対しての事業をきっちり進めていただきたいというところでお願いをいたします。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今聞いててよく分かんなかった。保健室に来てる子を見ると、どこで見えるんですか。

そういう教室を新たに1個つくるといことなんですかね。それは新たに全部の小学校、中学校に教室を1個つくって、そこで見るといことですか。

川村委員長 答弁もらいますか。

杉本副委員長 はい。

川村委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうが答弁しますが、今副委員長おっしゃっていただいているように、各学校に教室に入れない子どもたちの教室を整備させていただこうというふうに思っています。それについてはまた後で質問していただけたらいいですけど、通級指導教室というのも拡充させていただこうと思っておるんですけども、その通級指導教室も今までは小学校では新庄北小学校にのみ設置させていただいて、いわゆる他校通級ということで、ほかの子どもたちが新庄北小学校に来るといことをしていましたが、これも全ての小・中学校に通級指導教室も設置させていただこうと。そして、保護者の送迎の負担というのをもうなしにさせていただいて、通級指導を充実させようと思っています。その教室と今の教室に入れない子どもたちの教室、同じ教室で仕切りを付けてやる学校もあるかもわかりませんが、基本的には子どもたちが常駐できる部屋を整備させていただこうというふうに思っております。

川村委員長 杉本副委員長、よろしいですか。

杉本副委員長 結構です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 3つお伺いをいたします。

161ページ、2つ質問するのは両方とも同じなんですが、4項幼稚園費の2目教育振興費に係る部分で、まずこの161ページというのが12節委託料です。これ、予算案の概要では52ページなんです。運動教室委託料という新規の事業なんです、多様な動きを身につけて心身の発達を育むことを目的として幼稚園において運動教室を委託するための経費ということで、非常に新しいわくわくするような経費なんです、こういう事業なんですけれども、55万9,000円、新規事業でありますけれども具体的にどのようなものか、これプラスご答弁いただけたらと思います。また、国や県からの補助等はあるのでしょうかといことですか。

それからもう一つ、これも新規事業で162ページです。幼稚園自然保育推進事業というので、今度は市立幼稚園で自然環境を活用した体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や心身の調和の取れた発達の基礎を育むための経費ということで、これも何か楽しそうな新規事業なんです、これも具体的にどのようなものなんでしょうか。国や県からの補助はあるのでしょうか。これをお伺いいたします。

それから、183ページです。これは6項保健体育費の2目体育施設費です。この体力づく

りセンター管理事業、予算案の概要で言えば57ページですね。いわゆるウェルネス新庄のことなんですが、これが令和4年度には財務調査委託料というのが30万円上がってたんですが、これがなくなりました。この理由を、財務調整委託料というものの目的とともにお答えいただけたらと思います。

以上です。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** それでは、私のほうから運動教室のことを説明させてください。これまで幼稚園、認定こども園におきましては、保育所が実施するような運動教室を実施しておりませんでした。昨今のコロナ禍において、子どもたちが園庭で運動する機会がますます減ってきているということから、幼稚園、認定こども園においても運動教室の事業を実施したいと考えております。この教室を通じまして、体幹を鍛えることによりましてけがをしにくくなること、あるいは運動能力が向上しバランス感覚が養われること、また姿勢がよくなること、学習意欲が向上したり自己抑制ができるようなことを期待しております。具体的には、体操教室、キッズサッカー教室とサッカー遊び教室を考えております。体操教室につきましては各園年間5回で、費用といたしまして42万6,250円、それからサッカー遊び教室としては各園年間4回、13万2,000円を予定しております。認定こども園につきましても同様に予算計上しております。

以上です。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課の西川です。

私のほうからは自然保育推進事業のほうで説明させていただきます。現在、奈良県の奈良っ子はぐくみ課において奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度として、自然保育に積極的に取り組む保育施設を認証し、自然保育を充実させるための補助事業を実施しております。令和5年度に本事業を活用して、植物や生き物、樹木、水辺などの自然環境を活用した体験活動を通して子どもたちが自然の美しさや不思議さに触れることで、好奇心、探求心などの感性を豊かにし、自己肯定感、自尊感情、他者への寛容な心、健やかな体を培うために実施したいと考えております。補助率については、1施設当たり2分の1の補助で上限が15万円となっております。将来的にはこの取組を全園で展開したいと考えておるところでございますが、令和5年度については取りかかりとして新庄北幼稚園、當麻幼稚園の比較的園児数が少ない園で実施をしていきたいと考えておるところでございます。内容についてなんですけども、現在予定しているのは、例えば園庭で人工池、ビオトープを設置したり、そこにメダカ、ザリガニとかを飼ったり、あとは園庭で野菜とかいろんなものを栽培して、それらを収穫したものをみんなで食べたりとかと、あとは園外保育として、例えば森林があるような二上山ふるさと公園であつたりとか橿原市昆虫館とかいったところの園外保育を実施したり、あとは自然保育の講師を招聘してそういうような事業も行いたいと考えておるところでございます。

以上です。

**川村委員長** 吉田課長。

**吉田体育振興課長** 体育振興課の吉田です。よろしく申し上げます。

3つ目のご質問で、体力づくりセンター財務調査委託料についてでございます。体力づくりセンター財務調査は、体力づくりセンター施設管理運営業務基本協定書第18条に基づいて実施しているもので、内容は施設管理運営業務の実施状況について必要があると認めた場合には帳簿書類の提出または報告を求めることができるとなっております。令和4年度では公認会計士に調査を委託しておりましたが、職員で調査ができるようノウハウを引き継ぎまして、令和5年度は職員で必要に応じて財務調査をする予定をしております。

以上でございます。

**川村委員長** 先ほどの補助事業の自然保育のやつはいいけど、その前も補助はあるのか聞きましたね。それだけ答弁を。

板橋理事。

**板橋教育部理事** 失礼いたしました。こちらにつきましては、補助はございません。

以上です。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 私どもの答弁では、1問目の質問に関しては補助がないということで、運動のところですね、補助はございません。

**川村委員長** 補助の部分だけ抜けてたと思いますけどね。

**板橋教育部理事** 申し訳ございません。

以上です。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。1つは、運動教室委託料についてはこれはもう市の単費でされるというふうなことなんですが、運動というのはこれはもうメリットしかないですね。もう元気になりますし、それから脳の発達にもすごくいいことなのでこれは非常にいい事業だなと思うんですが、単費ではあるんですが、今回は新規ということなんですが、今後もずっと継続していかれるつもりなのかどうかということを確認というか、今のところどう考えてらっしゃるかということを確認したいと思います。

それから、あと幼稚園自然保育推進事業につきまして、先ほど奈良っ子はぐくみという言葉が出てまいりました。これにつきましては、教育長はかなり力を入れておられるというふうに伺っておるんですが、教育長、この事業にかけるお気持ちというのを伺いできたらというふうに思います。

それから、体力づくりセンター管理事業についてなんですが、この財務調査委託料については、これは今まで専門家、公認会計士にお願いしていたのを職員ができるようにして経費も削減できるということで理解をいたしました。それで、これにつきましては設備計画修繕ということなんですが、令和5年度が2,145万円なんです。令和3年度を見ましたら、当初予算で2,409万円、それから令和4年度1,657万7,000円、それからあと予算書にも載ってますけど、令和5年度は2,145万円と毎年結構な金額がかかっております。施設が当然老朽化してきますので、修繕の費用が必要なのは当然理解をいたします。反対に今、歳出の話です

が、歳入の話になってしまっちょっと恐縮なんですけれども、体力づくりセンター運営収益金というのがあります、これが令和2年度3,322万1,000円であったのが、コロナ禍の影響があるんだろうと思いますが、令和5年度予算では865万7,000円に減ってます。この施設自体が市民の健康増進という公共施設であるというこの役割はもちろん理解をするものでありますけれども、収支のバランスについてもこれは考える必要があるかと思いますが、その点についてどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

**川村委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** ありがとうございます。自然保育にかける意欲といいますか、それはあるんですけど、私自身、令和3年度からこの職に就かせていただいて、コロナ禍の折でしたので、なかなか思うように学校教育、また幼児教育ができなかったということがありました。ただ、令和4年度、今年度から学校教育アドバイザーも置いていただいて、特にこの幼児教育におけるいわゆる就学前教育ということが本当に大事であるということは前からも重々認識しているところです。そこで、やはり小・中学校の学力につながる幼児期における非認知能力、いわゆる自己肯定感であったりとか、自然保育で求めているのはやっぱり好奇心であるとか探求心とか、こういう力を育むということはぜひ大事にしたいというふうに思っております。そういった意味で、この奈良っ子はぐくみ課の認証制度というのを利用させていただいて、幼児教育の中にそのような活動を取り入れる中で、先生方に目的を持った教育、保育をしていただきたいというふうなところで事業化をさせていただいたということです。1つ目に聞いていただいた運動支援につきましても、1年の単費でなかなか検証もできないこともありますので、やはり少し継続的にやらせていただいて、委員おっしゃっていただいたように、子どもたちの体力の向上もそうなんですけれども、やっぱりここは体幹を鍛えるとか生活に必要な体力、また体格というのを幼児期でしっかりと身につけてほしいと思っておりますので、この運動能力を身につけるためのこの委託というのも、幼稚園の先生方見ておると、幼稚園の先生方が実際にやるということよりも、やっぱり専門の方が来ていただいて定期的に指標を基にやってくというところがかなり有効であるということで、今回事業化させていただいたところでございます。

**川村委員長** 吉田課長。

**吉田体育振興課長** 体育振興課の吉田です。よろしく申し上げます。

ただいま体力づくりセンターの計画修繕に関連してご質問いただきました。まず、体力づくりセンターを計画的に修繕していくことによりまして施設の長寿命化を図るとともに、施設利用者の利便性の向上やイメージアップにつなげて会員数の増加を図るもので、適時の修繕によりトータルコストの削減と収益の増加を目指しております。そこで、現在の運営状況についてなんです、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しておりましたが、今、収束の兆しも見えてきておまして、令和5年3月末の会員数については令和4年度と比較して20名程度増加する見込みとなっております。令和4年度は感染症対策を徹底した上で休館等の対策を取らずに営業を行ったことや、令和3年7月より市外在住の大人会員の月会費の改定を行ったことにより、成果配分795万8,947円を確保することができる見込みとなっております。

ります。令和5年度については少しずつの回復見込み、令和4年度比69万8,695円増の865万7,642円の成果配分を見込んでおるところです。委員お述べのとおり、会員数のほうがコロナの関係で減少している状況がありまして、令和2年3月末の会員数は3,225名いらっしゃったわけですが、令和5年3月末会員数見込みとして2,242名ということで減少しています。今後、アフターコロナに向けて、例えばイベント等、無料開放デーであったり、新聞折込等にも募集チラシをして広域的にも募集することによって、会員数を増やして収益増を目指すということで取り組んでいるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 運動教室委託料につきまして、教育長のおっしゃるとおり、やっぱり上手な人に習うとほんまに楽しくなりますし、できないことができるという体験がすごく大事だろうなと思います。その点、本当にうちの子どもも小さいときに運動教室に通わして、でんぐり返りとか習ってたんですが、やっぱりそういうことができるということがいいかなと思います。これはもう本当にいい事業だと思いますので、これは単費であったとしても本当にやる必要がある意味のある事業だなというふうに思います。

それから、自然保育推進事業と、これに対する教育長のお考えも伺いました。本当にこういう、私、自己肯定感という言葉がありましたけど、本当に今、子どもにとって必要なのはもう自己肯定感やと思います。これがあつたら何がなくとも何とかなるところがありますので、これはもうぜひともそういうことが育めるということ、これはもういいことだなというふうに思います。

それから、あと体力づくりセンターにつきましては、これは会員数がコロナということもあってどうしても減ってたんですが、これが回復基調にあるということと、それからあとイベント等、そういったことで会員獲得についてはまたこれから工夫をされるというふうなことを今ご答弁いただきました。こちらについても、収入が増えるように、歳入が増えるように、こちらのほうもどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 少しまた議論が元に戻るような感じもあるんですけど、確認も含めてお伺いします。小学校運営事業の中で、先ほど来、会計年度任用職員の報酬の中で教員業務支援員、それから不登校支援員のお話がありました。もう一回確認なんですけれども、教員業務支援員については給食の配膳等をされるということでしたけれども、私以前ご質問しました牛乳パックの問題、この牛乳パックの廃棄処理について、実際には現場の先生も子どももせずに、職員の方々が毎日回収してそのまま燃やしているということがありましたので、こういうことにも利用されるのかなと、仕事に携わっていただけるのかなと思いますので、そこは確認なんですけど、お願いしたいと思います。

それから、不登校支援員についても、これ数の確認なんですけども、全体で4人の方が配



置されるということで、配置されない学校については現在そういう対象となるお子さん、つまり学校に保健室登校されてるような方がいらっしゃるということなんでしょうか。忍海小学校とか當麻小学校とか新庄北小学校ですか。この不登校支援員の方が配置されない学校があるようですけれども、どなたもいらっしゃるんであれば当然、今はもう配置が必要ないと。逆に言えば、新庄小学校、磐城小学校や新庄中学校、白鳳中学校にはそういう別室登校されてる方がいらっしゃるというふうに認識していいのかどうか。ここをお聞きします。これ1つですね。

それから、2つ目、先ほど教育長がおっしゃってました通級教室のことについてお伺いします。8款教育費の2項小学校費、1目学校管理費の中の153ページです。予算案の概要でいきますと49ページですけども、事業説明で通級指導教室事業の中に、パートタイムの会計年度任用職員が費用として昨年度と比べて、昨年度125万2,000円が290万5,000円と大きく職員の方々の報酬が増えておりますが、これが先ほどおっしゃった各学校に配置されると。通級指導教室のための先生を、これまでは新庄北小学校のみの配置だったけれども各学校に配置するということであろうと思うんですが、各学校の生徒人数分かりますか。市内の小学校の通級指導教室で実際にどれだけの生徒がそれぞれの学校にいらっしゃるのか、これについて2つ目お聞きいたします。

3つ目もまた同じような関連なんですけども、これももう予算案の概要でいきますけど、50ページのところで、同じように中学校でも会計年度任用職員報酬等というところで、新規事業として教員業務支援員等不登校支援員、小学校と同じように新規であります。それ以外に中学校では部活動指導員ということで新規でございます。こちらについてどういう人数が配置されるのか、また時間数はどういうことになってるのか。この点についてお伺いします。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願いいいたします。

私のほうから、まず教員業務支援員の業務の中で、牛乳の飲み残し、あるいは運搬の話だと思っておりますけれども、こちらにつきましては、今のところは飲み残しの処理、あるいは牛乳パックの詰めるというか袋に入れるというのまでは想定しております。ただ、牛乳パックをどこに保管するかというのは今検討中ございまして、来年度から丸々回収は要らないですよというふうに答弁はなかなか今できない状態でございます。検討はしているということでご理解ください。

続きましてちょっと飛ぶんですけど、通級指導教室の人数です。説明させていただきます。令和4年度から順番に言わせてください。令和4年度におきましては、新庄小学校が5人、忍海小学校が1人、新庄北小学校が7人、磐城小学校が7人、當麻小学校が2人、合計22人。中学校が新庄中学校10人、白鳳中学校1人、合計11人、これが令和4年度です。令和5年度の予定なんですけど、これも申し上げますと、令和5年度は新庄小学校が12人、忍海小学校が2人、新庄北小学校が7人、磐城小学校が9人、當麻小学校が4人、合計34人となっております。また中学校では令和4年度から令和5年度にかけて12人の増となっております。また中学校におきましては、新庄中学校が8人、白鳳中学校2人ということで、合計10人こち

らは1人減ってるという状態です。

以上です。

**川村委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 私のほうから、不登校の支援員を3校に配置しないというところで現状はどうかという  
ような質問だというふうに認識しております。残りの3校については、現状、給食のみ食べ  
にくる児童、また放課後学校に来れる児童は1名ずついてるとは聞いておるんですが、常時  
別室で指導を受けるというような児童はいないというふうに聞いておるところでございます。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課、西川です。

私のほうから部活動指導員の説明をさせていただきます。まず、今予定しておりますのは、  
各中学校1名ずつ、時間については1日3時間、年間で243日、あと担当する部活動なんで  
すけども、一応体育部を予定しておるんですけども、その辺はまだ教職員の人事異動が決ま  
り次第決定したいなと考えておるところでございます。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。1つは不登校の支援員についてですけれども、現状では配置のな  
い学校については対象となる方がまだいらっしゃらないということですが、また年度  
途中でも生まれたら、やはりこういう方が常にいるということは、お子さんにとって安心で、  
行けば必ずその方がいらっしゃるということがつながるということになっていくかと思いま  
すので、前向きに柔軟に配置していただけたらと思います。今回の様々な支援員の配置は、  
本当に学校の先生方にとっては助かるものだろうと思います。

それから、通級指導教室についてはかなり生徒が多いということで、改めて驚きました。  
これまでずっと新庄北小学校に通っておられたということですから、これについても大変い  
い施策になってるなというふうに思います。

それから、あと部活動指導員の方なんですけれども、なかなか1回やってみないと分から  
ないと思いますけれども、難しいところもあろうかと思うんですが、うまく定着して広がっ  
ていくようであれば、これも先生方の負担を軽減する上で大いに拡充していただけたらと思  
います。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 私のほうから、154ページで3つお願いします。2項小学校費、2目教育振興費、その  
12節委託料です。その中のまずプログラミング授業委託料です。これ、恐らく厚生文教常任  
委員会のほうで報告いただいた、協議会やったかな、件だと思っんですけども、減額のと  
ころもう一度改めて確認したいと思いますので、どういうふうになるかというところをお願  
いします。

それから、その下、副読本電子化委託料、これは社会科の副読本、わたしたちの葛城市の

改訂に合わせて教科書の電子化を行うための経費とありますけど、この電子化というのは何なんでしょうね。電子教科書であればこんな値段でできるはずがないんですけども、その辺の電子化の意味、内容がちょっとよく分からないので、解説お願いします。

それから、その下、水泳指導委託料、令和5年度の新規という形になっております。試験的なモデルケースとしてゆうあいステーションのプールを利用するための経費とありますけども、これはどこの学校を対象にしてるんでしょうか。また、その受け入れるところの指導の主体というのはどこが、学校の先生が行ってやるんか、それともそのゆうあいステーションというか社会福祉協議会がやるのか、その辺りを詳しく教えてください。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まずプログラミング授業委託料の減額について説明申し上げます。これまでは6年生において教材を利用して委託業者がプログラミング授業をしていたということになっておりましたが、令和5年度につきましては、学校教育課にある教材、具体的にはドローンなんですけども、そちらを利用して教員に対してプログラミング授業を実施できるような体制といいますか、教員に対する指導案を作成してもらって、教員に対して授業支援をするような方向に変更したいと考えております。使用する教材は学校教育課で持っているものを使いますので、その経費が減額されたということで費用が減っておるということです。

それから、副読本の電子化なんですけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおりわたしたちの葛城市のデータが今、印刷の正本の前のPDFのデータがあります。それは単にPDFのデータなので、例えば目次をクリックしたらそのページに飛んでいくとか、絵をクリックしたら拡大したりとか、できれば動画とか可能なんであればそういうふうな形でつくっていききたいというふうに考えております。もともとデータがあるので費用が安いということでご理解ください。

以上です。

**川村委員長** 水泳教室、西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課、西川です。

私のほうからは水泳指導のほうで説明させていただきます。委員おっしゃるように、當麻小学校でゆうあいステーションを使って実施予定です。年間、水泳の授業というのは5コマあるんですけども、そのうちの2コマをゆうあいステーションで実施したいと考えております。水泳の指導の主体なんですけども、ゆうあいステーションの水泳指導員がメインになって指導します。ただ、成績をつけないと駄目なので、学校の先生も一応帯同してもらおうという形を取る方向で今検討しております。

以上です。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まずプログラミング授業委託料に関しては6年生でこれまでやったドローンを使ったプログラミング授業を、業者委託ではなく教員が担当するという事で減額になってると。ここで1つ懸念するところが、これまで業者が教えてた内容を見てた先生は教えられると思うん

ですけれども、よそから異動してこられた先生がそれが対応できるのかという懸念があるんです。ちゃんと教えられるのかどうか。その辺りの対応をどういうふうに考えていらっしゃるのかというのを重ねてお聞きします。

それから、副読本に関してPDF、恐らくそうだろうなと思ったんですけれども、印刷するよりも安いという認識でいいのかな。これ改訂と書いてあるので、その改訂に合わせてまた何か新たに作るのかなとも思ったんですけれども、これはどっだけ活用されてるんですかね。昔、うちの子どもももらってきたんですけれども、総合の授業で1回だけしか使ったことないと言ってましたけど、今現状ここまでお金かけてやって、それ本当に使われてるのかどうかも併せてお聞きします。

それと水泳授業ですけれども、當麻小学校ということで今お話を伺いました。これ、なぜ学校のプールあるのに、しかも年間5コマのうちの2コマだけをなぜこのゆうあいステーションのプールを使うんですか。その理由をまず教えてください。その際にゆうあいステーションの指導員がやるということですが、これ私から言わずとお手盛りなんですよ。指定管理している事業者に対して、これこっだけ要りますからお金つけますわと言ってるようにしか思えないんです。これをやるということは本来の指定管理業務がやらなくていい部分が出るはずなので、そちらのほうの減額と併せてこれやるべきかなという気がするんですけれども、その辺りはどう考えていらっしゃるんですかね。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 私のほうからは、まずプログラミング授業委託料の関係で、異動になった新しい先生がどうなのかということだと思っておりますけれども、基本的には電子黒板同様、異動になってない今まで使ってた同じ学年の先生にサポートしていただいたり、あるいはICT支援員を使って一定の水準まで持ち上げた状態で授業を行うというふうに想定しております。

それから、副読本なんですけど、こちらにつきましては、もともとPDFにあるデータ化されてる内容に付け加えて、あるいは改訂で、それ以降変わった内容、統計的にも変わっている内容が幾つかございますので、そちらを差し替えた上でデータ化するということです。

授業でどれぐらい使ってるのかという話なんですけれども、一応、郷土を学習するという単元がありますので、そちらに応じて使ってたというふうには聞いておりますが、何コマというのは今のところ確認できておりません。

以上です。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課の西川です。

この授業の目的をまず説明しないといけないのですが、それを忘れてました。申し訳ないです。この授業の目的なんですけれども、今後各小学校のプール維持費でありますとか改修費を考慮し、試験的なモデルケースとして当該委託事業を行うことで、今後の課題や問題点を整理し、これからの学校プールの在り方を考える一つの資料として活用するために当該授業を行いたいと考えておるものでございます。実施小学校とか実施内容は先ほど説明したとお

りなんですけども、あとその指定管理ということに関してはなかなか私のほうからは回答がしにくいのかなということ。

**川村委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** これ、私が3年ぐらい前からずっと、まずやってくださいというふうな指示をして、コロナのタイミングでプールがなかなか開催されなかったのも、やっとならざるを得ない事業です。意図は今、主幹のほうで申し上げましたが、全国的にも自校のプールではなくて民間の温水プールであったり室内プールというのを活用させていただくような事例もいろいろ出てきております。葛城市でできるとするならば、まずは当麻小学校のほうと忍海小学校のほうとウェルネス新庄のほうで少しできるかなという可能性はありますが、少し遠いのでバスなども活用しないといけないと思いますので、そこまではちょっとまず無理だろうということ、まずは当麻小学校のほうで民間のプールを活用して、今後、改修費用がどれぐらいかかるのか、それをやるのかしないのか、移行できるのか、それともやはり改修したほうがいいのかなどの材料にするために、まず試行的にやってみてくださいというふうにやらせてもらっている事業です。ですので、今回たまたま地理的にゆうあいステーションと当麻小学校ということでゆうあいステーションのほうを活用させてもらっていますが、これは仮にウェルネス新庄と忍海小学校のほうに近ければそっちのほうになったと思いますし、ほかにも民間の施設が近いものがあればそうなったと思いますが、そこは地理的なものですので何かあるというものではございません。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まずプログラミングに関してはICT支援員がサポートしていただけるということなんですけども、そのノウハウがちゃんと蓄積されてて、その辺新しい先生が来られても対応できるようにということで、これ子どもたちよりも現場の先生方がICT授業に精通していかないと駄目なので、ステップアップしていく必要があるんで、そこはもうよろしく願いしますとしか言えないので、お願いしておきます。

副読本に関しては、本当にこれ印刷であれ何であれお金かかっていることなんですけども、郷土を知るといことは大事なんですけども、どの程度使われているかというのはちょっと私よく分からないんです。あんまり子どもに聞いても、どんな授業をしたかというのははっきりしゃべれない子もいるし、ほかの子に聞いても、ああどうやったかなという子がいますので、そここのところは作る以上は活用してちゃんとそういう授業をやってください。

それと水泳のところなんですけども、これももう副市長がおっしゃるように、もう何年前から大阪府のほうではそういうのがよく実施されておまして、民間のプールとかの事業者がプール事業を委託するところがあるのは分かるんですけども、まず当麻小学校、あのプールの土地、その横に駐車場がありますけど、あそこはもともと民間の方が寄贈か幾らか安くか分らんけども、そもそもあそこは運動場の横に土地を子どもたちのためにと寄贈された経緯があるんです。地元がそういうふうな子どもたちの教育のためにということで造られた施設なんです。当麻小学校はそういうのが多いんです。もともとは番組小学校ですから、地元の有志の力で子どもたちの教育を見てきたという経緯があります。ですから、そう

いうところの歴史的な背景もありますので、それもまず考えていただきたいというのと、それと学校教育の中でプール授業を今後どうしていくか、これはモデルケースであると思うんですけれども、葛城市は今度、施設の縮減という形で学校施設にも踏み込んでいくかどうかというところが今まで示されてなかったと思うんです。手始めにプール、もしかすると今後先々で児童数、生徒数が減ってきたら、学校統廃合まで踏み込む予定があるのかどうかというのを確認しとかなければいけないかなと思います。

それと先ほどの質問の中で、指定管理事業者にそれを業務を委託することに対する費用のことをちらっと言ってそれをお聞きしたかったんですが、答えが返ってきませんでした。指定管理料は本来払ってるわけなんです。その払ってるにもかかわらずその時間を割いて、また別個にこんだけ要りますからとやったら、本来そこにやるはずの予定の指定管理料を使ってやる業務がなくなるわけなんですよね。その分やっぱりそっちのほうで減額すべきかなと私は思うんですけれども、これはもうその指定管理というところの意味合いをどう取るかの話になってくるのでややこしいんですけども、特にこのゆうあいステーションの社会福祉法人の指定管理の在り方というのが、この間も委員のほうから出てました。この費用が高いのかどうかよく分からんけども、どうも何かもう必要やからお手盛りでどんどんついていくという気がしてならないんです。だから、これ試験的にやるんやったら、この分ちょっと協力しようと、指定管理の中で減額せんでもええからこれやってよとかいうようなことは言えなかったのかと、そこだけ答えていただけないでしょうか。

**川村委員長** 指定管理との、溝尾副市長。

**溝尾副市長** 担当がおりませんのでそこまでお答えすることはできませんが、施設の統廃合とかそういう話まで考えているわけではありません。プールというのは非常に、私も入ってましたので楽しかったのは楽しかったですけど、行政の施設としては年間の中で夏しか使わない上には非常に維持管理コストもかかるような施設です。その施設をどうしていくのかというのは我々考えないといけない問題だと思っております。そのために、今回まずはできるのかできないのか、またお子様たちにとって気温だったり天気に関係なく室内ですのでできますので、そちらのほうがいいのか悪いのか、また指導員の方、先生の負担も減りますので、その負担が減ったのほうがいいのか悪いのかなどなどまずやってみないと分かりませんし、やってる自治体は幾らでもありますので、まず1回やらせていただいて、葛城市の風土にとって合うのかどうなのか、土地のことも教えていただきましたので、そういうことも踏まえながらまずはやらせていただきたいと思っております。

指定管理料のほうはどうでしょうか。ちょっと私では金額のことは分からないと思いますので、減額しているかどうかというのはあとでお答え……。

**川村委員長** 今、即答できませんでしょう。

**溝尾副市長** 私はそこまではお答えできませんので。

**川村委員長** だから、そこは検討していくのかということや収めといてもらわないと、今そのことについて減額すべきやという質疑があるので。

**溝尾副市長** 総論としては、その指定管理料というのは、施設の維持管理だったり電気代だったりと

いうのに使わせていただいております。そのプールのところは自主事業になるかどうかまでは把握しておりませんので、自主事業になればそもそも委託料、その部分、人件費も払っていませんし、その部分を指定管理のほうで賄うというふうな話にはならないですし、その指定管理の中の人件費の中に入っているのであれば委員のご指摘することも一理あると思いますので、その部分また実際にやるときに検討させていただきたいと思います。

**川村委員長** 奥本委員、何か。いいですよ、はいどうぞ。

**奥本委員** ありがとうございます。そのプールなんですけど、副市長おっしゃるように、私たち子どもの頃は本当に9月に入ってもプール授業ありました。夏休みの間はほぼ毎日のようにあって、そこから時代が変わって今もうプール事故とかあって管理が大変なんですよね。当時は、昔は育友会とかPTAのお母さん方、お父さん方が来てプール当番ありましたが、今もうそういう方には任せることができない、先生方がやってるから教員負担も増えてると。それとあと水道代が高くなってるというのもあって、掃除も含めてというのも分かるんですけども、実は當麻小学校は歴史的にそういう土地を提供してもらったというのがありますし、プールの清掃を実は子どもたちでやってたんです。冬場は金魚を入れてました。最後、夏前に金魚を自分たちで獲って、その掃除は高学年生が放課後にやってたんですよ。だから、それが今できるかどうかは別として、子どもも少なくなってるので難しいとは思いますが、そうやって地元の人たちが守ってきたプールであるということは覚えたいと思います。

**川村委員長** ここで暫時休憩をいたします。再開は午後4時50分から再開いたします。

休 憩 午後4時41分

再 開 午後4時50分

**川村委員長** 休憩を解きまして、8款教育費の質疑を継続いたします。

質疑はありませんか。

西川委員。

**西川委員** 154ページの8款2項2目18節森林環境教育推進事業補助金というところで、これも概要書でも出てまして、50ページです。これ新規で出てます。各学校が実施する森林環境教育に関わる学習に必要な経費に対する補助金ということで119万4,000円というところについておりますけども、これ多分、森林環境譲与税のところからになってくるのかなと思うんですけど、これの積算というか、その内訳、どういうふうな事業をされるかというところをお聞かせ願いたいのと、それと先ほど吉村委員からもあったんですけども、幼稚園の運動教室委託料、新規でつけられているところ、これ認定こども園も入っているところがあったんですけども、これが教育費で入っているのか、いうたら民生費というかあっちのほうでこども未来課で見られてんのかというところですね。それを教えていただきたいというところです。

**川村委員長** 今のは、さっき161ページの……。

**西川委員** そうですね。

**川村委員長** 運動教室委託料は、これは幼稚園と認定こども園と言われましたけども、その……。

**西川委員** 要は結局何が言いたいかという、例えば芸術鑑賞業務委託料というのが幼稚園のところ

に入ってるんですね。認定こども園にも入ってるんです。ただ、何で認定こども園のところには運動教室委託料というのを多分民生費で入れられてないのと違うかなというところを答弁いただきたい。できんのかな。こっちで学校教育課のほうで、3歳から5歳まで幼稚園の分だけやからここだけ見てるとかということなのか、要は何で民生費のこども未来課のほうではそれが上がってきてないのか。その辺答えれるかどうか分からないですけど、いはらへんからね。

**川村委員長** むしろ、民生費の中に運動教室というのはあるのかどうかということでしょう。

**西川委員** そうですね。

**川村委員長** それはここでは答えられへんねんけども、答えられますよね、私でも知ってるから答えていただきますわ。

**西川委員** そうですか。それが2点目です。

それと164ページの8款5項1目なんですけど、節はちょっと分かりませんが、芸術文化振興事業、概要書53ページ、124万6,000円というところで予算化をされております。これは市長の施政方針でも令和5年度新しく出てきたところなんかと思うんですけども、これはどういった事業なのかと、またこの事業を予算化したその背景といいますか、その辺はどういうものがあつたのかということをお聞かせ願いたいです。

**川村委員長** 板橋理事。

**板橋教育部理事** 私のほうから、まず森林環境教育推進事業補助金について説明させていただきます。こちら、委員おっしゃるとおりで、小学校5年生が野外活動として国立曽爾青少年自然の家などにおいて森林環境に関わる学習をするために、今まではバスの借上料、こちらを予算化して実施しておりました。今回新たに森林環境教育推進事業補助金交付要綱というのを設定いたしまして、新たに補助金を交付することで、各学校で実施する森林環境学習において本市の森林環境を活用したり、あるいは地元の方を外部講師として招いて森林学習を深めたりすることができるようになること、また森林環境学習に取り組むための教材の購入などに活用できて、幅広く森林環境教育を実施できるようになると考えております。

新たに設定する補助対象といたしましては、消耗品、先ほど申しました講師の謝礼、それから教材品を補助対象としております。バス借上料につきましては補助対象とはしません。予算額なんですけれども、この内訳ですが、令和4年度の予算額と同じ金額を計上しております。こちらバスの借上料と同じ金額を一旦計上させていただいている状況でございます。

それと先ほどの2番目のご質問で運動教室委託料なんですけれども、実際には認定こども園の分も含めて契約は1本化でさせていただいてます。予算としては一般会計予算の予算書の中の85ページの下から2番目に運動教室委託料というのを計上させていただいていると思います。ですので、契約は1本ですが支払いは別ということでご理解ください。

以上です。

**川村委員長** 葛本課長。

**葛本生涯学習課長** 生涯学習課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

新規の芸術文化振興事業でございますが、広く市民の皆さんを対象に芸術に触れていただ



く機会を創出し、市の芸術文化の振興を図ることを第一の目標といたします。絵画や彫刻、写真などに限らず、映画、舞台、図書、歴史講座などあらゆる文化的活動を対象とし、文化会館や歴史博物館、図書館といった社会教育施設が個々で情報発信、実施していた事業を集約し、一斉に情報発信することで、各事業への参加者の底上げを図り、市の芸術文化の振興の第一歩といたします。市民、特に子どもとその保護者を対象としたワークショップを実施し、芸術を鑑賞するのではなく体験することで芸術文化をより身近なものと感じていただき、またワークショップで作成された作品を一般向けに展示することで、自らの作品が大勢の方を喜ばせることができるという経験を知ること、更に芸術を深く知っていただく機会へとつながると考えております。

イベントの周知などの情報発信につきましても工夫を凝らし、各社会教育施設と連携を取り、チラシ配架、ポスター掲示等を行うとともに、ホームページ、LINE、デジタルサイネージ等の効果的な活用を考えてまいります。また、文化協会に所属する各クラブにも協力を要請し、各イベントでの連携や協力を行うことで新規加入者の掘り起こしを図ります。各クラブへの体験入部ができる期間を設け、協賛いただけるクラブにつきましても、チラシ等のイベントカレンダーに日時を掲載、クラブ活動に興味のある方に気軽に体験入部できる環境を創出いたします。さらに、文化協会に所属していない団体や個人が開催する展示会や講座等と一定の条件を定めた上でタイアップを行い、官民一体となって市の芸術文化振興を図ります。このほか、将来にわたって葛城市の芸術文化を支えるものへの支援を行ってまいりたいと存じます。本市にはスポーツ振興のための激励金が交付されているところですが、芸術文化に対する同様のものはございませんため、本市の芸術文化活動振興について、将来にわたる活躍が期待されるものに奨励賞を受賞することで、葛城市の将来にわたる芸術文化の振興を支援したいと考えております。奨励賞を受賞することでその方の励みにもなり、また市全体の芸術文化、またその分野への興味、理解を深めるきっかけにもなることが期待できると考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。運動教室の件につきましては、もう了解いたしました。そこで僕、細かいところが見れてませんので、そちらのこども未来課のほうでちゃんと計上されてると、了解いたしました。

あと森林環境教育推進事業補助金なんですけど、僕もこれずっとお話をさせてもらったように、やっぱり森林環境譲与税としての使い道としたら正しいほうで事業としてはええんかなと思うんですけど、ただその予算の組み方が119万4,000円をそのままスライドするということは、何かちょっとやっつけた感があるのと違うかなと思ってます。でも、1つこういう形で事業として各学校が取り組んでいくと、今回はこの枠の中で1回やってみようかなというところでいいんじゃないかなと思うんですけど、もう次年度からはきちっとやっぱりつけて、ちゃんと1回今回試してどういうふうにしてみるかということも含めて事業としてきちっとやっていただければなと思います。

あと芸術鑑賞の件なんですけど、すごくいい取組やなと思うんですけども、これの背景を今ずらずらと話をされたんですけども、要はなぜ急にこういうのが出てきたかというところが、葛城市で例えばそういう芸術、もともとアートフェアとかもありましたし、一旦なくなりましたが、何かしらその背景というものが、芸術、子どもらに対してもっと芸術と近く親しみを持ってやれるとかいうのも分かるんですけど、そういう背景が見えへんなどというところがありましたので、その辺もうちょっと簡潔に答弁いただけたらなと、要はどういう背景でこの芸術、この文化振興事業というのが出てきた、どういう思いで出てきたのかなというところを、これもし市長に答えてもらえるんやったらその辺が一番ええかなと思うんですけども。そういうのやっぱり気になるもので、その辺どういう背景でどういう思いでこういうのが出てきたのかなというところをお聞かせ願えたらなと思います。

**川村委員長** さっきも文化会館とかのいろんなところのを個々にやらないで連携するとかいう話も出てたので、その辺の背景があったんでしょけど、葛本課長、ちょっと補足してください。

葛本課長。

**葛本生涯学習課長** 生涯学習課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

もともと葛城アートフェア事業というのを全5回実施させていただいておりましたが、葛城アートフェア事業といたしましては、真に優れた芸術作品を通常芸術作品を展示する場として利用されることのない空間を会場とし、その空間も作品の一部として展示して鑑賞するというコンセプトで実施されておりました。優れた芸術に間近に触れていただくことで芸術への関心を誘起させるということを見込んでおりました。しかしながら、普段芸術に触れる機会のない方には敷居の高いイベントと捉えられ、結果的に限られた一部の芸術に関心のある方のみ好評を得る結果となったのではないかとこのところを不安に抱えているところでございます。ですので、身近に芸術文化を楽しんでいただく機会を設けて、それを楽しむ地盤をつくるということを目指して、今回の芸術文化振興事業というのを立ち上げさせていただいております。

以上でございます。

**川村委員長** 西川委員。

**西川委員** アートフェア事業というのは確かに僕も見に行ったこともありますけども、確かに仰々しいというか、ところというのも、もちろん身近にというところの感覚ではなかったかなと思うんですけど、分かりました。より身近にアートとか芸術に触れるところを目的としてつくられたというような事業やということで理解しました。そうなれば、やっぱり幼稚園とかでもやられてる芸術鑑賞業務委託料とかいうところもあるんですけど、そういうのも例年と同じ金額で来てるので、やっぱり子どもたちにそういうふうにより親しみを持ってと言えたら、こっちのほうも力を入れていかなんのかなというところで意見として言わせていただきます。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** お聞きします。8款教育費の2項小学校費、1目学校管理費の中の152ページ、事業説明、小学校管理事業の中の14節工事請負費804万4,000円の内訳ですが、予算案の概要には49ページになります。そこの真ん中、(6)工事請負費というのがございまして、①学校施設防犯対策工事、新規とあって、小学校の門扉への電子錠の設置及び云々とあるんですが、電子錠の設置ということで私も1度発言したことがあるんですが、これは何校設置する予定なのか、小学校全てに設置するのか、またどういうものなのか、このことについてお伺いいたします。

それから、2つ目であります。同じく8款教育費、2項小学校費の中の2目教育振興費であります。事業説明では154ページの小学校就学援助事業ということで、19節扶助費です。これは中学校にも同様に就学援助事業がありますので併せてお聞きしたいんですけども、まず1つは要保護・準要保護児童援助費が昨年と比べて増額となっております。この準要保護児童の援助については対象世帯の対象基準、それが変更になったために対象が拡大するから予算が増加したということも考えられますし、今の経済状況の中でそういうことが見込まれて数が増えるとして増額になってるんかとも思うんですけども、その内容についてどうなってるかということについてお伺いいたします。対象拡大についてもできたらご説明いただけたらと思います。

それから、同じく要保護・準要保護児童援助費についてですが、修学旅行費について少しお伺いします。1つはこの修学旅行費の支払いはどのような形態になっているのか。このことについてお伺いします。つまり、修学旅行に行った後、修学旅行費が払われてるのか、修学旅行に行く前に支払われてるのか、このことについてお伺いします。

**川村委員長** 村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

谷原委員ご質問の学校施設防犯対策工事のうち電子錠の対象校はどこかということと内容、どんなものかというご質問やったかと思えます。電子錠の新設につきましては、現在、ダイヤルロック等で管理運用している小学校の門扉に電子錠を追加設置することで、職員室から遠隔で施錠、開錠ができるようにするものでございます。対象校といたしましては3校予定しておりまして、新庄北小学校、磐城小学校、當麻小学校を予定しております。

以上でございます。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課の西川です。よろしくお伺いします。

私のほうからは就学援助のことについてご説明させていただきます。まず、予算額の説明をする前に、令和4年度の要保護・準要保護のそれぞれの人数と支給率について説明させていただきます。令和4年度の要保護・準要保護の人数については、3月15日時点で小学校では272名、中学校では168名となっております。就学援助率については、小学校で11.54%、中学校で14.91%となっております。なお、令和3年度については小学校で220名、援助率が9.38%、中学校で154名で援助率が13.28%であり、令和4年度より認定基準を見直した結果、人数について小学校で52名、中学校では14名増加、援助率については小学校で2.16%、中学校では1.6%増加しております。これを基に、令和5年度の予算額については、令和3年度

の奈良県の就学援助の平均の率というのがございまして、小学校で12.14%、中学校で14.58%という数字がございまして。本市においても基準を見直した結果、増加しておりますので、小学校については援助率が12%程度に増えるだろうということを見込み、人数については280人程度の金額が2,502万5,000円、中学校については県平均を超えておりますので15%程度ということを見込み、人数については170人程度、金額については2,400万1,000円ということになっております。ですので、対象範囲の拡大というところではないということはお認識ください。

あと修学旅行に関してなんですけども、一応修学旅行に行った後に実際に幾らかかったですとか、欠席されてる方も中にはいらっしゃいますので、その辺を確認した上で振り込むという形を取らせていただいております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** まず電子錠の設置ですけれども、これは遠隔操作になるので、私は本当に学校の先生とっても助かる話で、本当に忙しい中、仕事中にピンポンと鳴ったら、わざわざ遠くの校門まで行って開けてまた戻って、業者が出たらまた行って戻ってと、そういうのを教頭先生がやられたり、誰もいないときはその残っている先生がわざわざそれに当たるということでしたから、これを全校にぜひ配置していただけたらと思うんですが、今3校だけということだったし中学校はありません。これについて再度計画についてお願いいたします。

それから、要保護・準要保護児童援助費ですけれども、令和3年度から令和4年度に基準改定したのでそこでは大きく伸びてるということで、実際に子どもの貧困率というのが7人に1人が貧困家庭というふうにならなくなって一般に言われてますので、ほぼ13%から14%、就学援助を結構受けられるようになったのかなというふうに思います。この点については評価したいと思います。

ただ、1件だけ、従来の基準で受けられてた人が新しくなった基準で受けられない方が若干いたというふうには聞いているんですが、私は本来はそういう方については経過措置を取るべきだと思ってるんです。つまり、これは制度が変わって、当てにしていた、つまりお子さんが高校へ行くまで就学援助費を受けれると思ってた、そういう生活設計してるのにもかかわらず制度が改定して、よくはなったんだけどその方には悪くなって生活設計が大きく狂うような場合は、基本的に私は経過措置を設けるものだと思ってるんですけれども、どうされたのかというのを聞きます。そういう方がいたのかどうか、それからどうされたのか、このことについてお伺いします。

それから、修学旅行の件ですが、これはもう一つ質問なんですけども、要は生活保護、準要保護世帯の子どもさんたち、修学旅行費については行った後で清算となって受け取ると。しかし、普通一般のお子さんはどういうふうには修学旅行のお金を支払っているか。よく積立てということをお聞かせいただけますか。

**川村委員長** 村田課長。

**村田教育総務課長** 教育総務課の村田です。

防犯対策工事のうち電子錠の新設3校が対象ということで、それ以外はどうかというお問い合わせだと思います。こちら、3校以外では新庄小学校と忍海小学校がございしますが、新庄小学校については今後大規模な改修工事を予定しておりますので、それに合わせて工事を進めたいと考えております。忍海小学校のほうなんですけれども、今この電子錠の予定につきましては片開きの門にしか設置できない仕様になっておりまして、残念ながら忍海小学校は両開きの門に全てなってしまうので、今回対象から外させていただいております。中学校も含めて、今後どういう形で進めていけるかというのは検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 西川主幹。

**西川学校教育課主幹** 学校教育課の西川です。

昨年度、準要保護に認定されて今年度認定されなかったということなんですけれども、一応1世帯で2件の方がいらっしゃいました。ただ、いわゆる生活保護基準額というのがかなり1.3倍を上回っておりましたので、やはり要保護に準ずる程度に困窮するとは認められ難いということで、却下という形で処理させていただいております。

あと修学旅行の費用ですが、一応旅行会社に積み立てて、そこから清算するという形を取っていると伺っております。

以上です。

**川村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 電子錠については今後ともぜひ検討をよろしくお願いします。私は忍海校区ですので、ぜひよろしくお願いします。

次ですけど、準要保護家庭のこの枠の拡大ですけれども、1世帯2件ですね。確かに、多分ひとり親世帯の方だと思うんです、対象になった方は。だから、所得が高いと、生活保護基準の1.3倍いうことを超えてると、十分所得があるということですけども、先ほど言いましたように期待値というのがあるんですよね、生活の上でね。設計されてるわけですよ。それを途中で崩す場合は必ず経過措置を設けると。国保でもそうです。今のところは経過措置、年金もそうだし、基本的にその生活の基本に当たるところはぜひ葛城市においても経過措置を設けていただきたいと思います。これができるかどうかはあれですけども、そういうことも含めて考えていただけたらと思います。

それから、修学旅行の件なんですけど、これ非常に狭間になってまして、事前に要はお金を払ってるんです。そうすると、生活保護世帯の子は払えないんですよ、事前に。もうほんまかつかつでやってはりますから。そうすると、修学旅行に行けてない子がいるんです。生活保護を受けて準要保護世帯で、これ調べていただいたらいいと思うんですけども、葛城市の小・中学校で修学旅行に行っていない子の中で、いろんな事情で行けないことがありますから、病気とか。だけど、生活保護の、あるいは準要保護世帯の子が修学旅行に行っていない比率とそうでない方の行っていない比率を比べていただいて、これ全国的に見ると、やっぱり生活保

護や準要保護世帯のお子さんの就学援助を受けてるご家庭の、修学旅行に行ってる方の比率が行ってない方が比率が高いと。調べてみると、要は普通は積み立てて事前にお金を支払っている、それが積み立てて支払えない。後から出るんですよ。だから、結果として行けないと、経済的に。だから、制度が非常に使いにくい制度になっているということで、これぜひ研究していただきたいと思います。事前に、要はこれは例えば教育振興費か何か寄付金もあって、結構自由に使える、教育のために使ってくれという基金もあったように思うんです。そういうところで一時立替払いをして、後から必ず出るわけですから、そこで立替払いして清算するという形で、やっぱり行かせてあげたいんですよ、これは修学旅行にぜひとも。私もそういう中学生の頃、クラスで親しい子が、いやもう僕は車酔いするから行かないんだと頑強に言うんですよ。でも、みんな、いい子やから一緒に行こう行こう、そんなみんな大丈夫やで、楽しくやってたら船酔いせえへんとかそんなこと言うんだけど、結局、後だんだん分かってきたのは、そういう生活保護を受けてて行けなかったんだと、それは物すごく辛いんですね。子ども心もね、仲間としてもね。だから、これはもう制度の問題なので、ぜひ研究していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 2点だけ確認させていただきます。164ページ、生涯学習事業の演劇連盟補助金が令和4年度に比べて3倍強になってる理由を教えてください。

それから、175ページ、13節使用料及び賃借料の電子図書システム使用料、電子コンテンツ使用料のこの2つに関係しまして、現在は電子図書の冊数というんですか、本の数と、それと今年度幾らを見越してるかということをお願いします。

**川村委員長** 葛本課長。

**葛本生涯学習課長** 生涯学習課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

演劇連盟補助金の話でございますが、現在市内にある2つの市民劇団は、それぞれ旧町時代に演劇を通して市民が文化芸術に親しめるように設立されまして、現在まで活動が続いております。これらの活動が途絶えることなく実施できますように、生涯学習課から葛城市生涯学習事業補助金交付要綱に基づき事業補助金を交付し、また新庄文化会館及び當麻文化会館では、自主事業開催委託料として劇団の公演に係る指導等の委託料を負担することで劇団の活動を援助しているところでございます。しかしながら、1つの団体に対しまして複数の補助、援助を行うことは好ましいことではないと思われることから、この度、同一団体に市から異なる形で複数補助を行っている現状を是正するため、新庄、當麻、両文化会館の市民劇団に係る委託料を廃止し、その分を生涯学習課からの事業補助金に上乘せする形で交付することにしたいと考えております。金額の理由でございますが、令和4年度までは予算額で文化会館費の自主事業委託料として新庄文化会館が70万円、當麻文化会館が60万円、計130万円を、社会教育総務費から生涯学習課補助金としてそれぞれに24万円、計48万円、合計で市民劇団風塾には94万円、劇団くすのきには84万円を計上しておりました。これを生涯学習事業補助金といたしまして、2団体に対しそれぞれ75万円の計150万円に一本化いたします。

文化会館費の委託料130万円の減額に対しまして、補助金102万円の増額となるものでございます。

以上でございます。

**川村委員長** 石川図書館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いたします。

現在の電子図書館コンテンツの冊数でございますが、令和5年2月末時点で1,182冊となっております。今年度、購入いたしましたのは281冊となっております。

以上でございます。

**川村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ありがとうございます。演劇連盟補助金の理由が分かりました。2つに分かれてたやつを合わせたという形ですね。それから、コンテンツのところ、今年度のこの予算で幾らの購入を予定しているかということも併せてお聞きしたかったので、それだけ最後お答えを願います。それが281冊、それ昨年度じゃないんですか。今年度ですか。昨年度は何冊だったんですかね、購入冊数が。トータルで1,182冊ということですか。

**川村委員長** 石川図書館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 令和3年度は206冊でございます。令和4年度は281冊を購入いたしました。

以上でございます。

**川村委員長** 令和5年度は何冊購入予定かということも併せて。

石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 失礼いたしました。令和5年度もコンテンツの予算として100万円を予算要求させていただいておりますので、令和4年度の281冊と大体同じぐらいの冊数になってくるかと思っております。

以上です。

**川村委員長** 昨年と同様ぐらいと。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 令和4年度と同じぐらいになってくるかと思えます。

**川村委員長** よろしいですか。そしたら、ほかに質疑。

吉村委員。

**吉村委員** では、図書館について3点お伺いをいたします。いずれも5項社会教育費の7目図書館費です。まず、これは予算案、ページで言うと174ページなんですが、ちょっとそちらのほうが見にくくて、予算案の概要の55ページ、会計年度任用職員報酬等というところなんですが、これが令和4年度の当初予算が1,409万7,000円に対しまして令和5年度予算が1,691万3,000円ということで、若干増えております。これについては増員を見込んでのものなのかどうか、増額の理由についてお答えを願いたいと思います。

電子図書館につきましては、今し方、タイトル数については奥本委員の質問にお答えいただきましたが、これの貸出の実績ですよね。いわゆる令和2年12月に導入された電子図書館ですけれども、これについて何冊借りてらっしゃるのか、また個人情報に関わることでの

で誰がとは言えないとは思いますが、現場の実感としてどのような方が電子図書館をよく利用されてるであろうかと、その理由についてお答え願いたいと思います。

それから、あと175ページなんですけど、18節負担金補助及び交付金でおはなし会補助金というのがございます。これ今まで10万円でした。これまでもおはなしろうそくの会のリーダーとわらべがそれぞれ當麻図書館と新庄図書館で活動されてきたと思いますが、令和4年度は10万円から15万円に増額になっております。この理由についてお答え願います。

**川村委員長** 石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いたします。

会計年度任用職員の報酬額の増額理由でございますが、図書館の令和5年度の会計年度任用職員の採用人数は令和4年度と同じで7人を採用します。ただ、司書と事務補助員の採用の人数の内訳が変わりまして、司書は令和4年度より1名増え4名になり、事務補助員は1名減って3人となります。司書は資格を持っておりますので事務補助員よりも基本給が高く、また司書は月給で、事務補助員は時給となっております。司書の採用人数が増える分、報酬額が増額となっております。また、併せまして会計年度任用職員の昇給により基本給が上がったことも増額の原因となっております。

続きまして電子図書館の貸出実績でございますが、電子図書館は令和2年12月25日から運用を開始いたしました。令和2年度の貸出回数でございますが、令和2年度は520回ございました。令和3年度につきましては1万2,543回、令和4年度は2月末時点で7,420回となっております。

利用状況ですけれども、令和4年度の利用状況では、一番多く利用している世代は小学生でございます。全体の83%となっております。次に多いのが中学生、中学生の次に30代の方が多くなっておりまして、70代、60代、50代、40代というような順番になっております。

おはなし会の補助金につきましてですけれども、図書館のボランティアとしておはなし会2団体に、今まで補助金として1団体5万円ずつ合わせて10万円を支給しております。今回新たに令和2年度より図書館のボランティア活動をしてくださっていますレッツ・エンジョイ英語の絵本読み聞かせボランティアグループにも、活動補助金として5万円を令和5年度からお支払いすることとしております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 私、前から言ってますように、司書というのは専門職ですので、市としましても司書を専門職ということで待遇というものは月給であったりとか、あと基本給が高いと、それからあと司書が長くいらしゃるとどんどんこういった勉強して技量も上がってきますので、それも考えていらしゃることにつきましては評価をしたいと思います。今後、また今、非常勤、会計年度任用職員ですけれども、いわゆる常勤の方、そういった司書も増やしていただくと更にいいなということで、これは要望しておきたいと思います。

それから、あと電子図書館につきましては、これは分かりました。小学生が一番多いというのはちょっと意外だったんですけども、楽しいそういうカラフルな本とかもありますの



で、そういうことなのかもしれません。またこれは私も調査したいかなと思っております。

それから、あといわゆるこのおはなし会についてはレッツ・エンジョイ英語の絵本が今度から参加されるということで、英語の本の読み聞かせをされるというふうなことだろうと思いますが、この英語の本の読み聞かせに図書館として期待されてる、こういう期待があるよということがあればお答えいただきたいと思います。

**川村委員長** 石川館長。

**石川生涯学習課主幹兼図書館長** 図書館の石川です。よろしくお願いたします。

現在、レッツ・エンジョイ英語の絵本読み聞かせボランティアグループには、奇数月で新庄図書館、偶数月で當麻図書館で活動していただいております。子どもたちに英語と日本語による絵本の読み聞かせや、英語の音楽に合わせて体を動かすアクティビティも取り入れ、子どもたちが楽しく英語に触れる機会をつくっていただいております。子どもたちがこの体験から英語に興味を持つきっかけになればと期待していますし、また市内に住む日本語が母国語ではない子どもたちにも、この英語の絵本の読み聞かせを通じまして絵本や図書館の本に親しめる機会につながっていければと考えております。

以上でございます。

**川村委員長** 吉村委員。

**吉村委員** こういった新しいおはなし会の方によって英語に対する興味を子どもたちが持つという、これは素晴らしいことだと思います。また、市内にこれからお父さん、お母さんの仕事の関係で日本語が母語でない子どもたちも来られると思いますが、そういう子どもたちの居場所を図書館が提供するという点についても、これは意味があることだなと思います。図書館につきましては、先ほども申しましたように司書という専門職がいるということが、図書館の建物だけじゃなくてそういう場にとって大事なことだと思うんですが、職員だけじゃなくて、こういったいわゆるボランティアの方とともに運営していくのが公共図書館だと思いますので、そのことも併せて申したいというふうに思います。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 時間過ぎてなのに申し訳ないです。1個だけ、先ほどの西川委員がおっしゃったことに関して、運動教室のやつと自然なんたらやのやつ、あれの認定こども園の幼稚園保育と分かれてると。ややこしいなと思って僕も見てたんですけども、ちょっと前に葛城市でも一体化、縦割りなくすという動きがあったと思うんです。国のほうでもそういう動きもあるんですけど、今どういう状況になってんのか。これ予算で聞いてええんか微妙やし、答えられるかどうか分かんないですけども、こういうことが更にこれから増えてくると思うんです。これ、教育の部と子育ての部が分かれてることによってこういうことになって、契約上は1つのことをやってはるんですよ。でもここの予算上では2つに分かれてると。なかなかこれ奇妙なことになってると思うんです、僕は。これをなくすために1つにしようねという動きが多少なりとも昔あったと思うんですけど、その辺どうなってるのか今お聞かせ願えますか。

**川村委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 国の関係も含めましてですけれども、今、こども家庭庁が発足しつつありますけれども、その中ではやはり幼稚園は文部科学省に残って、保育所の部門と認定こども園の部門がこども家庭庁のほうに移るといふふうに把握しております。この予算のほうは、決算統計とかの関係もありまして、やはり民生費と教育費というのは分かれざるを得ない。もう一緒にしてしまうと今までの関係も分からなくなるのと、うちだけを一緒にしてしまうと、決算統計は全国同一のレベルで図るものですのでなかなかそれは難しいのかなと。単独であればいいのかもしれませんが、大きな制度ですのでそこは難しいのかなと思っております。ただ、葛城市として2つの部局ができるだけ効率的に合理的に行くように、1つの契約でできる場合には1つでしましよ、同じフロアにおりますので一緒に連携してやりましようというような状況になっている状況です。

**川村委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 難しいとは思いますが、こういう我々議員が見る程度でややこしいぐらいやったらいいと思いたすけども、やっぱり窓口に来られた方とか、いざお子さんの保護者とかは、そういうややこしいことはできるだけなくしていただきたいというのが、ここ予算とか決算とかというのは僕らが理解すればええだけの話なんでそれはいいんですけども、現場レベルの話というのもそろそろ考えていったほうがいいんじゃないかなと思いたすので、これはもう所管は厚生文教常任委員会の委員長やから、調査案件の中にも入ってるわけじゃないですか、就学前どうたらこうたらというのが。そこでも話出して、いろいろみんなで考えていけたらなと思いたす。

以上です。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。もう皆さん終結できるでしょうか。

(「はい」の声あり)

**川村委員長** それではないようですので、8款教育費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了させていただきます。

なお、明後日22日午前9時30分より委員会を開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

延 会 午後5時36分